Ⅰ 調査概要

1. 調査目的

本調査は、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体（※）の活動の状況を明らかにし、今後の住民参加型在宅福祉サービスと地域福祉の発展のための基礎データを集積することを目的として実施した。

※「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは

● 地域住民の参加を基本として

① 営利を目的とせず、

② 住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、

③ 有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う家事援助、介護サービス（ホームヘルプサービス）等を中心とした在宅福祉サービスである。

● こうしたサービス（活動）を行う団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」といい、住民の自主組織として組織されているものの他、市区町村社会福祉協議会、生活協同組合、農業協同組合、福祉公社・事業団、社会福祉施設等が運営するものがある。
また、同団体は、上記の「たすけあい活動」とともに、介護保険制度や障害者自立支援法等に基づくサービスをあわせて実施するところもある。

2. 調査対象

平成31年3月1日現在、活動している住民参加型在宅福祉サービス団体を対象に、その活動状況について調査した。

3. 調査方法

調査票は、平成31年3月に、本会で把握する住民参加型住宅福祉サービス団体1,985団体に郵送し、郵送及びFAXにて回収した。

4. 調査時期

令和元年6月24日～令和元年7月31日

5. 回収数

517団体（回収率 26.0%）

6. 調査内容

○ 団体の組織体制・運営
○ 会員の状況
○ サービス、活動事業の内容
○ その他

※ 詳細は巻末調査票を参照。

7. 報告書の見方

○ SAは単数回答。1つの質問に対して複数の選択項目から1つを選ぶ形式。
○ MAは複数回答。1つの質問に対して複数の項目から複数を選ぶ形式。
○ 割合は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率を合計しても100.0%にならない場合がある。

8. 報告書の記載方法について（凡例）

●組織の運営形態の類型化について

本報告書においては、組織の運営形態（調査票問2）を、以下のような類型（呼称）として分類し、集計分析を行った。以下、この類型（呼称）によって記述する。

組織の運営形態（問2）の選択肢＜SA＞	類型	回答数	%
1　住民の自主的な会員組織である	A　住民互助型	211	40.8
2　市区町村社会福祉協議会が運営している	B　社協運営型	208	40.2
3　生活協同組合が運営している	C　その他	98	19.0
4　ワーカーズコレクティブである			
5　JA(農業協同組合)が運営している			
6　行政設置による第3セクター(福祉公社・事業団等)			
7　社会福祉施設が運営している			
8　ファミリー・サポート・センターである			
9　その他			

n＝517

9. 調査結果の概要

以下の調査結果については、本調査に回答した団体の結果であり、すべての団体の結果を示すものではない。

(1)事業開始年　（調査票　問1）

○「1996年～2000年」が最も多く 19.3%となっている。

選択肢＜SA＞	回答数	%
1990年以前	89	17.2
1991年～1995年	89	17.2
1996年～2000年	100	19.3
2001年～2005年	63	12.2
2006年～2010年	94	18.2
2011年以降	75	14.5
無回答	7	1.4

n＝517

(2)運営形態　（調査票　問2）

○「住民互助型」が最も多く 40.8%となっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
住民互助型	211	40.8
社協運営型	208	40.2
その他	98	19.0
無回答	0	0.0

n＝517

「C その他※」は、
問2の運営形態の、生活協同組合、ワーカーズコレクティブ、JA、ファミリー・サポートセンター、その他の合計。
社協運営型を除いている。
行政設置による第3セクター（福祉公社・事業団等）、社会福祉施設が運営しているを除いている。

(3)法人化率　（調査票　問3）

○法人化率は、平均で70.3%となっている。

類型	全体	回答数	%
A　住民互助型	211	151	71.6
C　その他※	92	62	67.4
全　体	303	213	70.3

(4)事務所の所有率　（調査票　問4）

○事務所の所有率は、平均で86.3%となっている。

類型	全体	回答数	%
A　住民互助型	211	171	81.0
B　社協運営型	208	187	89.9
C　その他	98	88	89.8
全　体	517	446	86.3

(5)活動拠点の形態　（調査票　問5）

○「独自の活動拠点を持っている」が 41.4%と最も多くなっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
独自の活動拠点を持っている	214	41.4
自治体から賃借	181	35.0
親団体から賃借	108	20.9
無回答	14	2.7

n＝517

(6)広報活動　（調査票　問6）

○「広報誌・機関紙」が 77.0%と最も多くなっている。

選択肢 ＜MA＞	回答数	%
広報誌・機関紙	398	77.0
専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）	257	49.7
親団体のホームページに活動を紹介するページがある	156	30.2
公民館等でチラシやポスターを掲示している	142	27.5
その他	110	21.3
無回答	14	2.7

n＝517

(7)たすけあい活動における会員制採用率　（調査票　問7）

○会員制採用率は、平均で80.7%となっている。

類型	全体	回答数	%
A　住民互助型	211	160	75.8
B　社協運営型	208	184	88.5
C　その他	98	73	74.5
全　体	517	417	80.7

(8)たすけあい活動の登録者数、担い手登録者数(1団体あたりの平均)　（調査票　問8）

○1団体あたりの登録者数は 619人、担い手は平均 132人。

○担い手一人当たりの登録者数は 4.7人。

類型	(A) 登録者		(B) 担い手	
	回答数	平均（人）	回答数	平均（人）
A　住民互助型	197	240	200	101
B　社協運営型	200	963	197	146
C　その他	90	687	90	171
全　体	487	619	487	132

(9)たすけあい活動の担い手登録者の年代、性別（1団体あたりの平均）（調査票　問9）

○担い手登録者内訳は、下記のとおりである。

	全 体	
	女性	男性
	人	
20代	1.2	0.5
30代	7.8	1.2
40代	14.0	2.0
50代	17.5	2.4
60代	25.6	5.9
70代以上	25.4	10.7

	A　住民互助型		B　社協運営型		C　その他	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
	人		人		人	
20代	1.0	0.6	1.1	0.6	1.8	0.2
30代	2.2	1.2	6.3	1.5	19.7	0.8
40代	5.4	2.1	10.6	2.4	35.6	1.1
50代	7.8	2.3	15.8	2.9	41.0	1.1
60代	14.5	4.8	27.5	7.9	47.2	3.0
70代以上	13.5	8.9	34.4	14.2	31.7	4.7

(10)サービスの担い手と利用者のバランス状況　（調査票　問10）

○「担い手が不足している傾向がある」が70.6%と最も多くなっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	365	70.6
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	59	11.4
利用者が少ない傾向がある	39	7.5
その他	33	6.4
無回答	21	4.1

n＝517

(11)担い手募集の手段　（調査票　問11(1)）

○「パンフレット、チラシ、ポスター」が67.9%と最も多く 、次いで「個別に声掛け」64.2%、「ホームページ」52.6%の順となっている。

選択肢 ＜MA＞	回答数	%
パンフレット、チラシ、ポスター	351	67.9
個別に声掛け	332	64.2
ホームページ	272	52.6
広報誌	264	51.1
登録者による紹介	249	48.2
担い手養成講座・研修会	163	31.5
説明会、交流会	142	27.5
他団体の広報誌	71	13.7
ハローワーク	50	9.7
掲示板	41	7.9
地域ラジオ・FMラジオ	17	3.3
その他	76	14.7
無回答	21	4.1

n＝517

(12)担い手募集に最も効果があった手段　（調査票　問11(2)）

○最も効果があった手段は「個別に声掛け」が 27.7%と最も多く、次いで「登録者による紹介」17.6%、「広報誌」14.3%の順となっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
個別に声掛け	143	27.7
登録者による紹介	91	17.6
広報誌	74	14.3
担い手養成講座・研修会	48	9.3
パンフレット、チラシ、ポスター	40	7.7
説明会、交流会	21	4.1
ハローワーク	12	2.3
他団体の広報誌	9	1.7
ホームページ	4	0.8
掲示板	3	0.6
地域ラジオ・FMラジオ	1	0.2
その他	31	6.0
無回答	40	7.7

n＝517

(13)担い手への研修機会　（調査票　問12）

○内部研修は「学習会、勉強会、研修会等」が66.3%が最も多く、外部研修等は「社協主催の研修会に参加」19.3%が最も多くなっている。

選択肢 ＜MA＞		回答数	%
〔内部研修〕	学習会、勉強会、研修会等	343	66.3
	交流会	252	48.7
	外部から講師を呼んで研修	194	37.5
	ミーティング、定例会の際に	161	31.1
	新人研修	86	16.6
	ケースカンファレンス	63	12.2
	他団体と共催により研修会を開催	53	10.3
	その他	24	4.6
〔外部研修等〕	社協主催の研修会に参加	100	19.3
	社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	67	13.0
	資格取得支援	62	12.0
	地域包括支援センター主催の研修会に参加	57	11.0
	地方自治体主催の研修会に参加	56	10.8
	その他	45	8.7
	無回答	46	8.9

n＝517

(14)担い手に対する研修内容　（調査票　問13）

○「高齢者・障害者理解」54.4%が最も多く 、次いで「認知症理解」49.7%、「救命救急」31.1%の順となっている。

選択肢 ＜MA＞	回答数	%
高齢者・障害者理解	281	54.4
認知症理解	257	49.7
救命救急	161	31.1
リスクマネジメント（ヒヤリハット）	135	26.1
調理	131	25.3
コミュニケーション	123	23.8
介助技術	122	23.6
食品衛生（食中毒）	119	23.0
傾聴	118	22.8
医療・感染症	116	22.4
育児・子育て支援	112	21.7
接遇（マナー）	108	20.9
移送サービス（送迎サービス）	89	17.2
掃除	81	15.7
法人理念	80	15.5
介護（介護職員初任者研修を除く）	74	14.3
行政・社会情勢等の動き	74	14.3
レクリエーション	65	12.6
災害時高齢者・障害者等生活支援	41	7.9
介護職員初任者研修	24	4.6
その他	81	15.7
無回答	64	12.4

n＝517

(15)サービスの種類の総実施率　（調査票　問14）

○「家事援助」が68.3%と最も多く、次いで「話し相手」61.9%、「外出援助」54.5%の順となっている。

選択肢 ＜MA＞	実施有組織数	総実施率 %
家事援助	353	68.3
話し相手	320	61.9
外出援助	282	54.5
子育て・保育サービス	175	33.8
食事（配食や会食）	138	26.7
移送サービス（送迎サービス）	136	26.3
サロン活動	133	25.7
相談・助言	132	25.5
介護	105	20.3
入浴	54	10.4
デイサービス	24	4.6
宅老所	15	2.9
教育サービス	10	1.9
ショートステイ・宿泊	9	1.7
財産管理・保全サービス	8	1.5
住宅改修	7	1.4
作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	3	0.6
サービス付き高齢者向け住宅	3	0.6
ケアマネジメント（居宅介護支援等）	3	0.6
小規模多機能型居宅介護	1	0.2
グループホーム	0	0.0
その他事業	56	10.8
無回答	56	10.8

n＝517

(16)サービスの利用者数と活動時間・回数（1団体あたりの平均）（調査票　問15）

○サービスの種類ごとの利用者数と活動時間・回数は、下記のとおりである。

	サービス利用者数		たすけあい活動		公的サービス	
	人		回	時間	回	時間
	たすけあい活動	公的サービス	活動回数	活動時間	活動回数	活動時間
家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス	240	786		3,315		9,287
外出援助・移送サービス	224	250		2,572		1,246
配食サービス （1週間あたり）	614	445	4.5		14.6	

(17)たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別（調査票　問16）

○「同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が21.7%と最も多くなっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	112	21.7
別々の者が行っている	70	13.5
同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	16	3.1

n＝517

(18)平成30年度の収入および支出総額　（調査票　問17）

○収入総額の平均は、3,973万円となっている。内訳をみると、「介護保険に関わる収入」が最も多く、平均2,057万円となっている。

項目	回答数	平均額（万円）
収入総額	449	3,973
たすけあい活動の利用料収入	449	287
会費収入	449	36
介護保険に関わる収入	449	2,057
障害者総合支援法制度等収入	449	451
行政からの事業委託収入	449	394
助成金収入	449	191
寄附金収入	449	19
その他	449	264

※収入総額のみ記入があるため、内訳の合計は、収入総額を下回っている。

○支出総額の平均は、3,896万円となっている。

支出総額	429	3,896

(19)公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか　（調査票　問18）

○「充当していない」が22.4%と最も多くなっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
充当していない	116	22.4
１～２割程度を公的サービスの収益から充当	53	10.3
５割以上を公的サービスの収益から充当	23	4.4
３～５割程度を公的サービスの収益から充当	11	2.1
その他	15	2.9

n＝517

(20)「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等（調査票　問19）

○「５割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が17.2%と最も多くなっている。

選択肢 ＜SA＞	回答数	%
５割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	89	17.2
１～２割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	59	11.4
３～５割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	32	6.2
その他	33	6.4

n＝517

(21)提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額　（調査票　問20）

○利用料、担い手の受取り額ともに「提供サービスにかかわらず定額」が5割を超えている。

選択肢＜SA＞	利用料		受取り額	
	回答数	%	回答数	%
提供サービスにかかわらず定額	297	57.4	282	54.5
提供サービスによって利用料が異なる	160	30.9	150	29.0
無回答	60	11.6	85	16.4

n＝517

(22)日常的に協力・連携関係がある団体　（調査票　問21）

○「社会福祉協議会」が68.9%と最も多く、次いで「地方自治体」50.5%、「民生委員・児童委員（協議会）」45.1%の順となっている。

選択肢 ＜MA＞	回答数	%
社会福祉協議会	356	68.9
地方自治体	261	50.5
民生委員・児童委員（協議会）	233	45.1
ボランティア・市民活動振興センター	175	33.8
NPO法人	169	32.7
自治会・町内会・女性会・青年会(連合会)	146	28.2
ボランティア団体（法人格をもたない）	115	22.2
小・中学校	91	17.6
ボランティア連絡会	84	16.2
公民館	82	15.9
生活協同組合	77	14.9
老人クラブ	73	14.1
高等学校	44	8.5
警察	42	8.1
企業	41	7.9
大学・専門学校	40	7.7
商工会議所	33	6.4
農業協同組合	30	5.8
青年会議所	12	2.3
労働組合	5	1.0
その他	126	24.4
無回答	51	9.9

n＝517

(23)現在直面している活動の課題　（調査票　問24）

（1）該当する課題

○〔A〕組織運営については「担い手不足」76.8%、〔B〕サービス提供体制については「たすけあい活動の利用者負担額」22.1%、〔C〕サービスの質については「生活支援内容の多様化」40.8%が最も多くなっている。

（2）最も大きな課題

○〔A〕組織運営については「担い手不足」40.6%、〔B〕サービス提供体制については「たすけあい活動の利用者負担額」13.3%、〔C〕サービスの質については「生活支援内容の多様化」24.0%が最も多くなっている。

（1）該当する課題

〔A〕組織運営について		
選択肢＜MA＞	該当する課題	
	回答数	%
担い手不足	397	76.8
後継者不足	143	27.7
資金不足	118	22.8
広報不足	108	20.9
利用者の減少	88	17.0
人材育成の機会不足	83	16.1
事務局の体制が不十分	71	13.7
コーディネーターの不足	57	11.0
地域組織（自治会等）との関係づくり	54	10.4
行政あるいは社協との連携・協働	41	7.9
ハードの老朽化	28	5.4
作業マニュアル、就業規則等が未整備	23	4.4
他事業、他都道府県との連携・協働	14	2.7
その他	26	5.0
無回答	37	7.2

n＝517

〔B〕サービス提供体制について		
たすけあい活動の利用者負担額	114	22.1
たすけあい活動の担い手と介護保険等のヘルパーとの賃金差	97	18.8
サービス提供（申請）のための手続き	42	8.1
労働基準法との兼ね合い	37	7.2
活動先（サロンの会場等）の確保	27	5.2
24時間見守り体制づくり	25	4.8
その他	60	11.6
無回答	215	41.6

n＝517

〔C〕サービスの質について		
生活支援内容の多様化	211	40.8
ニーズをサービスに結び付けられない	118	22.8
行き場のない方への支援	93	18.0
担い手の専門性が確立されていない	73	14.1
サービスのマンネリ化	38	7.4
ニーズの把握ができていない	30	5.8
医療行為が必要な方へのサービス提供	27	5.2
その他	43	8.3
無回答	145	28.0

n＝517

（2）最も大きな課題

〔A〕組織運営について		
選択肢＜SA＞	最も大きな課題	
	回答数	%
担い手不足	210	40.6
資金不足	23	4.4
後継者不足	23	4.4
利用者の減少	17	3.3
事務局の体制が不十分	14	2.7
広報不足	9	1.7
コーディネーターの不足	7	1.4
人材育成の機会不足	7	1.4
地域組織（自治会等）との関係づくり	5	1.0
作業マニュアル、就業規則等が未整備	3	0.6
ハードの老朽化	2	0.4
行政あるいは社協との連携・協働	2	0.4
他事業、他都道府県との連携・協働	1	0.2
その他	8	1.5
無回答	186	36.0

n＝517

〔B〕サービス提供体制について		
たすけあい活動の利用者負担額	69	13.3
たすけあい活動の担い手と介護保険等のヘルパーとの賃金差	65	12.6
サービス提供（申請）のための手続き	26	5.0
活動先（サロンの会場等）の確保	21	4.1
労働基準法との兼ね合い	18	3.5
24時間見守り体制づくり	17	3.3
その他	51	9.9
無回答	250	48.4

n＝517

〔C〕サービスの質について		
生活支援内容の多様化	124	24.0
ニーズをサービスに結び付けられない	55	10.6
行き場のない方への支援	25	4.8
担い手の専門性が確立されていない	24	4.6
サービスのマンネリ化	19	3.7
ニーズの把握ができていない	10	1.9
医療行為が必要な方へのサービス提供	6	1.2
その他	25	4.8
無回答	229	44.3

n＝517

(24)介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス、通所型サービスの実施状況　（調査票　問26(1)(2)）

（1）訪問型サービス

○実施しているサービスでは、「現行の訪問介護相当」が30.8%と最も多い。多様なサービスのうち、最も多いのは「訪問型サービスA」（18.0%）であり、住民主体による「訪問型サービスB」は8.3%にとどまっている。なお、「実施しない」「無回答」を除いた198か所（38.2%）が、何らかの総合事業を実施していることがわかる。
○「訪問型サービスB」の実施予定は、わずか1.9%にすぎない。

（2）通所型サービス

○実施しているサービスでは、「現行の通所介護相当」が18.0%で、「通所型サービスB」は5.4%にとどまっている。なお、「実施しない」「無回答」を除いた116か所（22.4%）が何らかの総合事業を実施していることがわかる。
○「通所型サービスB」の実施予定は、1.0%にすぎない。

（1）訪問型サービス

選択肢 ＜MA＞		実施済		実施予定	
		回答数	%	回答数	%
現行の訪問介護相当	訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	159	30.8	3	0.6
多様なサービス	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	93	18.0	4	0.8
	訪問型サービスB（住民主体による支援）	43	8.3	10	1.9
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	2	0.4	1	0.2
	訪問型サービスD（移動支援）	11	2.1	2	0.4
	実施しない	38	7.4	37	7.2
	無回答	281	54.4	464	89.7

n＝517

（2）通所型サービス

選択肢 ＜MA＞		実施済		実施予定	
		回答数	%	回答数	%
現行の通所介護相当	通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	93	18.0	0	0.0
多様なサービス	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	39	7.5	6	1.2
	通所型サービスB（住民主体による支援）	28	5.4	5	1.0
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	4	0.8	0	0.0
	実施しない	56	10.8	56	10.8
	無回答	345	66.7	450	87.0

n＝517

(25)生活支援体制整備事業体における「生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ(地域支え合い推進員)」（調査票　問27）

○生活支援コーディネータ(地域支え合い推進員)の受託状況については、「第1層として受託している」のは19.5%、「第2層として受託している」のは13.9%となっている。
一方、「未定」としているところが、21.3%となっている。

受託状況

選択肢 ＜MA＞	回答数	%
第1層として受託している	101	19.5
受託していない・受託する予定はない	91	17.6
第2層として受託している	72	13.9
第1層として受託する予定	4	0.8
第2層として受託する予定	2	0.4
未定	110	21.3
無回答	180	34.8

n＝517

(26)市町村における「協議体」　（調査票　問28）

〇設置主体については、「行政」が32.5%と最も多く、「社会福祉協議会」17.2%の順となっている。

〇参加状況については、「構成員として参画している」が32.9%と最も多くなっている。

設置主体		
選択肢 ＜MA＞	回答数	%
行政	168	32.5
社会福祉協議会	89	17.2
地域包括支援センター	32	6.2
NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	8	1.5
その他	16	3.1
未定	101	19.5
無回答	145	28.0

n＝517

参加状況		
選択肢 ＜MA＞	回答数	%
構成員として参画している	170	32.9
設置主体である	33	6.4
参画していない	31	6.0
オブザーバー等で参画している	19	3.7
その他	17	3.3
未定	110	21.3
無回答	151	29.2

n＝517

1. 事業開始年(調査票問1)

〇事業開始年は1990年代の割合が多く、「1991年～1995年」が 17.2%、「1996年～2000年」が 19.3%で、計 36.5%となっている。

■図表1 事業開始年＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1970年以前	19	3.7	15	3.4	11	2.8	3	0.5
1971年～1980年	11	2.1	6	1.4	2	0.5	7	1.2
1981年～1990年	59	11.4	50	11.3	50	12.9	66	11.4
1991年～1995年	89	17.2	72	16.3	73	18.8	129	22.2
1996年～2000年	100	19.3	98	22.2	100	25.7	173	29.8
2001年～2005年	63	12.2	70	15.8	54	13.9	105	18.1
2006年～2010年	94	18.2	74	16.7	72	18.5	75	12.9
2011年以降	75	14.5	53	12.0	0	0.0		
無回答	7	1.4	4	0.9	27	6.9	23	4.0

■図表2 事業開始年＜前回との比較＞

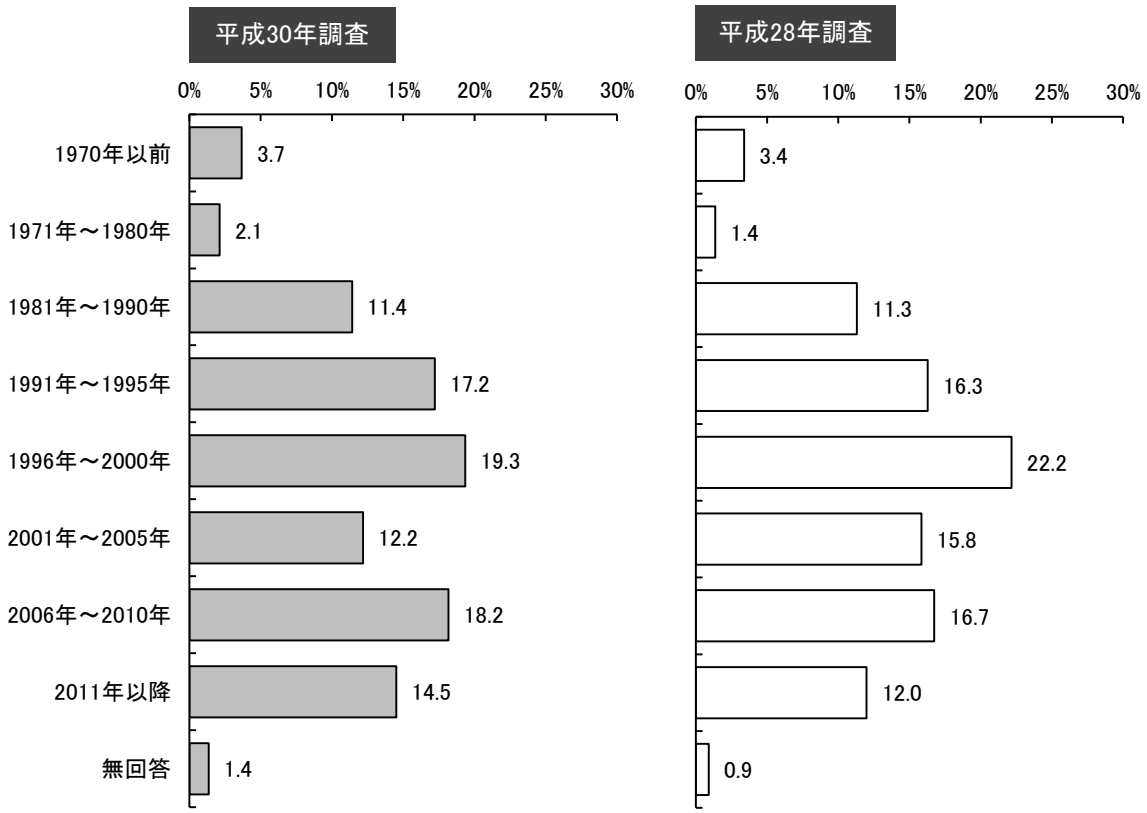

2. 運営形態(調査票問2)

〇組織の運営形態としては、「住民互助型」の割合が 40.8%で最も多く、次いで「社協運営型」が 40.2%で、この両者で全体の8割を超えている。このほかの運営形態は、7.0%以下となっている。

〇各年を比較してみても、ほぼこの傾向は変わらない。

■図表3 運営形態＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
住民互助型	211	40.8	181	41.0	171	44.0	278	47.8
社協運営型	208	40.2	163	36.9	142	36.5	191	32.9
生協型	14	2.7	23	5.2	13	3.3	31	5.3
ワーカーズコレクティブ	18	3.5	19	4.3	19	4.9	35	6.0
農協型	10	1.9	9	2.0	6	1.5	18	3.1
行政関与型	2	0.4	1	0.2	1	0.3	6	1.0
施設運営型	4	0.8	2	0.5	0	0.0	1	0.2
ファミリー・サポート・センター	32	6.2	25	5.7	14	3.6	5	0.9
その他	18	3.5	17	3.8	17	4.4	25	4.3

■図表4 運営形態＜前回との比較＞

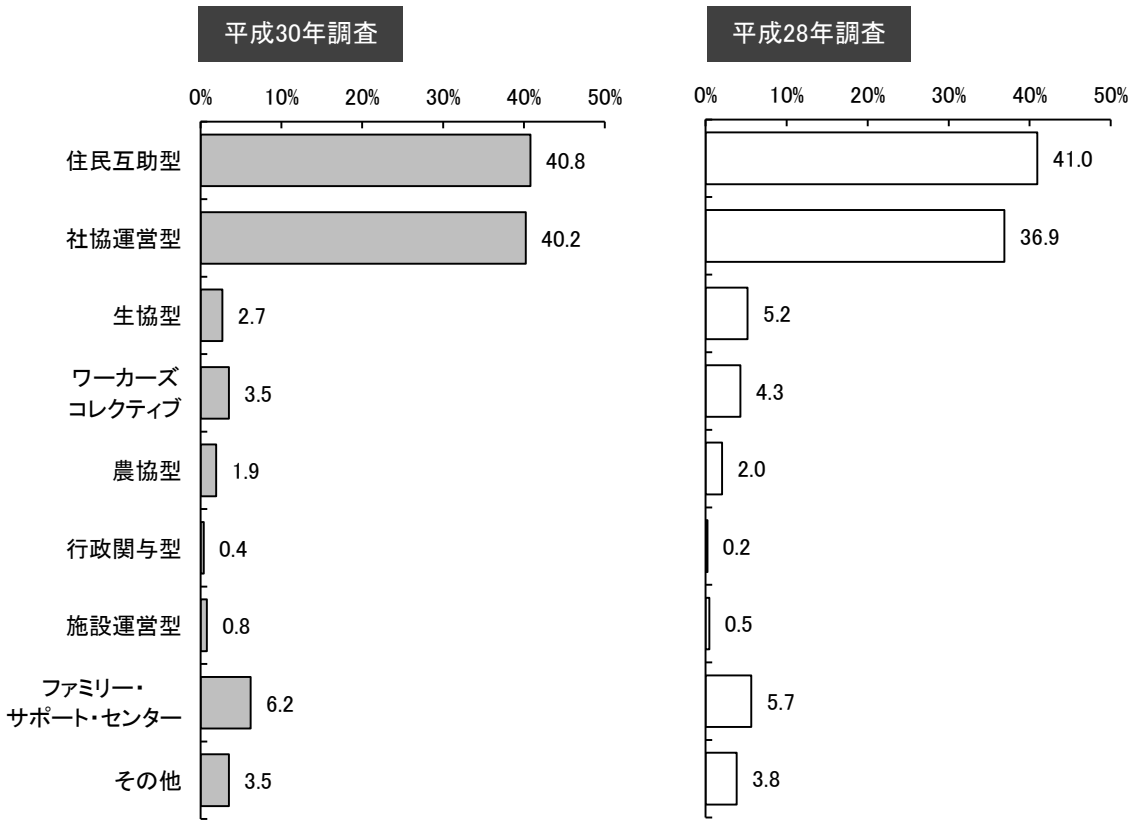

3. 法人格の有無と法人化率(調査票問3)

〇法人格の有無をみると、「持っている（法人化率）」の割合は全体の 70.3%、これに対し「持っていない」は24.4%である。

〇社協運営型、行政設置による第3セクター（福祉公社・事業団等）、社会福祉施設が運営しているを除く団体の類型別でみると、法人化率は『A 住民互助型』71.6%が一番高くなっている。全体の法人化率は、平成28年調査時と大きな変化はない。

■図表5 住民互助型等の法人格の有無＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝303		平成28年調査 n＝276		平成26年調査 n＝246		平成24年調査 n＝280	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
法人格をもっている	213	70.3	195	70.7	172	69.9	241	63.4
法人格をもっていない	74	24.4	76	27.5	66	26.8	137	36.1
無回答	16	5.3	5	1.8	8	3.3	2	0.5

■図表6 住民互助型等の法人化率×類型＜経年比較＞

類型	平成30年調査			平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査		
	持っている			持っている			持っている			持っている		
	a	b	(b/a)	a	b	(b/a)	a	b	(b/a)	a	b	(b/a)
	全体	回答数	法人化率（%）	全体	回答数	法人化率（%）	全体	回答数	法人化率（%）	全体	回答数	法人化率（%）
A 住民互助型	211	151	71.6	181	127	70.2	171	120	70.2	278	183	65.8
C その他	92	62	67.4	93	68	73.1	69	51	73.9	102	58	56.9
全 体	303	213	70.3	276	195	70.7	246	172	69.9	380	241	63.4

「C その他※」は、問2の運営形態の、生活協同組合、ワーカーズコレクティブ、JA、ファミリー・サポートセンター、その他の合計。
社協運営型を除いている。
行政設置による第3セクター（福祉公社・事業団等）、社会福祉施設が運営している。

4. 事務所の所有率(調査票問4)

〇事務所の有無をみると、「あり」の割合が全体の 86.3%、これに対し「なし」が 11.8%である。

〇類型別でみると、事務所設置率は『B 社協運営型 』89.9%が一番高いが、他も80%を超えている。全体の事務所設置率は、平成28年調査時と大きな変化はない。

■図表7 事務所の所有率＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務所あり	446	86.3	381	86.2	339	87.1	475	81.8
事務所なし	61	11.8	59	13.3	42	10.8	98	16.9
無回答	10	1.9	2	0.5	8	2.1	8	1.4

■図表8 事務所の所有率×類型

選択肢<SA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務所あり	446	86.3	171	81.0	187	89.9	88	89.8
事務所なし	61	11.8	34	16.1	19	9.1	8	8.2
無回答	10	1.9	6	2.8	2	1.0	2	2.0

■図表9 事務所の所有率×類型

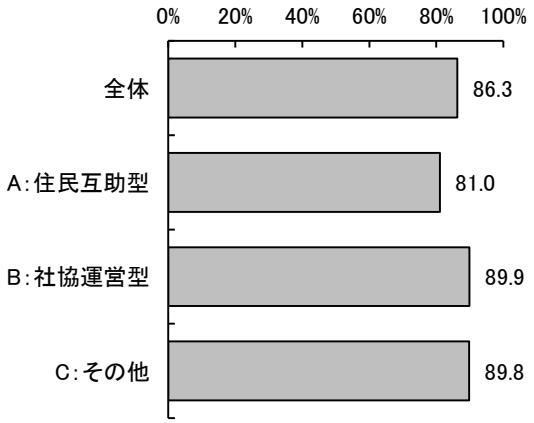

5. 活動拠点の形態(調査票問5)

〇活動拠点の形態としては、「独自の活動拠点を持っている」の割合が 41.4%で最も多く、次いで「自治体等から賃借」が 35.0%となっている。

〇類型別にみると、『A 住民互助型』は「独自の活動拠点を持っている」63.0%が多く、『B 社協運営型』は「自治体等から賃借」52.9%が多い。

■図表10 活動拠点の形態＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
独自の活動拠点を持っている	214	41.4	209	47.3	197	50.6
自治体等から賃借	181	35.0	148	33.5	113	29.0
親団体から賃借	108	20.9	72	16.3	67	17.2
無回答	14	2.7	－	－	－	－

■図表11 活動拠点の形態＜経年比較＞

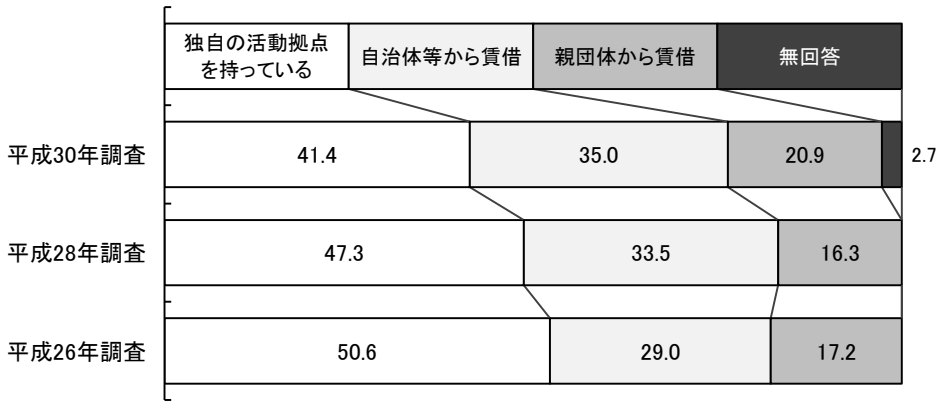

5. 活動拠点の形態(調査票問5)

■図表12 活動拠点の形態×類型

選択肢<SA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
独自の活動拠点を持っている	214	41.4	133	63.0	42	20.2	39	39.8
自治体等から賃借	181	35.0	48	22.7	110	52.9	23	23.5
親団体から賃借	108	20.9	27	12.8	51	24.5	30	30.6
無回答	14	2.7	3	1.4	5	2.4	6	6.1

■図表13 活動拠点の形態×類型

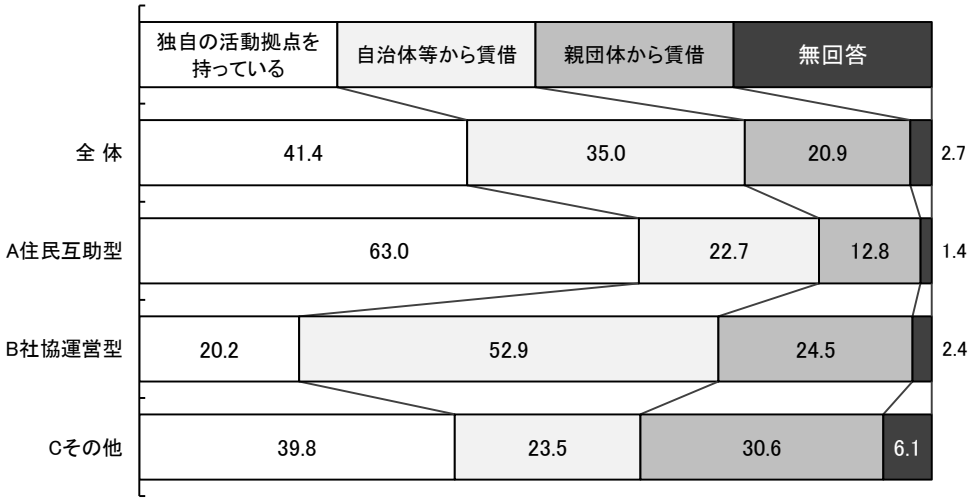

6. 広報活動(調査票問6)

○広報活動は、「広報誌・機関紙」の割合が 77.0%で最も多く、次いで「専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）」が 49.7%となっている。

○『B 社協運営型』では、「広報誌・機関紙」の割合が90.9%と、90%を超えている。

■図表14 広報活動

選択肢<MA>	平成30年調査	
	回答数	%
広報誌・機関紙	398	77.0
専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）	257	49.7
新団体のホームページに活動を紹介するページがある	156	30.2
公民館等でチラシやポスターを掲示している	142	27.5
その他	110	21.3
無回答	14	2.7

n＝517

■図表15 広報活動×類型

選択肢<MA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
広報誌・機関紙	398	77.0	133	63.0	189	90.9	76	77.6
専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）	257	49.7	113	53.6	110	52.9	34	34.7
新団体のホームページに活動を紹介するページがある	156	30.2	33	15.6	76	36.5	47	48.0
公民館等でチラシやポスターを掲示している	142	27.5	45	21.3	61	29.3	36	36.7
その他	110	21.3	53	25.1	34	16.3	23	23.5
無回答	14	2.7	8	3.8	3	1.4	3	3.1

6. 広報活動(調査票問6)

＜「その他」と回答した団体の具体的な広報活動＞

A:住民互助型
・町内会等の回覧板。
・イベントにてチラシ配布。
・店舗等にチラシを置いている。
・親団体内のニュース、総会時での紹介。
・介護保険サービス利用者にチラシを配布。
・行政のHPで広報。
・公共施設、区社会福祉協議会に会報紙設置。
・社協の広報誌を利用。
・社会福祉協議会のホームページを利用。
・情報紙の発行。
・地域の企業、医療機関等に広報誌を置いている。
・包括支援センターを通して周知、広報。
・ミニコミ誌、FM放送。
・口コミ。
・日程や行事予定を毎月ちらしにして配布。
・特に行っていない。

B:社協運営型
・イメージキャラクターの活用。
・医療機関等でのデジタルサイネージ。
・親団体の広報誌・機関誌等。
・各種研修会等での資料へのチラシ同封や事業説明。
・行政の広報誌。
・行政や介護保険関係機関による周知。
・行政の掲示板にポスターを設置。
・社会福祉協議会ホームページ。
・町会回覧。
・保育園・幼稚園・学校へチラシ配布。
・チラシ全戸配布。イベントなどでのチラシ配布。
・転入者へのチラシ配布。
・行政のホームページに掲載。独自のホームページを開設。
・地区社協・民生委員への周知等。

C:その他
・行政のホームページ。
・公共施設等にチラシ・ポスターを掲示。
・社協や地域包括宛リーフレット送付。
・広報活動はしていない。
・ニュース発行。店舗のチラシ掲示。
・出産後の訪問時にしおりを配布。
・幼児検診時にチラシを配布。
・新聞掲載。
・イベントを開催。
・ミニコミ紙。
・チラシをポスティング。
・各地区ごとに回覧や声かけ。

7. たすけあい活動における会員制採用の有無（調査票問7）

〇たすけあい活動において会員制を「採用している」の割合が全体の 80.7%、「採用していない」が 15.9%である。

〇また、経年比較では、会員制採用の割合は前回調査よりもやや増加している。

■図表16 たすけあい活動における会員制採用の有無＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
会員制を採用	417	80.7	352	79.6	314	80.7	494	85.0
会員制を非採用	82	15.9	73	16.5	61	15.7	71	12.2
無回答	18	3.5	17	3.8	14	3.6	16	2.8

8. たすけあい活動の登録者数、担い手登録者数(1団体あたりの平均)（調査票　問8・9）

〇たすけあい活動の登録者は、全体では1団体あたり(平均) 619人、同様に担い手が（平均） 132人である。

〇類型別にみると、1団体あたりの登録者が最も多いのは、『B 社協運営型』で(平均)963人である。1団体あたりの担い手が最も多いのは、『C その他』で（平均）171人である。

■図表17 たすけあい活動の登録者数、担い手登録者数(1団体あたりの平均)×類型＜経年比較＞

類型	平成30年調査			
	(a) 登録者		(b) 担い手	
	回答数	平均（人）	回答数	平均（人）
A 住民互助型	197	240	200	101
B 社協運営型	200	963	197	146
C その他	90	687	90	171
全 体	487	619	487	132

類型	平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査		
	(a) 登録者	(b) 担い手	(a/b) 担い手1人あたりの登録者数	(a) 登録者	(b) 担い手	(a/b) 担い手1人あたりの登録者数	(a) 登録者	(b) 担い手	(a/b) 担い手1人あたりの登録者数
	人			人			人		
A 住民互助型	177	46	3.8	202	69	2.9	105	49	2.1
B 社協運営型	336	116	2.9	342	137	2.5	225	132	1.7
C その他	545	218	2.5	507	161	3.1	252	123	2.1
全 体	318	108	2.9	307	110	2.8	169	89	1.9

9. サービスの担い手と利用者のバランス状況(調査票問10)

〇サービスの担い手と利用者のバランスは、「担い手が不足している傾向がある」70.6%が最も多くなっている。

〇類型別では『C その他』において、「担い手が不足している傾向がある」76.5%と高く、前回調査よりその割合が増加している。

〇「利用者が少ない傾向がある」は、前回調査に比べてすべての類型において減少している。

■図表18 担い手と利用者のバランス状況＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	365	70.6	296	67.0	262	67.4	280	48.2
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	59	11.4	51	11.5	42	10.8	84	14.5
利用者が少ない傾向がある	39	7.5	58	13.1	50	12.9	50	8.6
その他	33	6.4	32	7.2	28	7.2	132	22.7
無回答	21	4.1	－	－	－	－		

■図表19 担い手と利用者のバランス状況＜経年比較＞

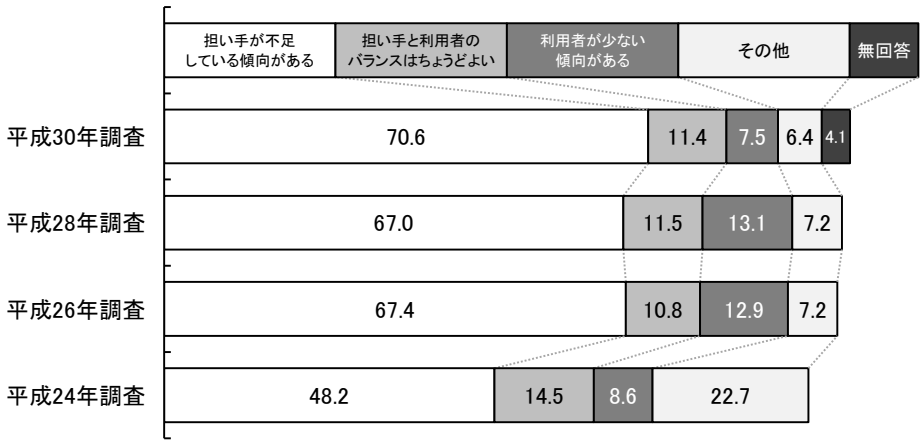

9. サービスの担い手と利用者のバランス状況(調査票問10)

■図表20 サービスの担い手と利用者のバランス状況×類型＜経年比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	365	70.6	141	66.8	149	71.6	75	76.5
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	59	11.4	34	16.1	19	9.1	6	6.1
利用者が少ない傾向がある	39	7.5	19	9.0	15	7.2	5	5.1
その他	33	6.4	9	4.3	18	8.7	6	6.1
無回答	21	4.1	8	3.8	7	3.4	6	6.1

選択肢<SA>	平成28年調査							
	全 体 n＝442		A住民互助型 n＝181		B社協運営型 n＝163		Cその他 n＝96	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	296	67.0	111	61.3	118	72.4	65	67.7
利用者が少ない傾向がある	58	13.1	31	17.1	15	9.2	12	12.5
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	51	11.5	29	16.0	15	9.2	7	7.3
その他	32	7.2	9	5.0	11	6.7	12	12.5
無回答			－	－	－	－	－	－

選択肢<SA>	平成26年調査							
	全 体 n＝389		A住民互助型 n＝171		B社協運営型 n＝142		Cその他 n＝70	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	262	67.4	112	65.5	95	66.9	54	77.1
利用者が少ない傾向がある	50	12.9	26	15.2	20	14.1	4	5.7
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	42	10.8	22	12.9	14	9.9	5	7.1
その他	28	7.2	12	7.0	10	7.0	5	7.1
無回答			－	－	－	－	－	－

選択肢<SA>	平成24年調査							
	全 体 n＝581		A住民互助型 n＝278		B社協運営型 n＝191		Cその他 n＝121	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
担い手が不足している傾向がある	280	48.2	138	49.6	87	45.5	54	44.6
担い手と利用者のバランスはちょうどよい	84	14.5	53	19.1	21	11.0	10	8.3
利用者が少ない傾向がある	50	8.6	17	6.1	21	11.0	12	9.9
その他	132	22.7	51	18.3	56	29.3	25	20.7
無回答			－	－	－	－	－	－

10. 担い手募集の手段(調査票問11(1))

〇担い手の確保と育成に向けて、担い手募集の手段として実施しているのは、「パンフレット、チラシ、ポスター」が最も多くて 67.9%、次いで「個別に声掛け」が 64.2%、「ホームページ」が 52.6%と続いている。

〇経年比較すると、「登録者による紹介」は減少傾向にある。一方、「個別に声掛け」「ホームページ」「広報誌」「担い手養成講座・研修会」「説明会・交流会」「掲示板」が増加傾向であり、幅広い方法で担い手の確保を行っている状況が表われている。

〇類型別にみると、『A 住民互助型』は「個別に声掛け」が72.0%、『B 社協運営型』と『C その他』は 共に「パンフレット、チラシ、ポスター」で、B 74.5%、C 72.4%と最も多い。

■図表21 担い手募集の手段(実施率)＜経年比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
パンフレット、チラシ、ポスター	351	67.9	291	65.8	263	67.6	260	44.8
個別に声掛け	332	64.2	254	57.5	215	55.3	268	46.1
ホームページ	272	52.6	211	47.7	171	44.0	96	16.5
広報誌	264	51.1	210	47.5	187	48.1	182	31.3
登録者による紹介	249	48.2	221	50.0	206	53.0	333	57.3
担い手養成講座・研修会	163	31.5	122	27.6	104	26.7	107	18.4
説明会、交流会	142	27.5	109	24.7	89	22.9	82	14.1
他団体の広報誌	71	13.7	61	13.8	51	13.1	53	9.1
ハローワーク	50	9.7	37	8.4	39	10.0	40	6.9
掲示板	41	7.9	31	7.0	24	6.2	14	2.4
地域ラジオ・FMラジオ	17	3.3	11	2.5	10	2.6	9	1.5
その他	76	14.7	54	12.2	40	10.3	61	10.5
無回答	21	4.1	－	－	－	－	－	－

■図表22 担い手募集の手段(実施率)×類型

選択肢<MA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
パンフレット、チラシ、ポスター	351	67.9	125	59.2	155	74.5	71	72.4
個別に声掛け	332	64.2	152	72.0	123	59.1	57	58.2
ホームページ	272	52.6	83	39.3	132	63.5	57	58.2
広報誌	264	51.1	57	27.0	154	74.0	53	54.1
登録者による紹介	249	48.2	108	51.2	92	44.2	49	50.0
担い手養成講座・研修会	163	31.5	35	16.6	90	43.3	38	38.8
説明会、交流会	142	27.5	37	17.5	70	33.7	35	35.7
他団体の広報誌	71	13.7	24	11.4	32	15.4	15	15.3
ハローワーク	50	9.7	38	18.0	3	1.4	9	9.2
掲示板	41	7.9	11	5.2	20	9.6	10	10.2
地域ラジオ・FMラジオ	17	3.3	5	2.4	10	4.8	2	2.0
その他	76	14.7	32	15.2	26	12.5	18	18.4
無回答	21	4.1	8	3.8	6	2.9	7	7.1

10. 担い手募集の手段(調査票問11(1))

■図表23 担い手募集の手段(実施率)×類型

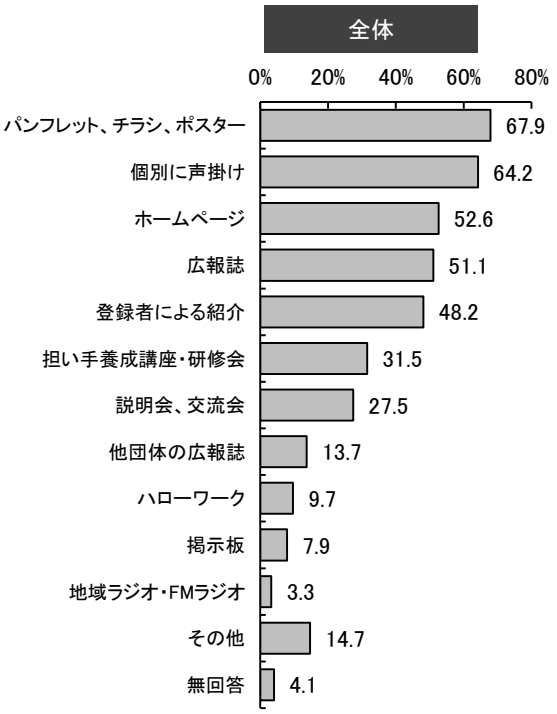

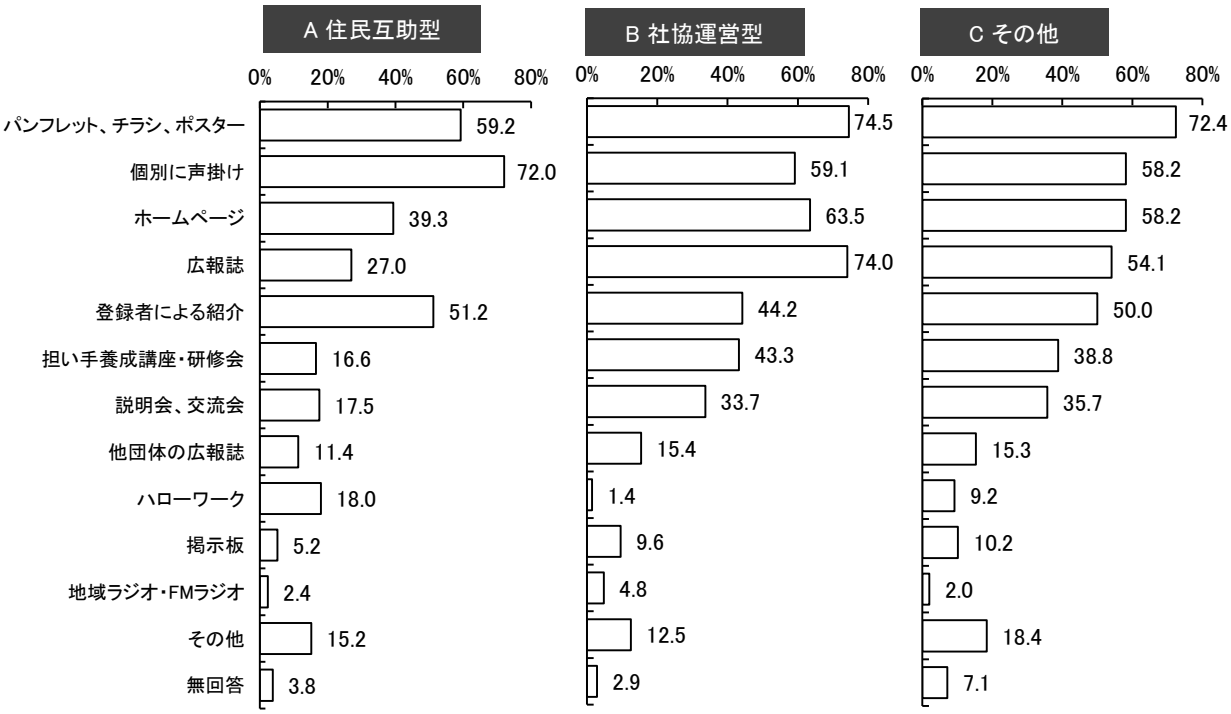

10. 担い手募集の手段（調査票問11(2)）

〇最も効果があった手段は、「個別に声掛け」が最も多くて 27.7%、次いで「登録者による紹介」が 17.6%、「広報誌」が 14.3%と続いている。

〇類型別にみると、『A 住民互助型』は「個別に声掛け」が34.1%、『B 社協運営型』は「広報誌」が 27.9%、『C その他』は「個別に声掛け」21.4%が最も多い。

■図表24 担い手募集に最も効果があった手段＜前回との比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝425	
	回答数	%	回答数	%
個別に声掛け	143	27.7	113	26.6
登録者による紹介	91	17.6	93	21.9
広報誌	74	14.3	72	16.9
担い手養成講座・研修会	48	9.3	32	7.5
パンフレット、チラシ、ポスター	40	7.7	42	9.9
説明会、交流会	21	4.1	12	2.8
ハローワーク	12	2.3	4	0.9
他団体の広報誌	9	1.7	12	2.8
ホームページ	4	0.8	4	0.9
掲示板	3	0.6	1	0.2
地域ラジオ・FMラジオ	1	0.2	0	0.0
その他	31	6.0	20	4.7
無回答	40	7.7	20	4.7

■図表25 担い手募集に最も効果があった手段＜前回との比較＞

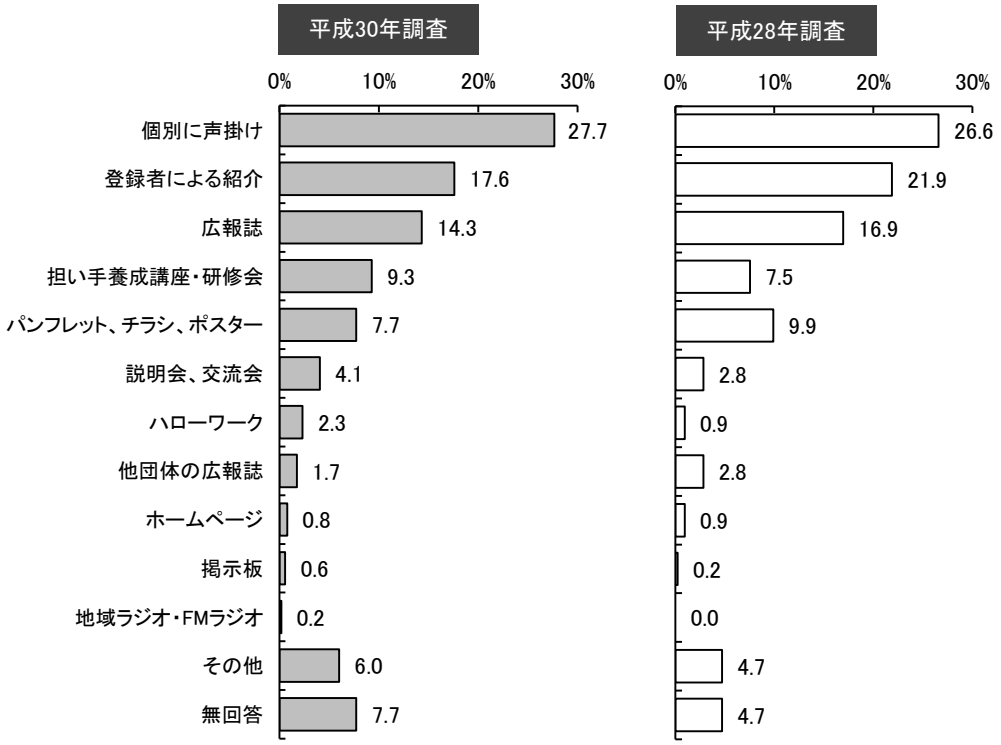

10. 担い手募集の手段（調査票問11(2)）

■図表26 担い手募集に最も効果があった手段×類型

選択肢<SA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A住民互助型 n＝211		B社協運営型 n＝208		Cその他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
個別に声掛け	143	27.7	72	34.1	50	24.0	21	21.4
登録者による紹介	91	17.6	60	28.4	19	9.1	12	12.2
広報誌	74	14.3	5	2.4	58	27.9	11	11.2
担い手養成講座・研修会	48	9.3	10	4.7	27	13.0	11	11.2
パンフレット、チラシ、ポスター	40	7.7	10	4.7	16	7.7	14	14.3
説明会、交流会	21	4.1	8	3.8	7	3.4	6	6.1
ハローワーク	12	2.3	11	5.2	0	0.0	1	1.0
他団体の広報誌	9	1.7	3	1.4	4	1.9	2	2.0
ホームページ	4	0.8	1	0.5	1	0.5	2	2.0
掲示板	3	0.6	1	0.5	2	1.0	0	0.0
地域ラジオ・FMラジオ	1	0.2	1	0.5	0	0.0	0	0.0
その他	31	6.0	12	5.7	12	5.8	7	7.1
無回答	40	7.7	17	8.1	12	5.8	11	11.2

■図表27 担い手募集に最も効果があった手段×類型

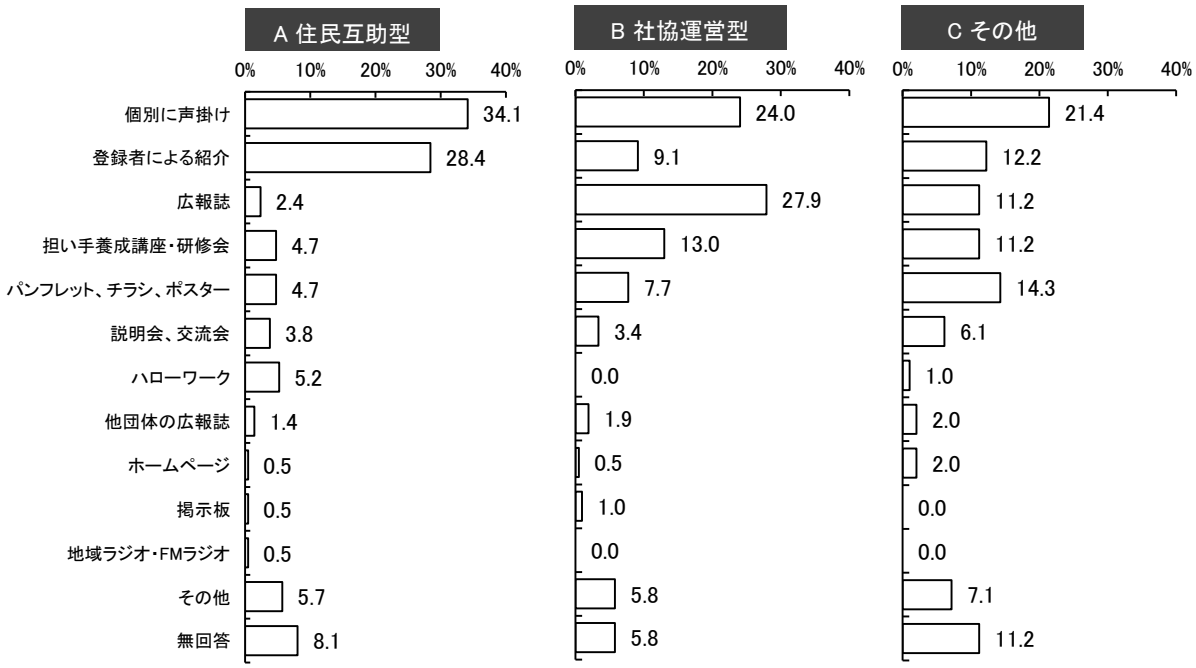

11. 担い手への研修機会(調査票問12)

○担い手への研修として実施されているものでは、内部研修では「学習会、勉強会、研修会等」が最も多く66.3%、次いで「交流会」が48.7%、「外部から講師を呼んで研修」が37.5%の順になっている。

○また外部研修としては「社協主催の研修会に参加」が最も多く19.3%、次いで「社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加」が13.0%、「資格取得支援」が12.0%と続いている。

■図表28 担い手への研修機会＜前回との比較＞

選択肢<MA>		平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
		回答数	%	回答数	%
〔内部研修〕	学習会、勉強会、研修会等	343	66.3	303	68.6
	交流会	252	48.7	216	48.9
	外部から講師を呼んで研修	194	37.5	170	38.5
	ミーティング、定例会の際に	161	31.1	151	34.2
	新人研修	86	16.6	90	20.4
	ケースカンファレンス	63	12.2	60	13.6
	他団体と共催により研修会を開催	53	10.3	68	15.4
	その他	24	4.6	22	5.0
〔外部研修等〕	社協主催の研修会に参加	100	19.3	110	24.9
	社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	67	13.0	71	16.1
	資格取得支援	62	12.0	60	13.6
	地域包括支援センター主催の研修会に参加	57	11.0	52	11.8
	地方自治体主催の研修会に参加	56	10.8	52	11.8
	その他	45	8.7	29	6.6
	無回答	46	8.9		

11. 担い手への研修機会(調査票問12)

■図表29 担い手への研修機会＜前回との比較＞

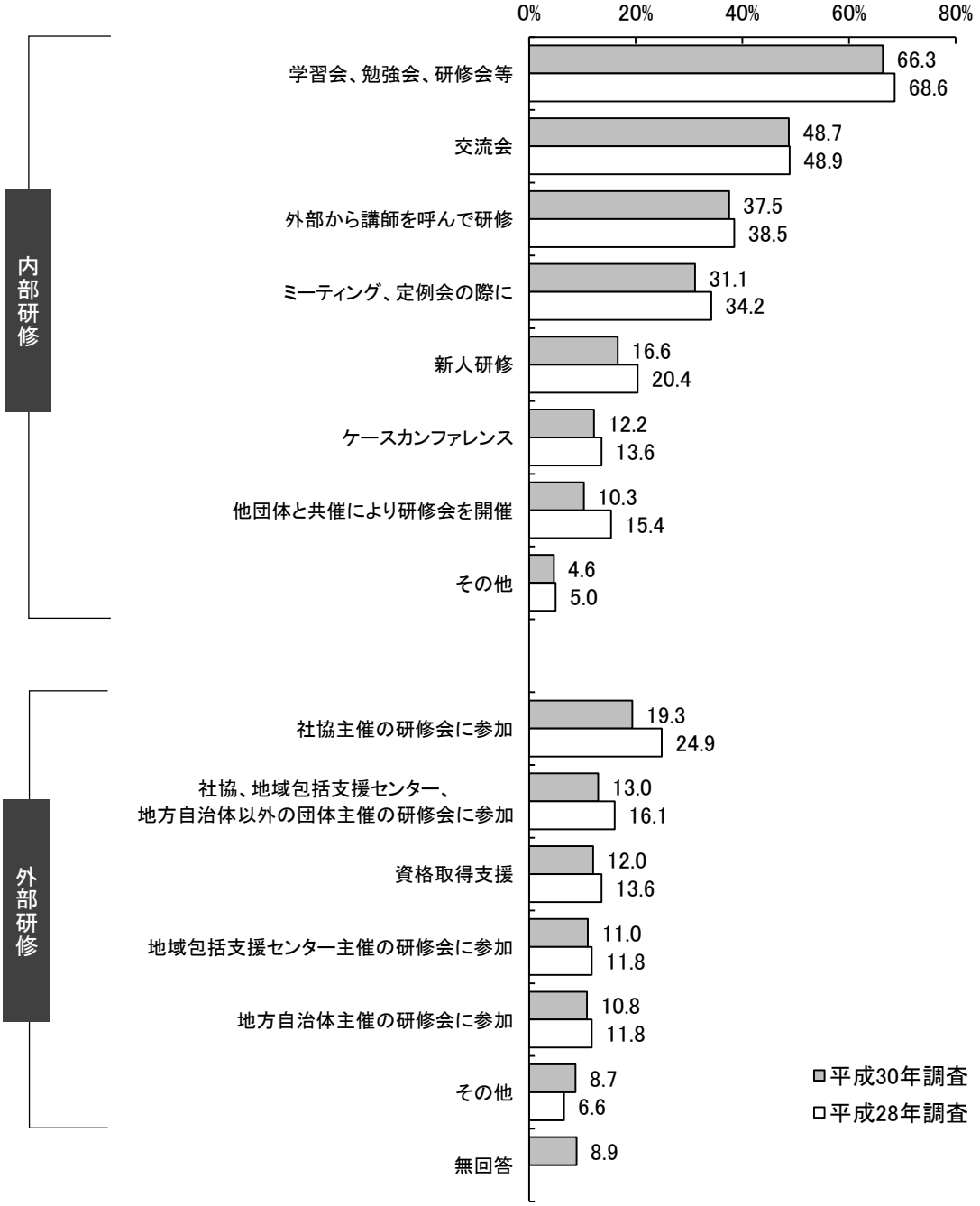

11. 担い手への研修機会(調査票問12)

〇担い手への研修実施率は、90%を超えているが、経年でみると減少傾向がみられる。

■図表30 担い手への研修実施率×類型＜経年比較＞

類型	平成30年調査		
	回答数	実施数	実施率（%）
A 住民互助型	211	195	92.4
B 社協運営型	208	186	89.4
C その他	98	89	90.8
全 体	517	470	90.9

類型	平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査		
	回答数	実施数	実施率（%）	回答数	実施数	実施率（%）	回答数	実施数	実施率（%）
A 住民互助型	181	168	92.8	171	161	94.2	278	264	95.0
B 社協運営型	163	150	92.0	142	131	92.3	191	187	97.9
C その他	96	91	94.8	70	66	94.3	121	102	84.3
全 体	442	411	93.0	389	360	92.5	581	553	95.2

■図表31 担い手への研修実施率×類型＜経年比較＞

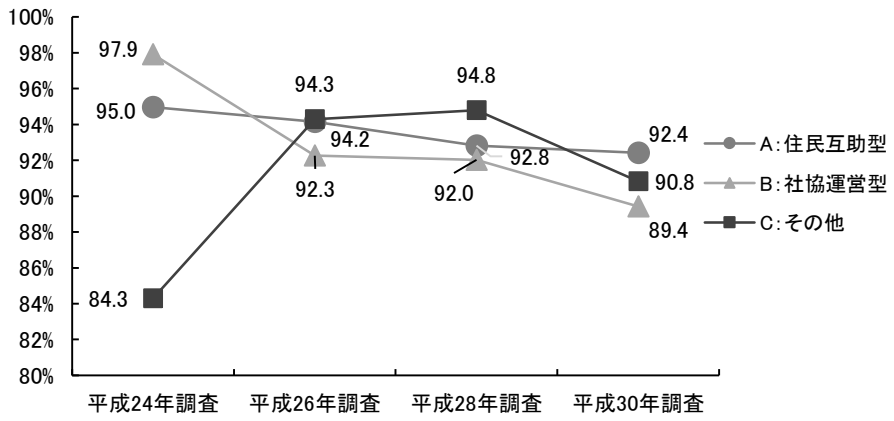

12. 担い手への研修開催頻度(調査票問12)

〇担い手への研修は年3回未満が半数となっている。

内部研修

■図表32 担い手への研修開催頻度
＜学習会、勉強会、研修会等＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	175	51.0
年 3回以上	90	26.2
月 3回未満	55	16.0
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	0	0.0
無回答	23	6.7

n＝343

■図表33 担い手への研修開催頻度
＜交流会＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	185	73.4
年 3回以上	42	16.7
月 3回未満	7	2.8
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	0	0.0
無回答	18	7.1

n＝252

■図表34 担い手への研修開催頻度
＜外部から講師を呼んで研修＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	145	74.7
年 3回以上	31	16.0
月 3回未満	4	2.1
月 3回以上	1	0.5
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	1	0.5
無回答	12	6.2

n＝194

■図表35 担い手への研修開催頻度
＜ミーティング、定例会の際に＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	27	16.8
年 3回以上	27	16.8
月 3回未満	92	57.1
月 3回以上	1	0.6
週 3回未満	3	1.9
週 3回以上	0	0.0
無回答	11	6.8

n＝161

■図表36 担い手への研修開催頻度
＜新人研修＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	38	43.7
年 3回以上	18	20.7
月 3回未満	5	5.7
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	1	1.1
週 3回以上	0	0.0
無回答	25	28.7

n＝87

■図表37 担い手への研修開催頻度
＜ケースカンファレンス＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	5	7.8
年 3回以上	11	17.2
月 3回未満	28	43.8
月 3回以上	3	4.7
週 3回未満	3	4.7
週 3回以上	1	1.6
無回答	13	20.3

n＝64

12. 担い手への研修開催頻度(調査票問12)

■図表38 担い手への研修開催頻度
＜他団体と共催により研修会を開催＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	35	66.0
年 3回以上	8	15.1
月 3回未満	3	5.7
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	0	0.0
無回答	7	13.2

n＝53

■図表39 担い手への研修開催頻度
＜その他＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	12	50.0
年 3回以上	1	4.2
月 3回未満	2	8.3
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	1	4.2
無回答	8	33.3

n＝24

外部研修

■図表40 担い手への研修開催頻度
＜社協主催の研修会に参加＞

選択肢<SA>	平成30年調査	
	回答数	%
年 3回未満	60	60.0
年 3回以上	15	15.0
月 3回未満	2	2.0
月 3回以上	0	0.0
週 3回未満	0	0.0
週 3回以上	0	0.0
無回答	23	23.0

n＝100

13. 担い手に対する研修内容(調査票問13)

○担い手の研修内容として実施されているものでは、「高齢者・障害者理解」が最も多く54.4%、次いで「認知症理解」が 49.7%、「救命救急」が 31.1%となっている。

■図表41 担い手に対する研修内容＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
高齢者・障害者理解	281	54.4	241	54.5
認知症理解	257	49.7	221	50.0
救命救急	161	31.1	139	31.4
リスクマネジメント(ヒヤリハット)	135	26.1	98	22.2
調理	131	25.3	118	26.7
コミュニケーション	123	23.8	113	25.6
介助技術	122	23.6	116	26.2
食品衛生(食中毒)	119	23.0	96	21.7
傾聴	118	22.8	106	24.0
医療・感染症	116	22.4	76	17.2
育児・子育て支援	112	21.7	90	20.4
接遇(マナー)	108	20.9	113	25.6
移送サービス(送迎サービス)	89	17.2	79	17.9
掃除	81	15.7	65	14.7
法人理念	80	15.5	64	14.5
介護(介護職員初任者研修を除く)	74	14.3	71	16.1
行政・社会情勢等の動き	74	14.3	75	17.0
レクリエーション	65	12.6	49	11.1
災害時高齢者・障害者等生活支援	41	7.9	40	9.0
介護職員初任者研修	24	4.6	27	6.1
その他	81	15.7	45	10.2
無回答	64	12.4		

13. 担い手に対する研修内容(調査票問13)

■図表42 担い手に対する研修内容＜前回との比較＞

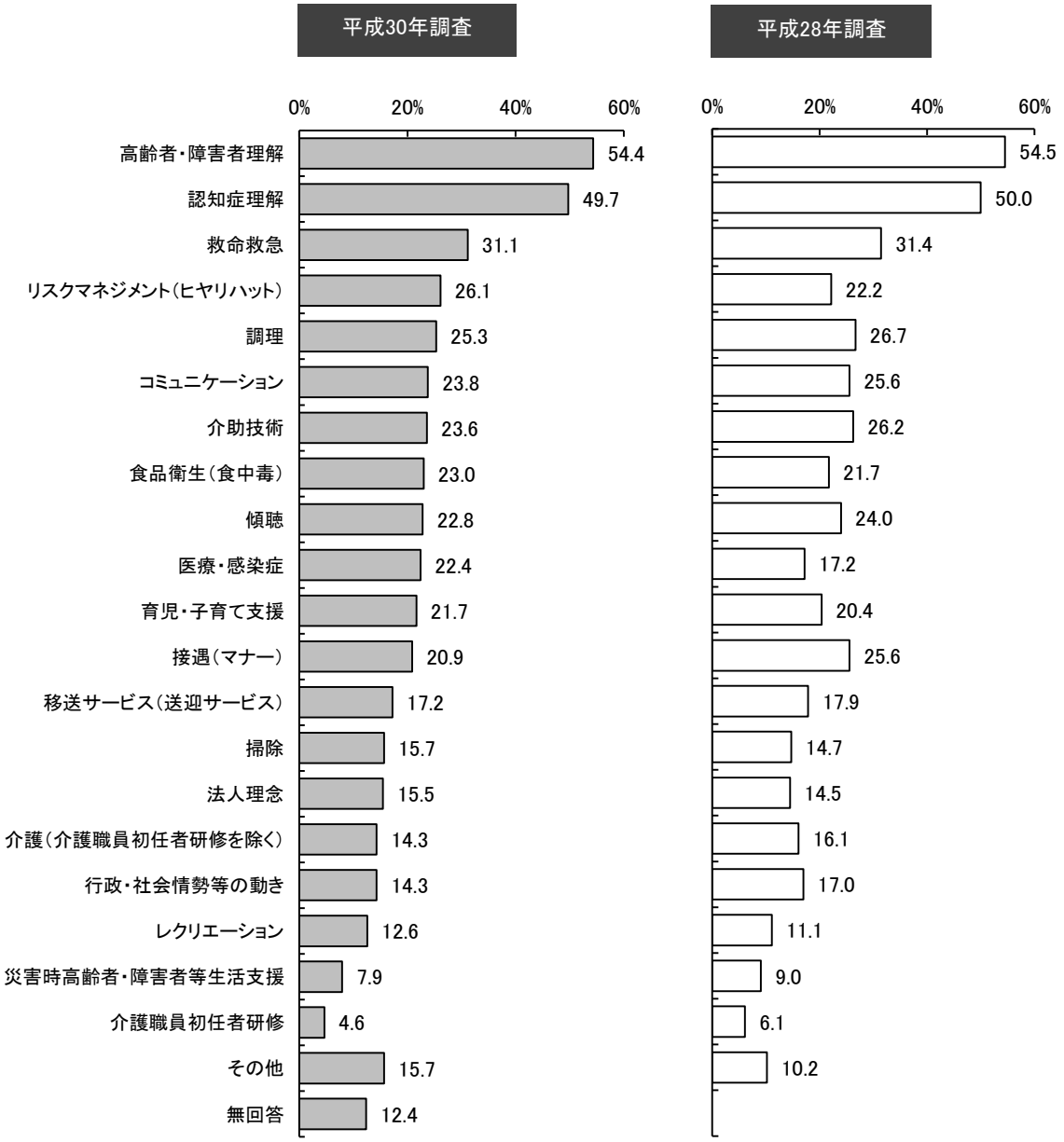

14. サービスの種類の総実施率(調査票問14)

〇実施しているサービスの種類の総実施率は、「家事援助」68.3%、「話し相手」61.9%、「外出援助」54.5%が上位3項目。次いで「子育て・保育サービス」33.8%、「食事（配食や会食）」26.7%と続いている。

■図表43 サービスの種類の総実施率＜経年比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442		平成26年調査 n＝389		平成24年調査 n＝581	
	実施有組織数	総実施率%	実施有組織数	総実施率%	実施有組織数	総実施率%	実施有組織数	総実施率%
家事援助	353	68.3	336	76.0	310	79.7	456	78.5
話し相手	320	61.9	288	65.2	251	64.5	378	65.1
外出援助	282	54.5	302	68.3	275	70.7	407	70.1
子育て・保育サービス	175	33.8	197	44.6	180	46.3	0	0.0
食事（配食や会食）	138	26.7	193	43.7	174	44.7	249	42.9
移送サービス（送迎サービス）	136	26.3	169	38.2	145	37.3	201	34.6
サロン活動	133	25.7	151	34.2	137	35.2	188	32.4
相談・助言	132	25.5	183	41.4	156	40.1	235	40.4
介護	105	20.3	213	48.2	203	52.2	303	52.2
入浴	54	10.4	175	39.6	158	40.6	225	38.7
デイサービス	24	4.6	122	27.6	116	29.8	138	23.8
宅老所	15	2.9	31	7.0	31	8.0	21	3.6
教育サービス	10	1.9	34	7.7	28	7.2	0	0.0
ショートステイ・宿泊	9	1.7	50	11.3	38	9.8	27	4.6
財産管理・保全サービス	8	1.5	66	14.9	52	13.4	42	7.2
住宅改修	7	1.4	38	8.6	27	6.9	17	2.9
作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	3	0.6	49	11.1	35	9.0	9	1.5
サービス付き高齢者向け住宅	3	0.6	28	6.3	16	4.1	0	0.0
ケアマネジメント(居宅介護支援等)	3	0.6	125	28.3	121	31.1	132	22.7
小規模多機能型居宅介護	1	0.2	37	8.4	26	6.7	18	3.1
グループホーム	0	0.0	42	9.5	30	7.7	16	2.8
その他事業	56	10.8	71	16.1	62	15.9	0	0.0
無回答	56	10.8						

15. サービスの利用者数と活動時間・回数(調査票　問15)
（1団体あたりの平成30年度の平均）

（1）家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス

〇サービス利用者数が多いのは、たすけあい活動においては『B 社協運営型』で平均値275人、公的サービスで『B 社協運営型』が平均値1,233人である。

〇活動時間では、たすけあい活動においては『C その他』で平均値3,860時間、公的サービスは『B 社協運営型』が平均値13,141時間で、最も多くなっている。

■図表44　サービス利用者数・活動時間×類型＜前回との比較＞

類型	サービス利用者数				活動時間			
	平成30年調査		平成28年調査		平成30年調査		平成28年調査	
	人		人		時間		時間	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
A 住民互助型	199	664	206	826	3,710	7,457	2,554	9,954
B 社協運営型	275	1,233	414	537	2,784	13,141	3,478	13,661
C その他	37	291	698	672	3,860	8,690	5,003	15,446
全 体	240	786	383	709	3,315	9,287	3,405	12,268

（2）外出援助・移送サービス

〇サービス利用者数が多いのは、たすけあい活動においては『A 住民互助型』で平均値369人、公的サービスで『A 住民互助型』が平均値324人である。

〇活動時間では、たすけあい活動においては『A 住民互助型』で平均値3,780時間、公的サービスも『A 住民互助型』が平均値2,033時間で、最も多くなっている。

■図表45　サービス利用者数・活動時間×類型＜前回との比較＞

類型	サービス利用者数				活動時間			
	平成30年調査		平成28年調査		平成30年調査		平成28年調査	
	人		人		時間		時間	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
A 住民互助型	369	324	128	337	3,780	2,033	3,285	2,125
B 社協運営型	82	203	188	171	1,370	1,215	1,636	2,921
C その他	125	39	756	149	1,423	439	469	1,894
全 体	224	250	227	251	2,572	1,580	2,320	2,344

15. サービスの利用者数と活動時間・回数(調査票　問15)
（1団体あたりの平成30年度の平均）

（3）配食サービス

〇サービス利用者数が最も多いのは『A 住民互助型』で、たすけあい活動においては平均値498人、公的サービスは平均値413人である。

〇活動回数/週では、たすけあい活動においては『A 住民互助型』で平均値4.5回、公的サービスで『B 社協運営型』が平均値15.0回と最も多い。

■図表46　サービス利用者数・活動回数/週×類型＜前回との比較＞

類型	サービス利用者数				活動回数/週			
	平成30年調査		平成28年調査		平成30年調査		平成28年調査	
	人		人		回		回	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
A 住民互助型	612	982	827	1,301	5.0	3.9	5.5	18.2
B 社協運営型	756	121	400	2,062	2.7	20.3	17.3	3.6
C その他	229	33	247	29	6.0	1.5	35.4	9.3
全 体	614	445	677	1,522	4.5	14.6	9.9	10.7

※利用者数、活動回数ともに、0の回答を除いて算出　※ 週換算について
日→週、回答×7
月→週、回答×0.25

16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別

（調査票　問16）

〇たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別については、「別々の担い手が行っている」割合が13.5%、「同じ者が行っている」割合が24.8%である。「同じ者が行っている」内訳は、「たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が21.7%、「たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない」が3.1%となっている。

〇類型別にみると、『A 住民互助型』は「同じ者が行っており、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」で38.4%と最も多く、『B 社協運営型』は「別々の担い手が行っている」が26.9%で最も多い。また『C その他』は「同じ者が行っており、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が19.4%で最も多くなっている。

■図表47 たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別×類型

選択肢<SA>	平成30年調査							
	全 体 n＝517		A 住民互助型 n＝211		B 社協運営型 n＝208		C その他 n＝98	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
別々の担い手が行っている	70	13.5	8	3.8	56	26.9	6	6.1
同じ者が行っており、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	112	21.7	81	38.4	12	5.8	19	19.4
同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別をしていない	16	3.1	8	3.8	3	1.4	5	5.1

■図表48 たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別×類型

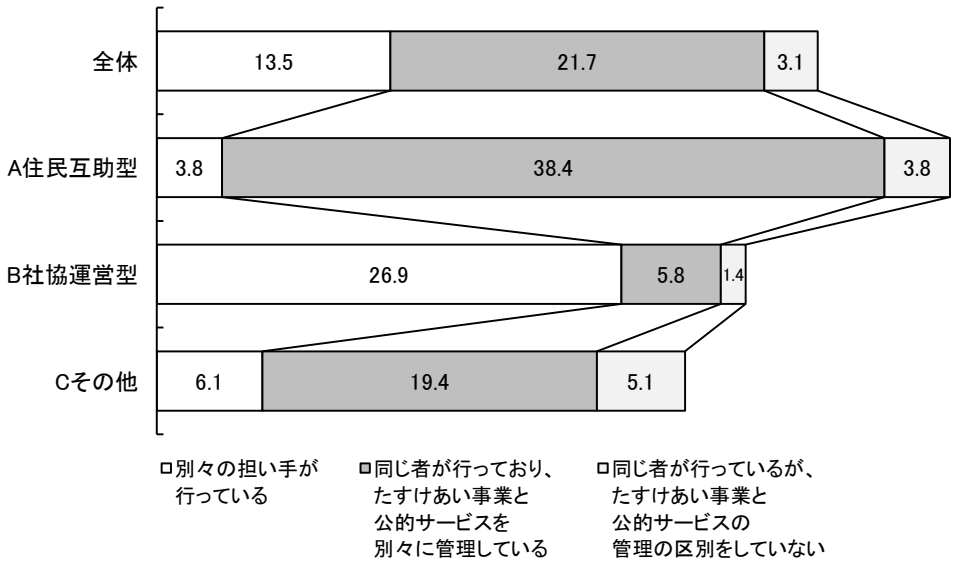

17. 平成30年度の収入および支出総額(調査票問17)

〇収入総額の平均は3,973万円となっている。その内訳をみると「介護保険に関わる収入」が最も多く、次いで「障害者総合支援法制度等収入」、「行政からの事業委託収入」となっている。

〇類型別に平均額をみると、A(住民互助型)、B(社協運営型)、C(その他)の全てにおいて「介護保険に関わる収入」が最も多くなっている。

■図表49 収入総額と内訳×類型

選択肢	平成30年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	平均額	回答数	平均額	回答数	平均額	回答数	平均額
収入総額	449	3,973	187	6,022	186	2,388	76	2,808
たすけあい活動の利用料収入	449	287	187	406	186	199	76	208
会費収入	449	36	187	33	186	45	76	18
介護保険に関わる収入	449	2,057	187	3,666	186	709	76	1,397
障害者総合支援法制度等収入	449	451	187	846	186	117	76	296
行政からの事業委託収入	449	394	187	398	186	398	76	374
助成金収入	449	191	187	139	186	285	76	88
寄附金収入	449	19	187	29	186	10	76	16
その他	449	264	187	355	186	234	76	117

※平均額の単位は、万円
※収入総額のみ記入があるため、内訳の合計は、収入総額を下回っている。

〇支出総額の平均は3,896万円となっている。

〇類型別に平均額をみると、A(住民互助型)が6,027万円と最も多くなっている。

選択肢	平成30年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	平均額	回答数	平均額	回答数	平均額	回答数	平均額
支出総額	429	3,896	179	6,027	175	2,249	73	2,722

※平均額の単位は、万円

18. 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか

（調査票　問18）

〇公的サービスの収益をたすけあい活動にどの程度充当しているかについては、「充当していない」が22.4%と、最も多くなっている。

■図表50　公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか＜前回との比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
充当していない	116	22.4	63	14.3
1～2割程度を公的サービスの収益から充当	53	10.3	50	11.3
3～5割程度を公的サービスの収益から充当	11	2.1	7	1.6
5割以上を公的サービスの収益から充当	23	4.4	14	3.2
その他	15	2.9	8	1.8

■図表51　公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか＜前回との比較＞

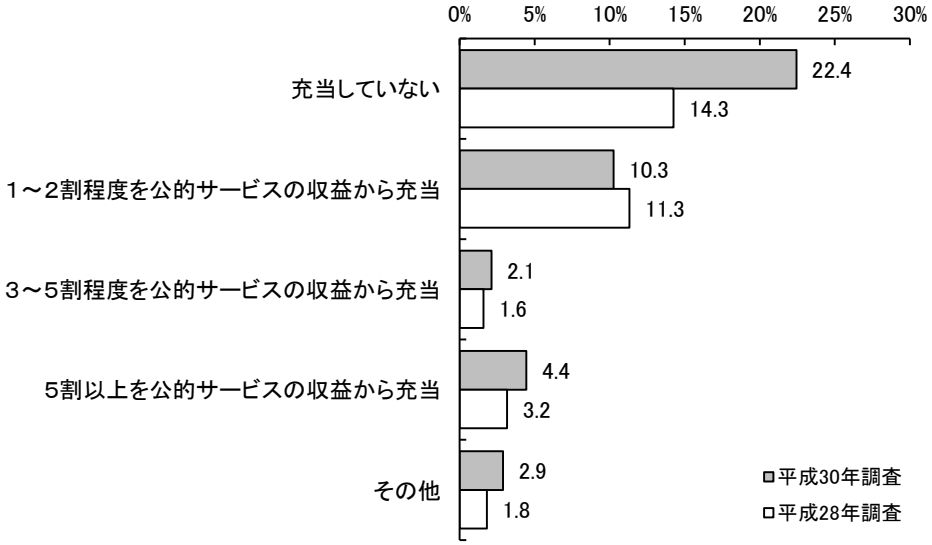

19.「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等

（調査票　問19）

〇たすけあい活動に係る支出に占める補助金や助成金の割合等については、回答があったなかでは、「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が最も多く17.2%、次に「1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が11.4%、「その他」が6.4%となっている。

■図表52 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等＜前回との比較＞

選択肢〈SA〉	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	89	17.2	72	16.3
1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	59	11.4	47	10.6
3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	32	6.2	24	5.4
その他	33	6.4	37	8.4

■図表53 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等＜前回との比較＞

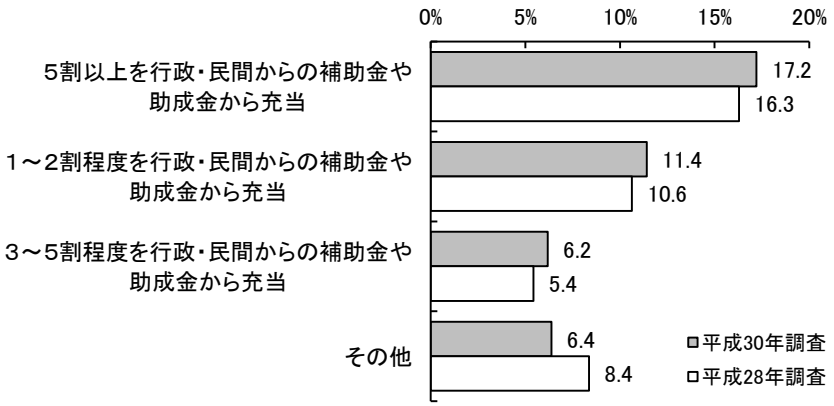

20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額(調査票問20)

○たすけあい活動で提供するサービスについて、提供サービスごとの利用料・担い手の受取り額の状況は、「内容にかかわらず定額」が最も多く、提供サービスの利用料で57.4%、担い手の受取り額で54.5%と、それぞれなっている。

○サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取り額（1団体あたりの平均）は、図表54のようになっている。

■図表54 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額＜前回との比較＞

選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517				平成28年調査 n＝442			
	利用料		受取り額		利用料		受取り額	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容にかかわらず定額	297	57.4	282	54.5	232	52.5	225	50.9
内容によって利用料が異なる	160	30.9	150	29.0	151	34.2	128	29.0
無回答	60	11.6	85	16.4	59	13.3	89	20.1

■図表55 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額＜前回との比較＞

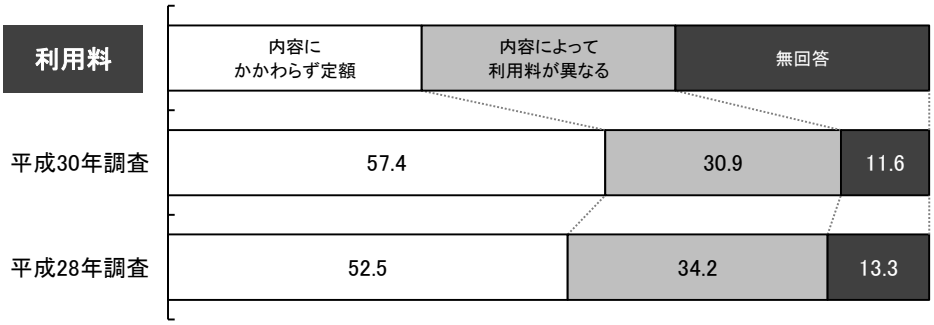

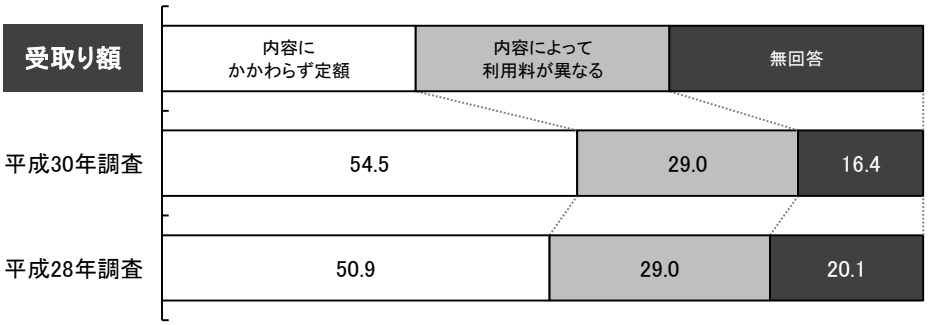

20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額(調査票問20)

■図表56 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額(1団体あたりの平均)＜経年比較＞

提供サービス	平成30年調査			
	利用料		受取り額	
	回答数	平均金額(円)	回答数	平均金額(円)
内容にかかわらず定額	269	851 ／1時間	258	718 ／1時間
	40	615 ／ 1 回	34	563 ／ 1 回
日常生活のお手伝い(家事援助等)	101	1,036 ／1時間	95	832 ／1時間
	16	865 ／ 1 回	18	734 ／ 1 回
介護・介助	61	1,487 ／1時間	7	1,066 ／1時間
	7	1,546 ／ 1 回	8	1,126 ／ 1 回
給食・配食			17	451 ／1時間
	33	416 ／ 1 食	9	918 ／ 1 回
移送			22	678 ／1時間
	26	659 ／ 1 回	13	544 ／ 1 回
いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	43	458 ／ 1 回	35	739 ／ 1 回
その他	37	883 ／1時間	36	788 ／1時間
	21	504 ／ 1 回	20	468 ／ 1 回

提供サービス	平成28年調査			
	利用料		受取り額	
	回答数	平均金額(円)	回答数	平均金額(円)
内容にかかわらず定額	202	832 ／1時間	202	736 ／1時間
	40	793 ／ 1 回	34	865 ／ 1 回
日常生活のお手伝い(家事援助等)	96	955 ／1時間	91	782 ／1時間
	15	813 ／ 1 回	13	823 ／ 1 回
介護・介助	62	1,247 ／1時間	56	998 ／1時間
	5	1,420 ／ 1 回	6	1,367 ／ 1 回
給食・配食			15	655 ／1時間
	39	507 ／ 1 食	11	830 ／ 1 回
移送			21	783 ／1時間
	37	858 ／ 1 回	13	747 ／ 1 回
いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	27	1,096 ／ 1 回	12	1,522 ／ 1 回
その他	36	953 ／1時間	30	919 ／1時間
	11	491 ／ 1 回	7	500 ／ 1 回

20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額(調査票問20)

提供サービス	平成26年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額(円)	回答数	平均金額(円)
内容にかかわらず定額	184	805 ／1時間	185	721 ／1時間
	32	721 ／ 1 回	36	720 ／ 1 回
日常生活のお手伝い(家事援助等)	97	943 ／1時間	86	783 ／1時間
	15	1,025 ／ 1 回	15	839 ／ 1 回
介護・介助	60	1,213 ／1時間	50	970 ／1時間
	7	1,471 ／ 1 回	6	1,100 ／ 1 回
給食・配食			17	400 ／1時間
	33	531 ／ 1 食	9	391 ／ 1 回
移送			19	821 ／1時間
	40	949 ／ 1 回	14	757 ／ 1 回
いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	44	841 ／ 1 回	33	955 ／ 1 回
その他	27	880 ／1時間	25	1,069 ／1時間
	10	1,285 ／ 1 回	6	317 ／ 1 回

提供サービス	平成24年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額(円)	回答数	平均金額(円)
内容にかかわらず定額	302	808 ／1時間	303	712 ／1時間
	67	816 ／ 1 回	65	794 ／ 1 回
日常生活のお手伝い(家事援助等)	144	912 ／1時間	139	965 ／1時間
	30	870 ／ 1 回	33	910 ／ 1 回
介護・介助	99	1,142 ／1時間	94	897 ／1時間
	20	1,130 ／ 1 回	21	914 ／ 1 回
給食・配食			35	371 ／1時間
	67	476 ／ 1 食	24	449 ／ 1 回
移送			48	636 ／1時間
	49	630 ／ 1 回	28	529 ／ 1 回
いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	84	550 ／ 1 回	53	450 ／ 1 回
その他	65	799 ／1時間	63	748 ／1時間
	24	713 ／ 1 回	25	763 ／ 1 回

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

○日常的に協力・連携関係がある団体は、「社会福祉協議会」が最も多く68.9%、次いで「地方自治体」が50.5%、「民生委員・児童委員（協議会）」が45.1%と続いている。

■図表57 日常的に協力・連携関係がある団体＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
社会福祉協議会	356	68.9	299	67.6
地方自治体	261	50.5	215	48.6
民生委員・児童委員（協議会）	233	45.1	185	41.9
ボランティア・市民活動振興センター	175	33.8	136	30.8
NPO法人	169	32.7	139	31.4
自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）	146	28.2	118	26.7
ボランティア団体（法人格をもたない）	115	22.2	93	21.0
小・中学校	91	17.6	63	14.3
ボランティア連絡会	84	16.2	71	16.1
公民館	82	15.9	54	12.2
生活協同組合	77	14.9	66	14.9
老人クラブ	73	14.1	55	12.4
高等学校	44	8.5	29	6.6
警察	42	8.1	31	7.0
企業	41	7.9	32	7.2
大学・専門学校	40	7.7	31	7.0
商工会議所	33	6.4	26	5.9
農業協同組合	30	5.8	26	5.9
青年会議所	12	2.3	9	2.0
労働組合	5	1.0	5	1.1
その他	126	24.4	140	31.7
無回答	51	9.9		

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

■図表58 日常的に協力・連携関係がある団体＜前回との比較＞

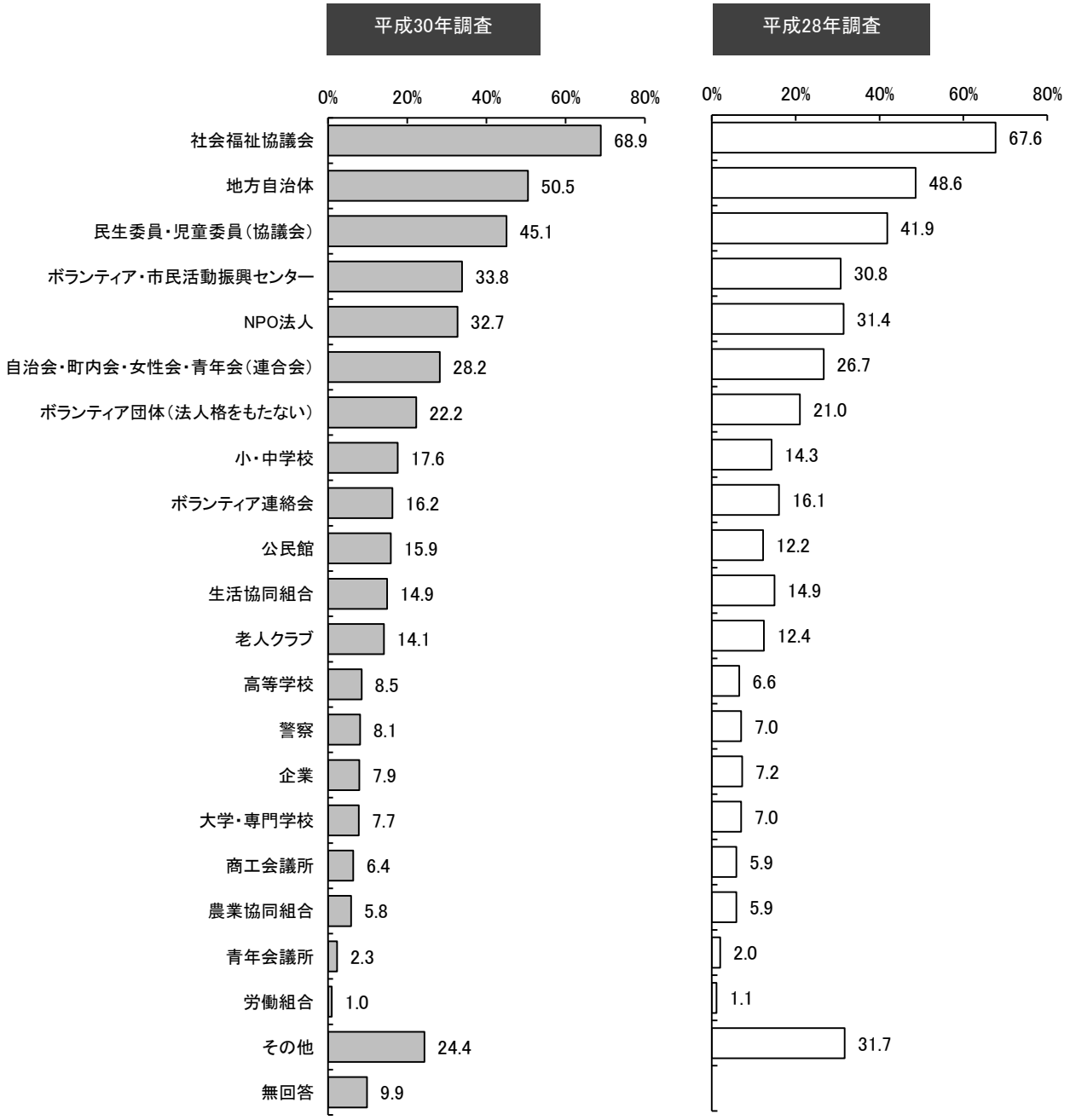

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

＜具体的な関わり方（連携内容）＞ （主な回答を掲載）

1.社会福祉協議会

【A:住民互助型】

・赤い羽根、ボランティア保険加入、活動の情報。
・赤い羽根共同募金の助成金窓口。
・移送サービス講習会等。
・運営委員として参加。
・運営事務全般。
・親組織として活動と運営支援。
・お互いに自分の団体で出来ないサポートについて支援。
・会議室等の利用、各種研修会への参加。
・介護保険活動連携。
・活動の補助金支援、広報支援。
・活動保険取次・福祉車両利用・会場利用。
・ケアマネさんとの交流、ボランティア保険、行事案内を受ける。ボランティア活動登録。
・県社協：情報交換、研修参加。
・県社協主導で県内市町村社協と連絡会。
・研修の参加等。
・高齢者の見守り、子の送迎などのささえあい、ファミリーサポートセンターが受けられない部分を活動。
・サロン活動。
・情報交換、各種相談、協働。
・助成金受給。
・送迎サービス、会場賃貸。
・ボランティア研修、人的応援、助言、指導。
・ボランティアの受け入れ。
・ボランティアの紹介、地域のささえ合いの取り組みについての情報交換。
・利用者の紹介。
・利用者を通じての相談及び調整。
・地域見守り活動等で日常的に連携をしている。
・評議員として委嘱されている。

【B:社協運営型】

・「支え合い活動」で対応できない場合のつなぎ先や支援について相談や対応。
・運営主体。
・親団体。
・介護保険事業、ファミサポ、障がい者機関相談支援センター、日常生活自立支援事業、高齢者あんしん相談センター等に個別支援の相談・支援の連携。
・ケアマネや他部所からの相談や訪問。
・ケースについての情報共有、依頼等。
・コーディネーター業務、課内の連携。
・事業運営を行っている。
・事務局、社協事業の一つとして行っている。
・社協の持っている他の業務（地区福祉委員会・ファミサポ・CSW等）との協議と分担。
・住民参加型在宅福祉サービスの担い手と利用者のマッチングを行っている。
・制度等利用時の連絡調整や情報共有。
・ニーズ把握及び情報収集。
・担い手の新規開拓、研修会などの協力。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

【C:その他】
- 地域担当との情報共有、CSWへのケース相談。事業PR、会員募集に協力。
- 委託運営。
- 依頼に対応できない場合、双方で連絡を取り合い対応する(ただし、市町村により差がある)。
- 運営親団体のため。
- 介護保険の居宅介護支援事業のケアマネジャーから依頼がくる。
- 広報誌・ホームページで事業紹介。チラシ・会報誌の設置。業務についての相談。
- コミュニティソーシャルワーカーとの連携。
- 社協主催の行事・ボランティア活動と連携。
- 社協職員からのサービス利用相談。同行訪問。情報共有。サービス調整。
- 生活支援サービス団体連絡会、部会、活動者交流会への参加など。
- 利用者のケアマネ事業としての関わり。

2.ボランティア・市民活動センター

【A:住民互助型】
- 会員・情報提供・行事参加。
- 会場の提供、チラシ等の配布。
- 情報交換、人材紹介、協働。
- ボランティアフェスタ実行委員・ボランティア育成協力・センター利用等。
- ボランティア活動の受入れ等。
- 情報の収集。行事への協力。

【B:社協運営型】
- 運営主体。
- 協力員(担い手)募集。
- 合同で研修会、交流会を実施。
- 事業運営に係る協力依頼等。
- ボランティアセンター登録、ボランティア活動保険の加入。
- ボランティアセンターを設置してボランティア団体の登録派遣活動相談を受けている。
- 活動の事務局。
- 担い手不足の場合、ボランティアセンターから人材を紹介してもらう等。
- 提供会員募集の協力。対象外となる依頼の相談。
- 同じ社協内にあり、合同で研修会を主催したり、協力者を募集したり等、連携を図っている。
- 利用者、担い手など事業に関する情報共有。
- 利用者の所得状況により無償ボランティアに依頼する場合がある。
- 援助に繋がらない場合、相談・紹介を行う。
- 具体的ケースにおける協議と分担。
- 地域情報共有。

【C:その他】
- 補助金申請等。

3.NPO法人

【A:住民互助型】
- 1年に1回市内のNPOの交流会がある。
- 区社協主催のNPO分科会に所属し、関連団体同士情報共有し、協働でイベント開催など行っている。
- 地域活動での連携(福祉マルシェ開催)。
- 利用者の紹介。
- 連絡会等に参画。情報交換、イベント等共催。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

【B:社協運営型】
- 移動支援、居宅介護支援、訪問介護事業所等との情報交換、カンファレンス。
- 援助に繋がらない場合、相談・紹介を行う。
- 各団体が抱えている運営上の問題を解決できるように、専門相談を実施し、運営面での協力をしている。
- 活動内容についての情報の共有。
- サービス依頼内容に応じて役割分担。
- 事業運営に係る協力依頼等。
- 市内でたすけあい団体同士の連絡会を組織し、情報交換や学習会、合同説明会の企画・開催等を行っている。
- 制度の普及・啓発。
- 当会で対応できない活動内容のものをNPO法人や他の団体につなげている。
- 利用に関しての相談等。
- 当該職員がNPOの運営推進会議等に参加。

【C:その他】
- PR活動、登録会の開催。
- 介護保険の居宅介護支援事業のケアマネジャーから依頼がくる。
- 研修会共催。

4.地方自治体

【A:住民互助型】
- 会議等の事務局。
- 介護保険で対応できない分野で連携。
- 各市町村包括支援センターよりヘルパー依頼、報告等。
- 行政指導を受ける。
- 社協へ食材費等費用の補助、調理場の無償貸与。
- 助成金援助・情報交換。
- 福祉有償運送・サロンの届け出等。

【B:社協運営型】
- 毎月、依頼内容、人数、件数を報告している。ケースワーカーと生活保護世帯や虐待等の案件など相互に連絡をとっている。
- 委託業務等、地域社会福祉事業の連絡調整。
- 介護予防、地域支援課の所管である地域包括支援センターと情報共有やケースの相談など協力・連携している。
- 活動全般に関する支援(庶務、情報共有、助言など)。助成金の交付。
- 活動の紹介(情報提供)、担い手への声掛け(募集)。
- 区の補助事業。
- ケースワーカーや保健師等と、個別ニーズにおいて連携を図っている。
- 高齢者福祉係、地域包括等関係部署と情報を共有し、利用者にあったサービスを提供している。
- 子育て支援課と広報依頼・活動内容・予算面など相談している。
- 困難ケース等の相談や情報共有。
- 生活支援体制整備事業に係る情報交換、及び活動相談。
- 利用者の紹介、相談、カンファレンス、研修等担い手育成のための講師、物品の貸与等。
- 市介護福祉課、地域包括支援センターより介護保険対象外の生活支援サービスに関する利用相談。

【C:その他】
- 委託元、相談支援。
- ケース相談、研修講座の講師。
- 子育て支援課、保育所と連携してファミサポ事業の推進。
- 障がい福祉について連携。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

5.民生委員・児童委員（協議会）

【A:住民互助型】
- 1人暮らしの方の見守り、声かけ活動及び配食サービス。
- 高齢者、若年家庭（母子）の相談。
- 民生委員からサービス利用の相談を受ける。
- 運営委員他で必要に応じ連携、会議場所の提供。
- 日常の困りごとについて連携。

【B:社協運営型】
- 個別ニーズ、地域ニーズの共有、協力者確保において連携を図っている。
- 社協事業の運営協力。
- 情報共有、利用対象者への啓発。
- たすけあい活動・公的サービスへの利用者の情報共有。
- 地域における相談や情報の共有。
- 地域福祉活動において日常的に連携を図る。
- 事務局、事業の周知、参加者取りまとめ、ニーズ調査等。
- 担い手が不足した際に相談。
- 必要があれば、担当民生委員・児童委員へ状況の報告・相談をする。

【C:その他】
- 援助の問合せや依頼がある。情報提供や情報の共有。
- 心配のある会員への見守り依頼・交流会のサポート等（児童委員）。
- 担い手募集への協力依頼。
- 各地域要支援者への情報提供、子育て世帯の情報共有。

6.自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）

【A:住民互助型】
- サロン、デイサービスのある町会との交流。
- 町会等と共催にて各種行事を行う。
- 町内の催事への参加および運営協力。
- 防災訓練参加、自治会の会議会場を貸出。

【B:社協運営型】
- 会費・共同募金等依頼。
- 事業紹介、広報、会議・募金等の協力。
- 地域の情報提供とつなぎ役・担い手のお願い。
- 地域福祉活動全般に協力。
- 困っている方を事務局へ連絡しサービスにつなげる。
- 社協会費のとりまとめ協力、事業の周知。
- 地域福祉活動実践団体の構成団体として参画いただく。
- 要援護者等の情報の共有（月1回程度）。サロン等の協働運営。
- 自治会ルールの確認やサービス実施に関する相談（ゴミ出し等）。
- 地区社協活動。

【C:その他】
- 情報提供や事業への支援・協力。
- 担い手募集への協力依頼。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

7.老人クラブ

【A:住民互助型】
- 利用会員の情報提供等。
- サロンの運営協力。
- 地域交流イベント、行事。
- ボランティア活動。
- 地域活動での連携。

【B:社協運営型】
- 地域の情報提供とつなぎ役・担い手のお願い。
- 事業参加の呼びかけ、共催事業の実施。
- 社協が事務局。
- 担い手の確保、利用者ニーズ把握。
- ささえあい活動に取り組んでもらっている。
- 事業周知。

【C:その他】
- 情報提供や事業への支援・協力。

8.公民館

【A:住民互助型】
- 会場使用。
- 行事の共催。
- 地域支援活動。
- 通所事業会場利用。
- 出前保育を各地区公民館で行っている。
- 子ども食堂の開催場所・研修学習時場所。
- 地域の高齢者の集まりのお手伝い。
- 母子サロン会場借用。

【B:社協運営型】
- 地域福祉活動の拠点提供。
- 研修会の開催、地域福祉活動実践団体の活動拠点として。
- 事業の周知。
- 事業紹介、広報。
- ボランティア講座の共催。

【C:その他】
- チラシの配布。
- ふれあい食事会の開催場所として。

9.ボランティア団体(法人格をもたない)

【A:住民互助型】
- イベント共催。
- サロン活動情報交換。
- 地域での他団体との交流。
- 地域の相談等。
- 協議会の構成団体として地域の課題解決に向けて協働する。会議場所の提供など。
- 地域の助け合い活動の担い手づくりと活動の連携。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

【B:社協運営型】
・事業運営に係る協力依頼等。
・社協事業への協力（イベントやボランティア活動紹介）。
・内容によってはボランティア団体へつないでいる。
・担い手の紹介依頼。
・ボランティアセンターを通じて各団体と連携を図る。
・「担い手」にボランティア団体が参加している。
・介護予防事業の見守りや話し相手、運営の手伝いを行っている。
・市内でたすけあい団体同士の連絡会を組織し、情報交換や学習会、合同説明会の企画・開催等を行っている。

【C:その他】
・会への依頼で出来ない時紹介しています。

10.ボランティア連絡会

【A:住民互助型】
・事務局、情報提供、ボランティアフェスティバル開催連携。
・ボランティア団体の情報交換。
・ボランティア連絡協議会への参加。
・イベント共催。

【B:社協運営型】
・事業内容PR。
・地域の情報提供とつなぎ役・担い手のお願い。
・ニーズ把握及び情報収集。
・保険の助成や連携のよびかけ。

【C:その他】
・サロン活動としてボランティアに参加。

11.生活協同組合

【A:住民互助型】
・食材調達。
・地域活動での連携。
・地域の他団体と一緒にまちづくりの会。

【B:社協運営型】
・フードバンク。
・活動内容についての情報の共有。
・当団体で対応することが難しい場合、生協さんのサービスを紹介。
・相互に情報提供。

【C:その他】
・事務局として関わっています。
・助け合い団体とのサービス提供の連携、広報・事業普及活動。
・職員・組合員から利用者の紹介。
・事務所その他基礎の支援。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

12.農業協同組合

【A:住民互助型】
・農協所属のケアマネからのヘルパー依頼、報告等。
・移送サービスの運転手の一員として登録している。
・生産物の出荷等。

【B:社協運営型】
・情報提供、広報活動、事業への協力。
・住民参加型在宅福祉サービス団体との交流。
・生活支援サービス情報共有。

【C:その他】
・会場、送迎の協力。又、レクリエーションなどの協力。
・事務局、会計が協同組合にある。農協内の助け合い組織である。
・事務局。

13.企業

【A:住民互助型】
・イベント共催。
・研修・ボランティア活動の受入れ等。
・困窮者支援。
・障がい者就労業務委託、寄付受領。

【B:社協運営型】
・企業組合が実施している市内の住民参加型在宅福祉サービスとの情報・意見交換。
・ケースによっては、商店やタクシー会社と連携を取りながら対応している。
・研修会講師。
・担い手の募集先として。
・社会貢献活動の一環として団体活動、また寄付。
・企業ボランティアネットワーク。
・協賛会員として経済的な支援を受けている。
・社協会費、寄付、事業への協賛。

【C:その他】
・子育て支援の依頼を受け応えている。
・障がい者の働き先、仕事請負先として連携。

14.労働組合

【A:住民互助型】
・活動内容の紹介、PR。
・毎年企業からの寄付金がある。
・子ども食堂や関連催しへの支援をいただいている。
・学習会等に参画。

【B:社協運営型】
・担い手の確保。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

15.商工会議所

【A:住民互助型】
・研修会等。
・労務関係の相談。
・研修参加、企画協力など、情報交換。
・町のご当地商品券を取り扱っている。
・地元の商工会に参加　イベントなど参加している。

【B:社協運営型】
・事業共同実施、広報。
・商工会の会員登録をしている。
・活動内容についての情報の共有。事業運営の協力。
・社協会費、寄付、事業への協賛。

【C:その他】
・労働保険に加入手続きをお願いしている。

16.青年会議所

【A:住民互助型】
・企画の案内を頂き参加、情報交換など。
・子ども未来ネットワーク会議。

【B:社協運営型】
・災害時の協定あり、会議の開催。
・事業運営に係る協力依頼等。
・事業紹介、広報、実施協力。
・情報提供、共済事業の実施。
・担い手の確保。
・地域イベント。

17.小・中学校

【A:住民互助型】
・行事の共催。
・困窮世帯支援に伴う連携、福祉教育事業。
・視覚障がい者福祉実践教室。
・児童との交流。
・福祉教育のお手伝い。
・利用者情報交換。ケースカンファレンス。
・生徒のボランティア受け入れやボランティア体験に協力。

【B:社協運営型】
・事業運営に係る協力依頼等。
・社協事業の周知・募金活動の協力等。
・小学校にチラシ配布。
・福祉教育への講師等派遣。
・利用者、担い手の募集。

【C:その他】
・広報、援助のための協力機関（送り迎え）。
・職場体験の受け入れ等。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

18.高等学校

【A:住民互助型】
・児童の状況把握、連携。進路について。
・職場体験の受入れ等。
・認知症を支える地域づくりを目的とした研修会の実施。

【B:社協運営型】
・学生ボランティアの派遣依頼。
・事業運営に係る協力依頼等。
・児童・生徒の福祉活動の協力。
・福祉協力校・福祉実践教室。
・ボランティア活動普及、福祉教育実践。
・スクール出前等で福祉教育の支援。

19.大学・専門学校

【A:住民互助型】
・ボランティアの受け入れ、卒論希望者受け入れ。
・講師派遣。
・地域活動のボランティア参加を要請。
・介護体験の受入れ等。

【B:社協運営型】
・事業広報、協力。
・研修、セミナー等についての情報の共有。
・若年世代からの地域福祉理解、担い手の確保。

【C:その他】
・介護実習の受け入れ等。

20.警察

【A:住民互助型】
・困難な事例の相談。
・高齢者向けの詐欺防止講演や交通安全講習会の開催。

【B:社協運営型】
・移送サービスの交通安全講習など。
・研修会講師派遣。
・見守り事業等において協力関係。
・相談や地域住民への防犯教室の講師要請など。

【C:その他】
・地域の中での連絡としての関わり。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

21.その他団体

●地域包括支援センター

【B:社協運営型】

・個別支援の相談、支援の連携。

・制度の普及・啓発。

・介護保険では対象外となる世帯への家事や通院付添い依頼。

【C:その他】

・サービス利用相談。同行訪問。情報提供。サービス調整。

・利用者の紹介、利用依頼(通院の日時)、利用者の状況変化の報告。

●医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院

【A:住民互助型】

・困窮者支援。

・高齢者サポートセンター運営協議会メンバー。

・毎回、血圧測定、検温、脈拍など健康チェック、アドバイス。

【B:社協運営型】

・情報提供と連携。

【C:その他】

・研修講師依頼、子どもに関する研修案内を受ける。

●ケアマネージャー

【B:社協運営型】

・利用者に対する情報の共有。

・ニーズ把握、活動状況連携。

・制度の普及・啓発。

●シルバー人材センター

【A:住民互助型】

・介護保険関係情報提供。

【B:社協運営型】

・住民の協力員では困難な案件を紹介(技術が必要な剪定や大物家具の運搬・処分など)。

・サービス依頼内容に応じて役割分担。

・当サービス対象外の活動(草むしり・大掃除)の紹介。

●保育所・保育園・幼稚園

【B:社協運営型】

・チラシ配布・提供会員と依頼会員の連絡調整の場所の提供。

・活動に関する協力、困難事例に関する情報交換。

【C:その他】

・ファミリーサポートセンターに関する説明会を開催し事業周知を図る、情報共有。

・送迎時の連携。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

●居宅介護支援事業所

【B:社協運営型】

・依頼の相談を受け、サービス調整を行う。

・相談者、利用者の同行訪問。

・依頼会員の情報共有。相談。

・事業周知・事業利用該当者の紹介等。

【C:その他】

・介護保険ではざまのサービスについて、相談や依頼がある。

●介護事業所

【A:住民互助型】

・介護者のつどいのアドバイザーを依頼。公的サービスの狭間の時間を当会のサービスでカバーする。

【C:その他】

・ケアマネージャーさんが介護保険外の件での相談、依頼。

●公証役場

【A:住民互助型】

・市民後見関連で依頼があればうける。利用者のお伴をする。

●子育て支援センター

【C:その他】

・講師の依頼。

・子育て支援についての情報交換。

●消防署

【A:住民互助型】

・避難訓練。

【B:社協運営型】

・利用者支援、研修等講師協力。

●地区福祉員

【B:社協運営型】

・社協の地区福祉員から近隣で困っている方に対しての相談。

●ハローワーク

【A:住民互助型】

・困窮者就労支援。

【C:その他】

・サービス情報提供、広報・事業普及活動。

●ファミリーサポートセンター

【B:社協運営型】

・産前産後の家事援助に入っている世帯で、子育て支援が必要な場合、両サービスを利用するため連携して支援。

・保育に関する相談について調整。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体(調査票問21)

●保健センター

【B:社協運営型】

・利用者に関する情報共有。

・保健師が新生児訪問、検診時に話を聞き、ファミリーサポートセンターが必要な世帯に紹介や連絡をいただく。

【C:その他】

・広報、援助のための協力機関（送迎）。

●ワーカーズ・コレクティブ

【C:その他】

・会議、研修、学習会、行事等に参加。

●学童保育

【C:その他】

・送迎活動に関する協力、困難事例に関する情報交換。

22. 一定のエリア内で団体間の連絡会等(調査票問22)

〇都道府県や市町村等、一定エリア内で団体間の連絡会等について、連絡会組織や団体名を記した回答数は、250であった。その内「所属している」が92.8%となっている。

■図表59 団体間の連絡会等の圏域別所属の有無

選択肢<SA>	平成30年調査									
	全 体 n＝250		都道府県 n＝110		市町村 n＝75		地区 n＝15		その他 n＝17	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
所属している	232	92.8	103	93.6	69	92.0	13	86.7	16	94.1
所属していない	9	3.6	4	3.6	2	2.7	1	6.7	1	5.9
無回答	9	3.6	3	2.7	4	5.3	1	6.7	0	0.0

※所在地の無回答があるため、都道府県＋市町村＋地区＋その他の合計は、全体と一致しない

23. 公的制度について考えていること(調査票問23)

＜公的制度についての考え＞ （主な回答を掲載）

■介護保険等、高齢者施策

【A:住民互助型】

・介護保険サービスにおいて、収益が悪化している。最低賃金の上昇や消費税等・・・。

・改訂の度に使いづらくなる介護保険制度、誰もが必要な時に使える制度にする必要がある。

・公的制度では、排泄介助などの身体介護に重点を置き、生活援助を軽んじる傾向があるが、生活全般を見て、無駄なくその人らしい暮らしを維持していくための生活援助の能力がヘルパーには重要であり、もっと評価されるべきだと思う。

・法改正のたびに業務は増え、収入は減る。運営は厳しい。

・すべてに共通して、国の方針に相反して、基礎自治体や包括・社協は管理的で協働の立場になかなか立ってもらえない。働きかけにも限界を感じる。

・利用者の多くは老齢年金で暮らしていて、ヘルパー料のみしかいただかない。しかしヘルパーは交通費を会から遠距離の人のみ支払っている。公的機関から援助金がほしい。

・超高齢化社会で介護保険制度の維持が厳しくなる方向であるが、使う側の高齢者に対する制度の精神や、利用の心得（ルール）等の教育が全くない。国や自治体がすべきです。現場のケアマネージャーや事業所だけが制度改正のたび、苦労しているのが現状です。

・介護保険のサービスの狭間のサービスを頼まれることが多くなった。そこから、高齢者が置かれている現状と、制度が必ずしも利用者個人や団体にとって使いやすいものではないことが見えてくる。実情に合わせた制度に徐々に改善してほしい。

・現在、地域で助け合い活動を自主的に実施している団体に対して財政面の支援をお願いしたい。※自主的に活動しているNPO法人は公的制度から除外されている。

・介護職員処遇改善加算について現状では居宅介護支援員・事務職員等、介護に直接携わっていない職員には充当されていないが事業所への貢献度は多大であり、割合は少なくても事業所の判断で支払えるように検討してほしい。

・介護職員、生活支援の人材確保。

・医療・介護から施設・自宅での看取りまで、地域包括での議論がない。

【B:社協運営型】

・同居家族がいても、ヘルパーの家事援助が条件によっては可能になればいいのにと考えることはある。

・申請手続きに時間がかかりすぎ、その間を助け合いで対応するのは難しい。

・住民参加型在宅福祉サービスに関しては枠組みにはめることなく、今後も柔軟な対応ができる体制を確保したい。

・住民参加型在宅福祉サービスは介護保険で対応できないちょっとした困りごとにも対応しているが、あくまでボランティアである。制度でできないことはやってくれるものと理解され依頼されるケアマネジャーの方もいるため、有償ボランティア活動の趣旨理解が必要になっていると思う。

・人材不足と赤字経営が解消されない限り、公的サービスの継続は非常に困難である。

・「地域包括ケアシステム」は誰もが住み慣れた地域で最後まで安心して生活していけるようにするための、あくまでも「手段」のひとつとして構築していく必要があるが、構築すること自体が「目的」となってしまっているところが感じられることがあり、残念に思うことがある。

・介護保険制度の見直しで家事援助が受けられなくなったので、という相談が増えている。また、サービスを利用されている中で、認知症状が進行しケアマネに報告し介護保険へ移行したケースもある。いずれにしても、連携しながら活動することが大切だと感じている。

・介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービスAと支え合い活動の利用者、活動内容等の棲み分け。

・認定者数が増加しているが、生活支援サービス等に一部制限があるため、在宅福祉サービスとの連携が今後必要になってくると考える。

【C:その他】

・総合事業へ移行され、要支援1・2の方は介護サービスを利用するのではなく、地域で支えていくような動きが出ている。高齢者自らが介護予防に取り組む基本的な考え方や、地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要がある。

・緩和したサービスの受け皿になっているが、これ以上の受け入れが難しい。

・事業所加算、処遇改善加算の要件がわかりにくい。申請、報告がわかりにくい。

23. 公的制度について考えていること(調査票問23)

■障害者総合支援法等、障害者施策

【A:住民互助型】

・介護保険のヘルパーより体力を要するため、ヘルパー不足は深刻である。しかも、中には権利意識の強い方も居られて要求が多く、ヘルパーが疲弊してしまうケースもある。ヘルパーを守ることも考えてもらう必要がある。

・高齢者施策に対し、支援策が非常に手薄。

・身体障害者と混同しているのか、知的障害者へのルール作りがおかしい。また、ヘルパー条件の敷居を高くする割に入るお金は少ない。最低賃金は年々上がるばかりなのに。

・精神障害者の場合、60才になっても介護保険の認定では介護保険の利用につながらないが、実生活では何事も安全に自分でできないのが現状。

【B:社協運営型】

・障がいのある子供が一人で通学できるよう、通学にヘルパー利用ができれば助かる。

・GHなどが少ない。障害のヘルパーの事業が少ない。

・圏域内の社会資源が乏しい。

・ニーズとサービス利用可能な枠とのずれがある。また、対応できる人材不足と柔軟性の乏しさを感じる。

・地域の中で相談支援専門員が少なく、質、量ともに確保が必要と思います。またこちらも公的制度と地域をどのように繋いでいくか。

・障害福祉に関しては、医療面を含め、専門的なケアに関する支援技術を必要とする人が多く、たすけあいで支援する場合、専門職との連携が重要。

・特に精神疾患のある方への対応が市民レベルでは難しいため、公的制度の充実を期待。

・目に見える障がいだけではなく、目に見えない社会生活上の障がい(生きづらさ)に関して、教育機関と連携した福祉教育を推進する必要がある。

【C:その他】

・中々ニーズに応えることができない。時間帯の問題、担い手不足など。特に通学通所。

・報酬単価が低いと思う。

・65歳になって介護保険に移行する際、いろいろトラブルが発生する。そのまま障害で出来れば良いと思っています。

・障がい者の地域生活への移行が進むなか、日常生活自立支援事業のみならず、成年後見制度等の関連制度や機関・団体との連携、さらには地域住民による見守り・支えあいなど幅広い地域の受け皿づくりが不可欠だと考える。

■子育て支援施策

【A:住民互助型】

・幼児を育てる親で産前産後に家族の支援を受けられず孤立した人への支援が大切だと思う。

・ファミリーサポートセンターへの利用者に対する支援。

・保育所の整備だけでなく、病児、病後の保育に手厚い施策が必要。

・ニーズ、内容、時間等ボランティアでの対応が困難になってきている。

【B:社協運営型】

・母子父子家庭や生活困窮及び、精神疾患等を抱える子育て世帯への支援強化の必要性を感じる。

・子ども食堂は全国的広がりを見せているが、子どもの貧困対策は公的責任を明確に政策化する事案。様々な理由で養育困難な子ども家庭に対し、地域で子育てする考え方と実践モデルの普及。

・ファミサポの援助会員(担い手)の不足。周知の不足。

・施設(保育園等)は増設されたが、質の問題。また一時保育、土・日・大型連休等の対応不足。

・育児放棄など、難しい問題を抱えている家庭への支援が求められることもある。問題の悪化を防ぐために、情報共有と支援方針を確認する機会を定期的に設けることが必要。

・身近に頼れる身内がいない子育て世帯のお母さんからの相談がある。自分が病気になった時、ちょっとしたことで困る。すぐに利用できる施策があれば・・・と相談があったが、おたがいさまの会だと調整の時間やできることも限られてくるのでスピード感が遅く子育て世帯には利用しにくいことも多いだろうと思う。

・高齢者との関わりなど、世代間交流が大切。子ども食堂の普及。

23. 公的制度について考えていること(調査票問23)

【C:その他】
・各自治体の独自施策に任されている政策が多く、自治体間格差が大きい。
・ひとり親施策に関して利用者と市とのかかわりを強化していただきたい。援助計画の整備をもって現場への積極的介入をお願いしたい。

■生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策

【A:住民互助型】
・居住支援法人になった。生活困窮者への生活支援はどのように考えているのか知りたい。
・生活困窮者が単に保護の対象とするのではなく社会参加出来る施策が必要。

【B:社協運営型】
・セーフティネットとして機能しているかを検証する必要があると考える。窓口相談⇒既に生活保護受給レベルまで至っているケースもあり、アウトリーチも必要。
・地域住民の関わりが薄い。本来生活保護のケースワーカーが中心となる業務ではないのか。行政は制度以外のことは対応しない。制度の理念と運用に乖離が生じているように思える。
・各種制度間の狭間を埋めるため、多種多様な対象者に広がっており、毎年業務内容が増加しているが、マンパワーが不足している。
・相談内容が複雑多岐に渡り、相談員等の専門性が求められている。
・経済的な課題と生活課題が複合しているケースが多いが、生活困窮者施策では経済的な支援に追われ生活課題の解決に手が回らない状況になっている。
・利用料支払いが困難な方への支援が求められることがある。事前に支払い計画を作成する等、計画的な利用をすすめていく。
・生活上の困窮は経済的問題にとどまらず生活の質の確保も含まれる。多職種連携を基礎に自立的な地域生活の実現に向けたチームによる支援体制が求められる。

【C:その他】
・仕事に就けて自立できるよう支援してほしいです。

■その他

【A:住民互助型】
・ゴミ出しができない高齢者が増えていて、我々の団体への依頼も増えているが、収集時間が早く(午前5時～8時)助け合いの活動で受けられないことも多い。市町の個別収集は要介護2以上など条件が厳しい、収集時間を遅くするか、公的個別収集を拡大するかの対応を望みます。
・人生100才時代となり、高齢者であり、障害者となり、生活困窮者となってしまった方々が多くなりました。それぞれの支援制度がうまくつながらず結局どの制度もうまくつかえず、困ってしまっている現状をよく聞きます。横つながりでよきサポートにつながる公的制度、施策が出来上がるように望みます。
・制度と制度の隙間が多い。その隙間を埋めるためボランティアは必要であり、ボランティア団体の運営支援（資金・担い手等）を考えて行かなければ運営継続が厳しいと考える。
・地域で自発的なボランティア・助けあい活動をしていても、行政がどのように関心を持ち、活動に協力しようとする意思があるのか、わからない。

【B:社協運営型】
・制度ごとの縦割りになりがちで、特に行政内で分野を横断したつながりを強くもってもらいたい。実務的な問題で、どのセクションの誰がセクションを超えて音頭を取って行くかが課題になっているようだ。

【C:その他】
・障がい者の親の援助はできても、その障がい者のもとで育っている子への支援がないなど、いまだに区分けされた支援制度になっている。早く何かの支援が必要な家庭を丸ごと見て、必要な支援をするシステムを作ってほしい。

24. 現在直面している活動の課題(調査票問24)

○現在直面している活動の最も大きな課題は、〔A〕組織運営では「担い手不足」が76.8%、〔B〕サービス提供体制では「たすけあい活動の利用者負担額」が22.1%、〔C〕サービスの質では「生活支援内容の多様化」が40.8%と、それぞれの上位となっている。

■図表60 現在直面している活動の課題＜前回との比較＞

〔A〕組織運営について				
選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	該当する課題		該当する課題	
	回答数	%	回答数	%
担い手不足	397	76.8	339	76.7
後継者不足	143	27.7	130	29.4
資金不足	118	22.8	110	24.9
広報不足	108	20.9	108	24.4
利用者の減少	88	17.0	94	21.3
人材育成の機会不足	83	16.1	66	14.9
事務局の体制が不十分	71	13.7	60	13.6
コーディネーターの不足	57	11.0	52	11.8
地域組織（自治会等）との関係づくり	54	10.4	47	10.6
行政あるいは社協との連携・協働	41	7.9	46	10.4
ハードの老朽化	28	5.4	20	4.5
作業マニュアル、就業規則等が未整備	23	4.4	13	2.9
他事業、他都道府県との連携・協働	14	2.7	24	5.4
その他	26	5.0	20	4.5
無回答	37	7.2		
〔B〕サービス提供体制について				
たすけあい活動の利用者負担額	114	22.1	113	25.6
たすけあい活動の担い手と介護保険等のヘルパーとの賃金差	97	18.8	116	26.2
サービス提供（申請）のための手続き	42	8.1	32	7.2
労働基準法との兼ね合い	37	7.2	41	9.3
活動先（サロンの会場等）の確保	27	5.2	31	7.0
24時間見守り体制づくり	25	4.8	24	5.4
その他	60	11.6	45	10.2
無回答	215	41.6		
〔C〕サービスの質について				
生活支援内容の多様化	211	40.8	149	33.7
ニーズをサービスに結び付けられない	118	22.8	101	22.9
行き場のない方への支援	93	18.0	78	17.6
担い手の専門性が確立されていない	73	14.1	70	15.8
サービスのマンネリ化	38	7.4	31	7.0
ニーズの把握ができていない	30	5.8	43	9.7
医療行為が必要な方へのサービス提供	27	5.2	50	11.3
その他	43	8.3	23	5.2
無回答	145	28.0		

24. 現在直面している活動の課題(調査票問24)

■図表61 現在直面している活動の課題＜前回との比較＞

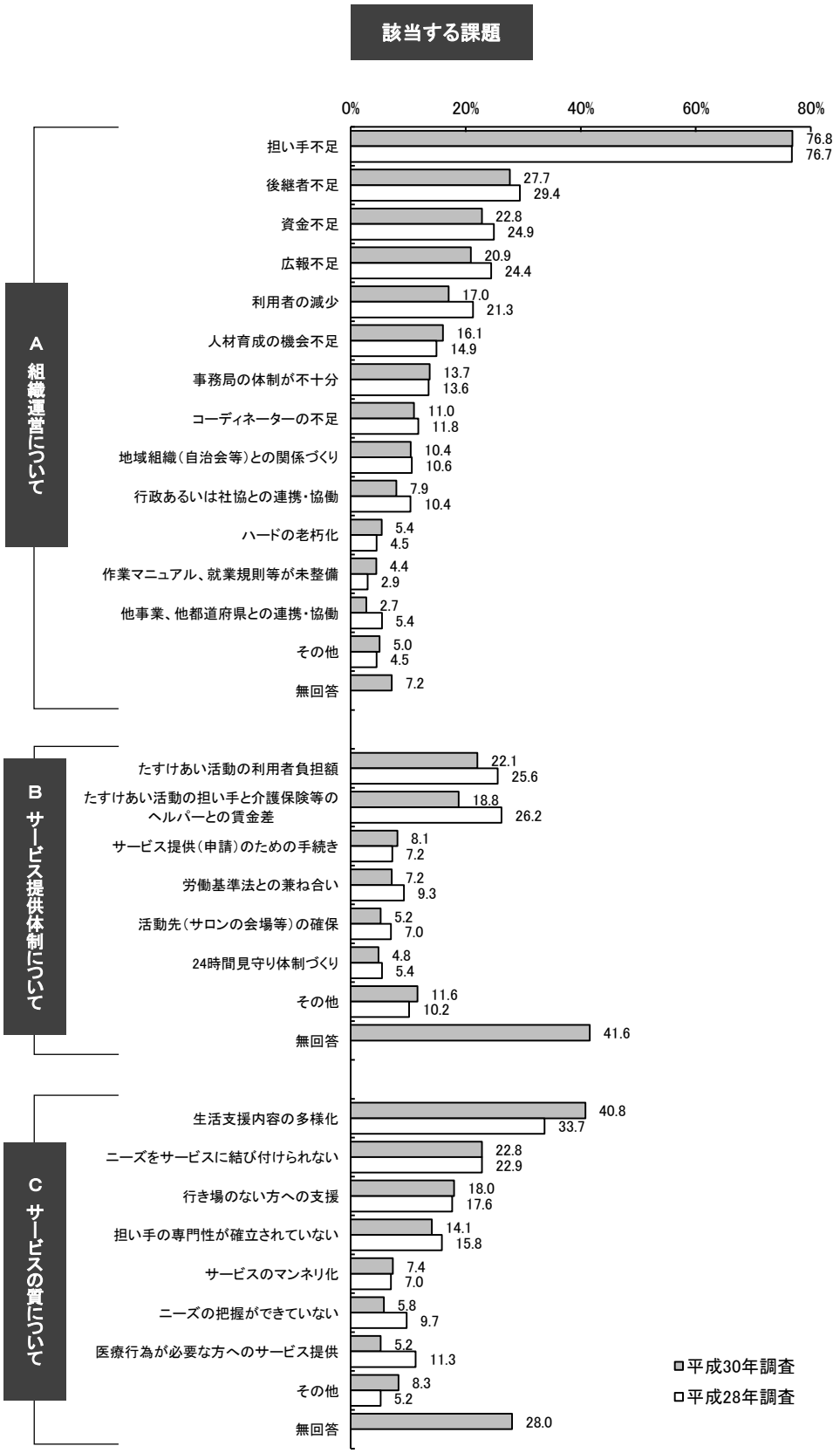

24. 現在直面している活動の課題(調査票問24)

■図表62 現在直面している活動の最も大きな課題＜前回との比較＞

〔A〕組織運営について				
選択肢<SA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	最も大きな課題		最も大きな課題	
	回答数	%	回答数	%
担い手不足	210	40.6	93	22.4
資金不足	23	4.4	13	3.1
後継者不足	23	4.4	14	3.4
利用者の減少	17	3.3	14	3.4
事務局の体制が不十分	14	2.7	7	1.7
広報不足	9	1.7	2	0.5
コーディネーターの不足	7	1.4	4	1.0
人材育成の機会不足	7	1.4	1	0.2
地域組織（自治会等）との関係づくり	5	1.0	9	2.2
作業マニュアル、就業規則等が未整備	3	0.6	1	0.2
ハードの老朽化	2	0.4	0	0.0
行政あるいは社協との連携・協働	2	0.4	3	0.7
他事業、他都道府県との連携・協働	1	0.2	0	0.0
その他	8	1.5	2	0.5
無回答	186	36.0		
〔B〕サービス提供体制について				
たすけあい活動の利用者負担額	69	13.3	34	11.9
たすけあい活動の担い手と介護保険等のヘルパーとの賃金差	65	12.6	26	9.1
サービス提供（申請）のための手続き	26	5.0	8	2.8
活動先（サロンの会場等）の確保	21	4.1	9	3.2
労働基準法との兼ね合い	18	3.5	4	1.4
24時間見守り体制づくり	17	3.3	6	2.1
その他	51	9.9	13	4.6
無回答	250	48.4		
〔C〕サービスの質について				
生活支援内容の多様化	124	24.0	34	11.2
ニーズをサービスに結び付けられない	55	10.6	22	7.2
行き場のない方への支援	25	4.8	13	4.3
担い手の専門性が確立されていない	24	4.6	15	4.9
サービスのマンネリ化	19	3.7	5	1.6
ニーズの把握ができていない	10	1.9	10	3.3
医療行為が必要な方へのサービス提供	6	1.2	8	2.6
その他	25	4.8	7	2.3
無回答	229	44.3		

24. 現在直面している活動の課題(調査票問24)

■図表63 現在直面している活動の最も大きな課題＜前回との比較＞

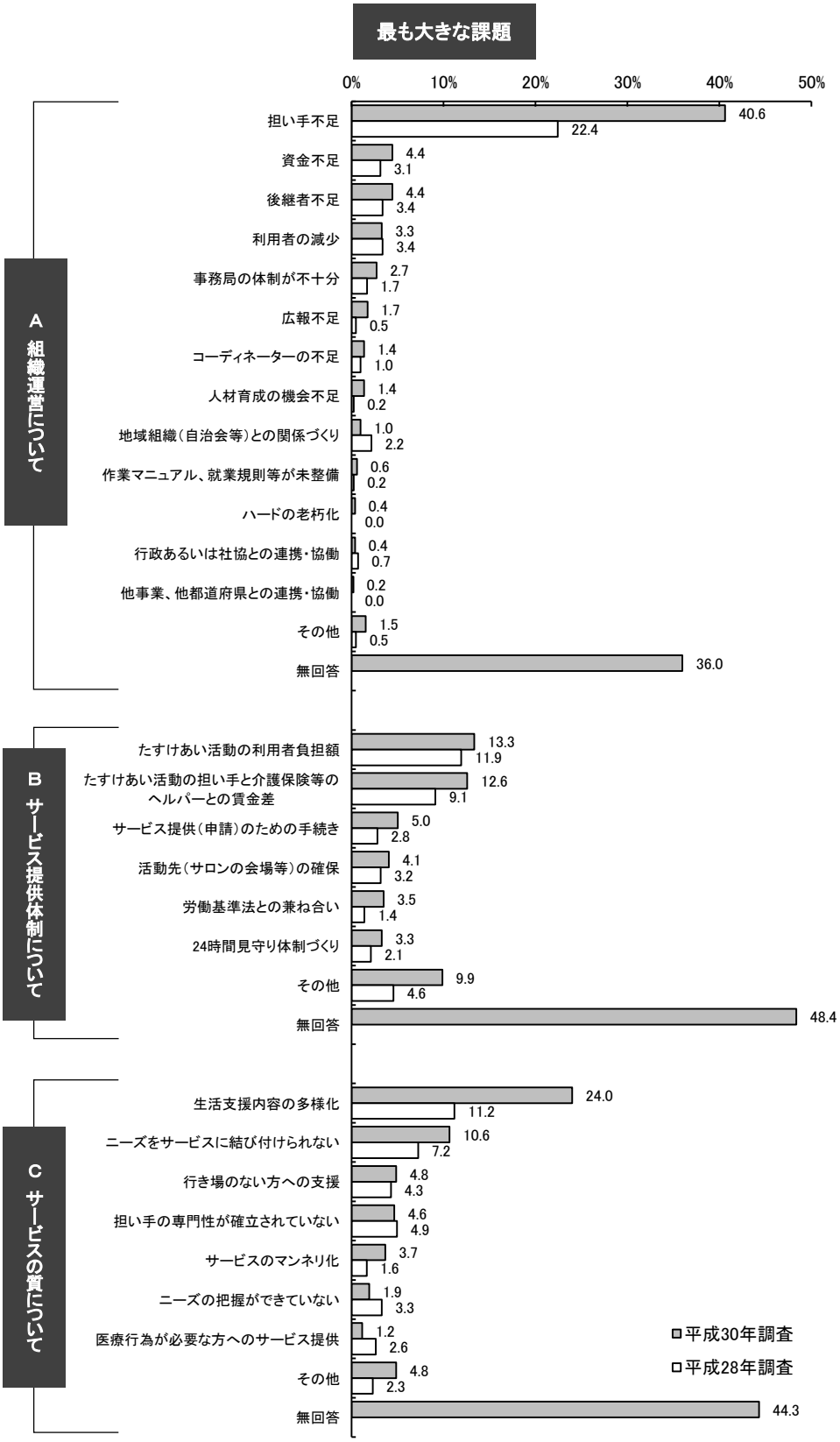

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

＜具体的な取り組み＞　（主な回答を掲載）

A：住民互助型

・・サービスありきではなく、地域の困りごと（具体的な）一つ一つに対応してきている。「その人とその事をなんとかする」を合言葉に→サービスの拡大（できる事）。・担い手確保のために、講習会を開催しその中から一緒にやれる方を探す。例：庭木の剪定講座、福祉有償運転者講習。・持続可能な運営を目指すために、社会的企業化を志向している。・介護保険制度や指定管理などの公的サービスを担うことで、組織の安定化を図っている。・高齢期における「年金+α」の仕事おこしの視点での取り組みを行っている。

・・在宅での生活（24時間）が不安な方々が、ホーム(有料、特養)に入所され安心と思いますが、通院、買い物など外出は付き添いが必要と自費でのサービスを依頼されます。ホームでの対応は不可で今後の会員サービス延長に。・会設立35年になりますと、会員(活動)の年齢がそのまま上がっていきます。でも皆さんお元気で活動され感謝です。以前利用されていた方の娘、孫が参加されるようになり、とてもうれしく思います・・・が活動者増員に向け広報等努力中です。

・・たすけあい活動利用料金は20年前会設立以来値上げをしてこなかったため、年々利益が減り、最低賃金にも追いかけられ、今年10月から1時間利用者850円、提供者803円を1時間利用者1,100円、（提供者未定）に引き上げることとしました。・利用者にとっては大きな値上げですが、それでもたすけあい活動の赤字が埋まることがありません。制度事業のヘルパーがたすけあい活動も担っているため時給は低いながら賞与の対象にはしていることなども赤字の原因の一つです。・2年前より認定NPO法人取得のための寄付集めに取り組み、2年で3,000円以上200名の寄附金を集めることができました。今年度中に申請し、認定が取得できればと思っています。認定NPO法人になることで、広域に活動を知っていただけるのではないかとも思っています。たすけあい活動は、ひとりの方の生活を支えるうえで必要な事業と思っているので、寄附金を活用し運営して行きたいと思っています。

・・月二回のミーティングでの情報共有。・研修会等への参加。

・・登録メンバーは25名前後はありますが、条件が合って活動出来るメンバーがかたよっており登録のみのメンバーもいます。さらにメンバーを募るPRを心がけ機会をみては声掛けを行っています（個人的にも）。（TELがメンバーとつながらないケースもあります）。・受けられる活動なのかの判断が難しい内容は役員会で話し合って納得の上、活動出来るのかを明確にします。

・・移送サービス従事者が高齢化。トラブル防止に保険会社と連携しドライブレコーダー設置。福祉車両・車椅子の使い方研修。ドライブレコーダーの映像を振り返る。・NPOではあるが使命感より、楽しくて明るい、自分の居場所を求めて働く人が増加。創立23th、過去から当初の様子・思いを拾い出し、原点を忘れない。キングスガーデン連合に加入、合同の研修に参加させて頂き、市のみならず日本中の介護施設現場の状況を知る。・市の動きに合わせ、NPOの特性をいかした活動を具体化していく。介護保険事業は法令遵守で。今後（のんびり居場所、団塊の世代対象のデイづくり、世代混合シェアハウスなど）高齢スタッフと考えたい。

・・助け合いの会は、県内に9拠点（7地区本部、2事務所）があり、地域ごとの取り組みがあります。担い手の確保と、同様の活動どうしで連携し補完し合うことを目的としています。・第2地区本部：福祉事業部（介護保険サービス）、市からの受託事業（西宮シニアサポート）と助け合いの会との三者会議を行っている。・第3地区本部：兵庫事務所、コープ長田、コープ丸山の店舗からそれぞれ半径500M以内で展開する「くらしの便利サービス」との連携・第4地区本部：保育を担う活動会員を育成し子育て世代へアプローチしていく計画。

・・組織運営について：事務局体制の専従化や組織内の意思決定の強化を図っている。意思決定機関の強化として、リーダーの権限の明確化とともに、リーダー候補の会議への参加の機会づくり等に取り組んでいる。行政や社協との協働は難しく、働きかけの継続に終始している状態。・サービス提供体制について：相互扶助の助け合いサービスをメインにした議論がなかなか持てずにいるが、助け合い活動の多様化が進んでおり、法人が行っている制度事業の中に助け合い活動の要素を取り入れている（障がい者・引きこもりの就労や地域食堂の利用者から担い手発掘等）。・サービスの質について：単独のサービス提供のみのかかわりでは、発展性に乏しく関係の固定化を生んでしまうため、法人内の活動が縦割りにならないように、スタッフ自身が所属する事業以外の活動を理解し柔軟なコーディネートを心がけている。

・1.デイサービスでは老朽化した施設をフル活用しながら地域の高齢者の集える場所の提供を目指し、月に一度ではあるが近隣の人たちとの触れ合いの場（おひさまランチ会）を設定・運営。2.訪問介護では訪問ヘルパーの質の向上を目指し勉強会を月に一回開催。

・1.担い手不足解消の取り組み・広く地域の担い手づくりを出前講座の実施等で働きかけ・市民活動推進センターと連携した人材育成、地域デビューの研修会、地域主体との協議会づくり。2.財源確保の取り組み・新規事業開拓検討・市民ファンドの活用・生活支援活動費用の見直し（料金値上げ、経費削減）。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・①スタッフの高齢化に対策として、メンバーが重なっている3団体の統合を実施した。その結果、組織の見直しと役割分担、高齢でも適材適所で能力を活かせる場づくりができた。反面、それぞれが受けていた補助金が1団体一つになる、また一部事務局の作業分担の増加などの影響も出ている。②統合の結果として、共通の課題を合同運営委員会で共有し、ボランティアと共に共同で研修会や交流会を実施するなど、互いの活動を知り、理解することで賛同者が増えるなどプラス面が見られる。③住民主体の活動では、依頼内容が複雑で専門性が必要な場合は、無理をして受けない、専門家に相談する、外部からの情報を得るなど、団体内だけで抱え込まないように、利用者、協力者のリスク管理に配慮している。④サロン活動も含め、認知症やメンタル面など様々な心身の状況を抱えた方が利用している。スタッフ内で利用者個人の状況を共有し、一人一人にきめ細かく対応し、居心地よく安心して利用していただくため、毎月の運営会議を丁寧に実施している。

・①利用料金について、消費税導入後も内税方式で行ってきたが、10月より外税方式での利用料金に変更する。②規定外、時間外料金の変更。

・市内では、市（社会福祉協議会）が実施している介護予防ポイント事業及び住民の助け合いによる生活支援活動事業に参画して、60歳代が入ってくる環境を作ることである。

・お年寄り等、買物、病院への移動手段方法を検討中。法人格を持たない任意団体での取り組みでは限度があり、対策がむずかしい。

・会員が高齢化し新しい会員が入ってこない。様々な活動をしたいが、上記理由により活動の幅が広げられない。参加する会員も半数である。支援の依頼があっても断らざるをえない時がある。会員ミーティング、役員会議にて、当活動の目的を再認識し活動を継続する必要を話し合い。町の包括支援センター施設（隣接する）との連絡も密にし、地域に根ざした活動をしたいと・・・努力しています。

・会員同士の助け合い活動として平成9年スタートしました。平成12年介護保険がスタートし、事業所となりました。それ以降制度以外のサービスを助け合い活動ワンコイン1時間500円で担うようになりましたが、なかなか担い手が集まりません。高齢70歳代で体調が悪いときもあり、休止状態です。今後、地域包括支援センターと連携していけたらいいなーと思います。

・会員の高齢化と担い手不足に対しての取り組みとして、中間支援団体の機関紙に人材募集の告知を掲載依頼した。募集チラシも関係諸団体に設置依頼した。

・介護保険とたすけあいを車の両輪のごとく活動してきましたが、今はもはや方向性がそれぞれの方向、それぞれの土壌の上にあるように思う。たすけあいは地域を主体として生活支援・移送サービス等を最賃の1/2位で実施し、介護・宿泊・入居等とわけて介護事業者にしっかりやってもらう・・・当法人は目下模索中です。

・会長以下ボランティアまで高齢化が進み、しかも補充が満足に得られない。現在支える側のボランティアが、支えられる側になったとき、支える人が存在するか真剣に心配している。我々のボランティアの中心は70歳以上であるが、補充が付かない原因は団塊の世代の定年延長、最近の70歳まで雇用延長、先進国で唯一実質賃金が低下している国、共稼ぎ世帯と専業主婦世帯との逆転現象などが取り上げられる。しかし手をこまねいているわけにはいかないため、有償ボランティアを一つの解決案と考えている。現状の家事援助では軽作業は1回100円、または1時間100円。重作業（庭木の剪定、草取りなど）は1時間500円で行い、全額をボランティアに還元している。これをさらに値上げして1時間500円から1,000円にすることを考えている。ボランティアに聞くと1時間800円程度であれば、参加する人も増えるとの意見をいただいている。しかし課題は、継続して仕事が発生するか、介護保険利用者からは、料金が高いと言われている。解決策として問23で述べたように、身体介護を除く家事支援は地域のボランティアにゆだねる仕組みを介護保険に取り入れるべきと考える。介護保険制度の維持が難しいと言われているときにこそ、介護事業者から有償ボランティアに切り替える方向付けをすべきと考える。

・活動の担い手の高齢化により、活動の量や質が低下していく事に危惧を感じつつも、年齢を重ねるからこそ得られる信頼度や熟練度がある。しかし、次の世代を育て、高齢者や障害者を支えていく裾野を広げていかなければ社会が不安定になる、という思いで若い世代の人たちに呼びかけ、研修の充実やキャリアアップ制度等、働きやすく希望の持てる環境づくりに取り組んでいる。

・協力会員の高齢化が問題となってきているため、JA女性部にも声をかけて協力会員に加入して頂いている。

・現在は受動的に謙虚に取り組んでいますので次年度は公的サービス（B型）を核として一歩前進していきたいと思っています。

・公的施設へのチラシ設置。

・コーディネーターを増やすためには、援助する会員を増やすことが重要。今後も広報など取り組みたい。

・昨年までは会員の募集をコープの店舗の一角を借りて勧誘活動「お茶っこ会」を開催していたが、ほぼ効果がなかった。今年からは新たな勧誘行動として、コープの委員会や地域のミニサロンへ赴いて勧誘活動をしていく取り組みをしていく。

・資金不足・・・寄付のお願いの実施。民間助成金の申請。人材育成、研修不足・・・ケース別担当者会で担い手同士のコミュニケーション、悩み事の相談をして、大きな逸脱がないようにしているが、根本的な力量UPまでは行えていない。

・収益の減少。この数年赤字決算が続いています。NPO法人としてやるべきことは十分に行っているつもりですが、それを支える介護保険の収益が減っているので、経営的に大変です。新しい事業をと思いますが、それも資金のいることで二の足をふんでいます。

・収入は会員の年会費、利用料と市よりの補助金でまかなっているが、資金不足のため運営資金について市と交渉している。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・少子高齢化と人口減少の急速な進展による対応策として、古民家を無償で借上げ、自治体の補助金を活用し、最低限の生活が出来る改修によりI・Uターン等による地域活性化支援につとめるも、若者たちの働く場所も激減し、人口増につながらず行政も苦慮している。又支援する我々担い手も高齢化し、活動が停滞している。又資金不足の為、事務局員（パート）も配置できない。

・職員や活動者の募集に関しては地域の知人宅や事業所の外にはり紙をしてもらっています。一番効果があるのは関係者のくちこみです。

・人材不足、イベント時や広報紙にメンバー募集を呼びかけている。

・人材不足。

・人材不足に対しては、募集広告やポスター、チラシ配布等を行っている。

・生協配送職員に対して「くらしのたすけあいの会」の事をしっかりと理解をしてもらいたい。これが一番組合員さんの困り事を少しでも解決できる方法だと思います。

・たくさんの方が集まれる憩いの場所を拡大したいと思い活動をしています。ただ、逆ピラミッド型の介護現状で地域密着を取り入れていますが、まだまだ安心できる環境を確保、提供するには微力です。今後も、栄養群を取り入れた健康保持の食事、体に優しい環境、憩いの場所の提供など高齢者や障害者の方々が人生を謳歌できる環境を作る介護活動を継続的に行っていきます。

・たすけ合い家事援助や有償運送の担い手不足。将来が心配です。

・助け合いの活動を充実させるには、他の収益事業での支えが必要であるが、それらの事業の収益が悪化してきている。原因としては担い手の不足や、賃金の上昇また収益事業に係る消費税の負担等が考えられる。

・たすけあいワーカーズはメンバー一人一人がみんなで運営していくことが基本であるが、その認識が薄れてきている。解決策として、今年度は①理事の半数を入れ替え、新しいメンバーを入れた②研修、対価、広報、コミュニティのチームを作って仕事を分担するとともに、メンバーは必ずどれかのチームに入ることとした。また、事故報告の検証、研修を通してケアのレベルアップを図っている。

・地域との連携を更に強化し、実効ある活動を推進したい。

・地域の高齢化が進み、利用者が増える一方、担い手も高齢化が進んでいる。その改善のための取り組みとして、若い世代を探してはいるが、行き詰まり状態です。

・町内活動などに参加し、周知を行っているが、まだ浸透していない。

・チラシを作って呼びかけ。

・当施設は介護予防、認知予防のための活動を行っており、介護保険を少しでも使わないよう努力しているが国からの援助がない。介護保険で施設を利用している人に対し、在宅介護している人に対し援助が少ない。

・ニーズがあっても気軽に依頼できない実態がある。多様な依頼ケースを紹介すると共に、日頃からの会員の人間関係作りに取り組んでいる。

・ニーズがあることは確かです。しかし、介護保険事業の自費のサービスとして行っている事例が多く、専門性が必要のないサービスを安価で質の高い（人としての尊重とその人らしい暮らし方への支援等ができる）サービスの存在を知らずに介護保険事業所の囲い込みによる高いサービスを選択させられている場合が多く見受けられます。困窮世帯の利用者や困難事例が私たちの事業所へ紹介されてくることがあります。民間の非営利団体への助成など、育成し営利によるサービスではないサービスを利用できる社会であることが必要ではないかと考えます。

・担い手の高齢化が進んでいるが、元気であれば年齢を問わずに活動してもらっている。月1回の会議は体調がすぐれず活動できない方も楽しみに出席してくれる。まるでサロンのようです。

・担い手の高齢化に対処するため、口コミで若い人に活動の紹介をするよう心がけています。

・担い手の高齢化によるリスク、事故等。こま切れサービス時間でHPの働き方がますます厳しくなっている。ストレスや疲労につながっている。ゆとりのないサービスになりやすい。時間がない。

・担い手不足。知り合いや会員、地域のネットワークで呼びかけたり、広報誌やホームページにて協力を呼びかけている。

・担い手不足が一番の課題です。改善策として、担い手研修、宣伝活動等行っていますが、なかなか集まらないのが実状です。

・担い手不足が考えられるので、若い方はできるだけ常勤でお願いしたいと思う。

・ニュースレターによる担い手と利用者の募集。活動時間の拡大（土日祝）。地域のお祭りへの参加。

・福祉は昔の困っている人を助けてあげる仕事ではない。協働で互いに助け合う福祉が、今でも助けて頂くと困窮者に思われる。援助される側に未だその思いが多い。誰のためでもない私事で一緒に共に生きる事が少しは理解されたか？と思うが、先ず前を歩く厚生省さんに申したい。貴男も高齢者にいずれなる！！という事を。

・ヘルパーが高齢化し担い手が不足しているので、若手人材を確保する為に事業所内保育を始めた。子育て中のヘルパーが育児と仕事を両立させる為に、週1日2～3時間程度から始めて、就業中は保育士がチャイルドルームで託児をしている。3年目に入り、平日は幼稚園に通っている間に就業し、幼稚園が休みの日には事業所内保育を利用して働くヘルパーもいて、少しずつ若い人材を増やしている。しかし、まだまだ担い手は不足している。

・ヘルパー不足。・初任者研修実施。・生活支援担い手研修実施の為の準備。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・ボランティアスタッフは、原則月1回のミーティングに参加することとなっているが、全員参加は不可能な状況である。ミーティング時に勉強会、ケースカンファレンスなどを行っているため、参加できないスタッフには議事録で報告している。議事録のみでは、参加しているスタッフと参加していないスタッフでは、サービスの質にも差が出ると考える。今後は、フォローアップを別日に設定することを検討中。

・ボランティアに参加する人が少ないし年齢が高くなってきて人が集まってこない。友達を紹介してもらう様にはしていますが、口コミなどやっています。

・ボランティアの高齢化・・・若いボランティアを探しながら、従来の高齢ボランティアも大切にしている。後継者・・・子育て中のスタッフ3名に、できるだけ家庭の都合を優先してもらい、仕事を2番目にして無理のない範囲で働いてもらっている。先行投資のつもり。

・ボランティア募集チラシを社会福祉協議会に置いている。

・毎月定例会において色々な課題を研修、実施しています。

・メンバー募集は常におこなっている。個々に、知り合いに声がけするようにしている。ヒヤリハットを発表し、共有している。

・有志のボランティアが利用者を集めて活動している団体で、サービスの大きな特徴は、介護者支援と本人の生きがいの場の提供であり、担い手の善意で活動している。全員が今のままで良いと考えていて、後継者が現れない限り、今の体制が続くと考えている。

・理事長の高齢化（81歳）→「事業継続」のための人材育成・組織体制の確立への対応を推進しています。

・利用者の方の足の問題。買い物に行きたい→買い物サロン。病院につれていってほしい→状態により付き添い支援。オレンジカフェ→ボランティアによる送迎など。

・利用者を取り巻く環境（学校、作業所、児童デイなど）が個人を尊重するという名目や虐待を恐れているのか、何も指示しなかったり叱れなかったり・・・逆に何でもやってあげてしまい成長・自立できる芽を摘んでしまうので同調が取れない。月1で発行している利用者さん宛の会報をホームページで公開しているが（知的障害児者への対応を中心に抜粋して）、効果は今のところない。改善の為、支援会議等で話しても上記の様な事を正しいと思っていて聞く気がないのか通じない。

・移送サービスを含む助け合い活動や子育て支援事業、介護保険外の介護予防活動はすべて赤字であり、法人の主たる事業である介護保険事業の展開により成り立っている。介護に携わる職員に対しては、抱えている赤字部門はすべて当団体以外ではできない地域のニーズであることを理解してもらうよう、あらゆる場面を通じて説明している。

・運営委員により個別又は友人、知人に応援者登録をお願いしている（口コミ）。

・応援者登録は誰でもできるので、できることに個人差がある。ある程度は、スキルをそろえたいので社協の方などに、車いす介助の仕方、利用者宅を訪問する際の心構えなどの学習会講師をお願いしている。

・会員の高齢化で、後継者不足です。最近、若い方が養成講座に来るようになりましたが、仕事を持ちながらの活動で、役員等のなり手がいないという問題があります。パソコンが出来ない方が多く、事務処理に時間を要してしまう。

・活動開始から21年、助け合い活動は介護保険のスタート時から足踏み状態、特に活動の担い手不足が課題になっている。対策としては、総会に会員外への参加呼びかけ、年1回町民向け懇談会での呼びかけ、年3回の広報誌でのお知らせ、町内外各種イベントでの団体PR等を行っているが、参加は少ない。

・求人広告なども行ったが効果がなかった。新たに人材が入ってこない。職員等の口コミで人材を補充している。

・現在、3箇所で事業を実施している。結果、メンバー間のコミュニケーション、他事業への理解等が不足しがちなことから、自分の所属していない事業所での「体験研修」を実施している。

・現在、助け合いサービスの担い手である元気なシニア世代（60代～70代）に、今後の介護保険や社会情勢等について予想される変化を伝え、どのような地域助け合いサービスがあれば、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるか、それらの地域サービスをつくるにはどのようにすればよいかを一緒に考えている。私たち住民が主体となった地域サービスの必要性と、それらの地域サービスを通じた一人ひとりに出番と居場所のある地域づくりについて、多世代の方々と考える機会づくりに努めている。

・現在活動してもらっている担い手に、声掛けをお願いしている。

・今年度より事務局の体制が一新し現体制でやっていくための職員の意識共有。今の介護保険事業だけの運営ではなく、障害などその他のニーズにも目を向け地域にあったサービスを展開できないか研修参加、社協・他の事業所などと情報交換しながらニーズを探っている。

・施設が老朽化しているので修繕をしたいが資金不足のため、助成金の申請をしている。しかし、なかなか申請が通らない。後継者不足のため、若い人に来てもらっているが、果たして後継者となってくれるかは疑問である。

・事務所が閉所している時間（時間外）、支援活動に変更・変化があった時、利用者とその家族・ボランティアが困らないよう24時間携帯電話により相談・指示ができるようにしている。

・自治体との交流促進し、自治体からの担い手を増加したい。

・人材育成：広報・研修の実施・社会福祉協議会や、地域包括支援センターへの働きかけ。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・送迎のニーズが増えているが現状対応できない⇒送迎のサービス化に向けて別途話し合いの場を設ける。子育て支援の場合、数時間～半日が限度で定期は受けられない⇒断るか別の託児サービスを紹介。利用会員側の要求が上がる事がある、協力会員側で善意でやるとしんどくなる事も⇒コーディネーターから利用会員へ電話する。利用会員1軒に複数の協力会員が入る場合、やり方の違いに目がいく利用会員がいる（研修時に伝えるべき掃除の仕方など、急ぐ時など特に事務局から協力会員へ伝えきれない）⇒未実施。協力会員の高齢化、地区による協力会員数の不均衡、原山、ペンション地区の依頼増加(転入後30年）⇒同地区内のマッチングに向けて検討。事務局の引継ぎ⇒職員の募集。

・対象の利用者も減ってきており、広く対象者を広げてはいるが利用者が少ない。広報も不足しているので、老人クラブ等の会合などでもお知らせしていく。

・対象の利用者も減ってきており、広く対象者を広げてはいるが利用者が少ない。今後も継続して続けていくには、ある程度の利用者と担い手のバランスがとれることが大事だと思う。

・担い手（60代以上が8割を占め80代も一名いる）の高齢化、病気、利用者の高齢化による減少等々、14年間の間に積み重なってきた課題に、ボランタリーな姿勢ではこれ以上継続していけないという合意の上で、自主運営の道をあきらめました（※2019年3月31日付）。しかしながら、地域に定着したコミュニティルームここを惜しむ声はあちこちから聞こえ、利用者の要望もあり継続の道を探しました。運営委員の多くが所属し、現役で活動している訪問介護事業所のNPO法人　港南たすけあい心と協議を重ね、市の地域総合事業（B事業）を申請することで経営の責任をNPOに委譲することにしました。法人にも人手は無いことから、経営の負担が無くなったことで身軽になった旧メンバーが当分の間有償で実務を担当することになりました。いずれ次の世代に交代できることを期待しています。

・担い手不足は危機的な状況であり、中心的なヘルパーの平均年齢は60歳を過ぎている。若手の採用が課題だが、その対応として、子育て職員応援プランを検討し順次実施している。具体的には①就業時間は9:00～17:00土日祝は休み②有給休暇は1時間単位で取得可能、保育園等の子ども都合に応じる③新規入職時は6ヶ月有休が無いが、この間40時間の特別休暇として認める→今後④年次有給休暇の残で、流れる日数があれば、上限を定めて翌年に積み立てて、子育てや介護に利用できるようにする→今後。時短など多様な働き方を実施し職員が働きやすい環境を整える。

・地区の自治会加入世帯（約7,000世帯）にボランティア募集チラシを年に2回配布。

・定期的に利用されている方はおられる。対象者が聴覚障害者に限定されるため、無理に利用者を増やすことはない。担い手を増やすことが課題となっており、継続してサークル活動に参加され、手話の技術を習得される方を増やしていきたい。

・毎日が不安な利用者に対して安否確認の仕組み作りが必要と考える。また、生活支援のニーズが多様化している為、ニーズをサービスに結び付けられないことが多くみられる。色々と検討事項が多いが、考えているだけで前に進まない。人材不足、担い手の不足、後継者の不足が要因としてあげられる。

B：社協運営型

・（A）について、本会広報紙に協力会員募集呼び掛けの記事を掲載したり、協力会員から知人への呼びかけを行っている。（B）について、本会で対応できない方については、市の関係機関等と連携を持ち支援を行っている。

・（A）年に1回、活動者募集の講座を開催している。（B、C）サービス内容が「日常生活の簡単なお手伝い」と活動内容に弾力があるため、活動内容が対象外になりそうな場合は、記録を残し、管理している。

・【A】隔年毎に担い手養成講座を実施している（認知症支援ボランティア講座）。

・【課題】（1） 担い手と利用希望者との需給バランス①利用希望者が多い地区で担い手が不足している（必要な支援に即応できない）。②利用希望者が少ない地区で担い手が余っている（登録したが活動に結びつかない）→①は地区を集中して情報提供しているが改善されない。②は他の事業、サービス、ボランティア、地区社協事業等情報提供している。（2）地域特性による課題の違いがあり、事業の統一ルール等を決めることが難しい→定期的に各区の担当職員打合せをし、課題のすり合わせをする。（3）非常勤職員（相談員）の基本的な援助技術の習得、資質向上→定期的に各区の非常勤職員の打合せを行い、ミニ研修、ケース検討会を開催。年に1～2回程度の外部研修参加。

・【課題】（1）担い手と利用希望者との需給バランス①利用希望者が多い地区で担い手が不足している（必要な支援に即応できない）。②利用希望者が少ない地区で担い手が余っている（登録したが活動に結びつかない）→①は地区を集中して情報提供しているが改善されない。説明会で利用会員向けに「両方会員」を勧めているが、効果が少ない。→②は他の事業、サービス、ボランティア、地区社協事業等情報提供している。

・【課題】・利用料は提供会員が訪問時に集金していた。提供会員が現金を預かるので、負担が大きい。・介護保険サービス利用者や小規模多機能施設入所者からの依頼が増えてきた。要介護状態の方からの依頼。【取り組み】今年度から口座振替を導入した。

・・協力会員同士の意見交換などのため、ファミリーサポートと合同で親睦会を開き、さらに身近な方に協力会員のことを紹介してもらう。・お掃除講座を開催して協力会員に参加してもらい、プロの方から時短できれいにできる掃除の工夫などを講義してもらった。・事業の利用者にもアンケート形式で意見を伺い、地域福祉・生活支援コーディネーターも含めて、アンケート結果についての情報共有と今後のサービス提供のあり方を考える。

・・広報誌や地域に出向いての周知。・生活支援体制整備における生活支援コーディネーターとの連携。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・・スタッフ確保のため、継続して広報誌やチラシで募集を行っている。・スタッフの資質向上のため、研修会を実施している。

・・担当者間での検討・協議、情報共有を行っている。・支援員側は「依頼が少ない」、依頼者側は「依頼を受けてもらえない」という認識がある。・利用しやすい制度にしていくにはどうしていくか今後検討予定。・支援員調査結果による、交流会・情報交換会の開催を検討。・要綱の見直し予定。

・・とにかく担い手が不足している。今後、生活支援サービス体制整備等についても考えると、この取り組みが重要だと思うが、なかなか担い手を養成するところが出来ていない。・社協のデイサービスの補助的なことや配食の配達を有償ボランティアに依頼しているが、このままで良いかを考えていく必要があると思っている。・改善に向けての取り組みはまだできていない。

・・担い手の新規育成、フォローアップ研修などを実施。・相談支援や各種の連絡会などを通じ、ニーズの把握に努めている。

・・担い手不足については、各地区にある掲示板に募集のポスターを掲示している。今後、募集時期や特に担い手の必要な地域（エリア）や年齢層を見極め、広報紙等で募集記事を掲載していく予定。・関係機関・団体との連携を強め、お互いが出来ない部分を補完し合うようにしている。

・・担い手不足を解消するために、登録説明会の他に個別登録の機会を作っている。・新規登録の担い手に対する積極的な活動紹介。

・・養成講座の参加者が少ない時、市の広報や地元の新聞に掲載をお願いしている。・会員募集のチラシを保育園ほか病院や地域コミュニティセンター等へ配布、設置をお願いしている。・九ちゃんクラブが実施する養成講座（年1回）で、ファミサポの説明をし、登録のお願いをしている。・保育園等退職される先生方に登録のお願いをしている。

・・個別に各家庭に支援に入る地域支援員を対象に、情報提供や地域支援員同士の意見交換を目的に、地域支援員連絡会を年間2回実施している（地域支援員同士で、こんな時どうする？どうした？を情報共有する中で、地域支援員が活動の中で一人だけでストレスを溜めない為と活動へのモチベーション継続の為の取組み）。・複雑多様化する生活支援ニーズに対応するため、地域支援員のスキルアップ講座を平成27年度から実施している。・市社協で実施（H22.5～）して来た“住民参加型生活支援事業”を各地区社協主体の事業として移行（H25.10月から順次移行：市内20地区社協中、7地区社協で実施中）し、その地域の住民が個別課題に遭遇する中で、地域課題に気づき、地域で支え合う限界点を高める活動をしている。

・・社協各事業の際に、ふれあい活動の周知を実施。・業務の中でかかわった方に活動内容を伝え、協力会員への登録を呼びかけている。

・・新たな人材確保のため、広報紙に担い手の募集を定期的に行っている。・介護保険ではできないことが明確になっているが、住民参加型のサービスでは料金が低額な上に、求められるものが多いため、サービス利用申込時には事業の趣旨を話し、家政婦とは違うことを説明している。

・・総合事業がスタートしたことで、本サービスのニーズが高まり、担い手不足が大きな課題となっている。サービスの説明やニーズの聞き取りを丁寧に行い、必要なところへ適切につなぎ、生活課題の解決に努めたい。また、担い手の資質の向上のため、定期的に勉強会を開催し、担い手同士のつながりづくりにも取り組む。・事務局担当者の共通認識を図り、マッチングを行うこと。ふれあいサービスで対応できる支援と、他の方策へ提案することを明確にした中で、活動をすすめていけるよう、マニュアルの見直しを図る。

・・担い手の高齢化、後継者の不足といった面で課題が出てきており、多くの年代に事業の内容について知ってもらい、興味を持ってもらえるように周知をしていく。・事業の仕組み自体も従来のやり方に縛られず住民同士がやりやすい方法を住民と一緒に考えていく。・支援内容が多様化しているため、一つのサービスで抱え込まず、公的なサービスなども含めてどのように生活を支えていくか考えていく。

・・担い手不足に対して、協力会員の募集・説明会を毎月、区報で広報して実施するとともに、相談に応じて個別に実施している。また、参加者の利便のため説明会の会場を事務局のみならず、地域のふれあい館でも行っている。・サービス提供（申請）のための手続きに対して、家族や介護保険のケアマネージャーなどのキーパーソンに、初回訪問の際には同席してもらい、情報を共有している。・生活支援内容の多様化に対して、相談ケースを職員ミーティングで話し合って対応している。

・・団体機関紙だけではなく、市広報にて広告宣伝。・協力会員が少ない地域において、福祉施設や包括支援センター職員に募集協力の呼びかけ。

・課題：担い手の不足・職員のスキルアップ・制度の狭間にいる方に対応できる新しい取り組みの創出力。具体的な取り組み：ボランティア団体、個人に対しての働きかけ・スモールステップの実施（居場所づくり・交流場づくりの一環として新サロン立ち上げ）・現担い手に対しての研修等の実施・広報誌等による情報発信。

・A1：担い手の負担軽減、安心してサービス提供ができるよう初回活動時は職員が同行訪問し、円滑に活動ができるように活動内容の説明、利用者との顔合わせ等を行う。年1～2回、広報紙で活動報告と協議ならびに担い手募集の周知を行う。A9：年1回、活動報告、協力員同士の親睦、活動時の気づきを話し合うことを目的に交流会を実施。B7：相談受付時に対応できる活動か現地確認による場所、内容、規模、緊急度の確認を実施し、対応できない場合は民間他制度等へつなぐ。C3：ケアマネージャー等から寄せられるニーズ（介護保険サービスで担えない内容）に対応できる体制がない。住民参加型福祉活動であるため、事業所のような安定したサービスは提供できないことを相談時に丁寧に伝えている。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

- 大幅な事業内容の見直し。
- 会員（担い手）の増員を図るため親戚縁者に紹介していただく。
- 課題：生活支援の担い手不足と担い手の高齢化。取組：広報誌やHPでの新規協力会員の募集。定例会や活動報告書での情報の共有。研修・講座の実施。
- 課題に対して議論できるよう、サービス別に担い手をグループ分けし、より深い協議ができるような体制を作った。
- 協力会員のモチベーション維持、スキルアップを図る目的で毎年フォローアップ研修会を開催している。
- 現会員のスキルアップと新会員の増員を目的として定期的の研修会等を開催している。
- 現在、16名のボランティア登録者で活動。小さな組織であるため、介護保険サービス以外のサービスとして、特に大きく展開をしていない状況。もっと地域の方々に知っていただく、広報活動をし、理解を深めたい。
- 高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少等により、担い手不足が深刻な問題となっている。その中で、インフォーマルによる支え合いとして、昨年より生活支援に関する新事業を開始したものの、当事業の担い手不足も課題である。そのため、定期的に担い手養成講座を開講し、広く市内住民に周知し、事業の担い手等の確保に取り組んでいる。
- 高齢者への有償でのちょっとした困りごと支援（福祉便利屋事業）を内部組織である「校区福祉委員会」を実施主体として展開をすすめている（介護予防・日常生活総合事業、訪問型サービスB、住民主体による支援）。校区福祉委員会のサロンへの送迎を公用車を使い、ボランティアの運転手に協力を得て実施している。
- 今後検討していく。
- サービスの利用基準の見直しを図り、完成次第関係機関に周知していく。
- サービスを提供するための利用料金や利用する際の規則の見直し、担い手が固定化され特定の人へ負担が大きくなっているので、その他の担い手に登録していてもなかなか活動に至っていない担い手に対しての声掛け等。
- 仕組みの老朽化・・・事務作業の効率化を図り、多様化するニーズに対応すべく、仕組みの抜本的見直しを検討中。利用者負担額と協力者報酬額の見直し・・・より利用しやすく協力しやすい価格設定を検討中。
- 市内各地で取り組む中、地域によっては担い手の高齢化が著しいなど、ニーズへの対応へ危惧するところもある。市政や民間サービスの経済的な合理性から、届きにくい地域での困り事にも対応していきたいところであるが、当サービスは近隣同士での支え合いという面を強く大事にしている。そのための担い手への働きかけやニーズの掘り起こしという点を改めて地道にすすめている。
- 市内公共施設(児童館、図書館、公民館など）にてチラシ配布。ラジオ、ケーブルテレビで事業PRを行う。退職校長会、市職員退職会、市婦人会にて会員募集の周知。
- 住民同士の支え合いの気風の醸成を図り「たすけあい事業」に協力員の確保に向けた努力をしている。困りごとの相談しやすい環境をととのえるため、市社協内での「よろず相談機能」の充実を図っている。
- 職員が住民主体で開催しているサロン等に訪問し、直接担い手の発掘を行った。
- 人材確保については、市内の生活支援サービスの各団体が課題に感じているが、本会が実施する生活・介護支援サポーター養成講座等のコマの中に、実習を盛り込み、住民参加型サービスを実際に体験していただくしくみをつくっている。また、修了生には活動の広報を積極的に実施している。近年では、住民参加型のしくみに興味をもつ住民も増加傾向にあり、小地域ケア会議やふれあいサロン等を通じて事業の説明をおこなうことで、人材確保にもつながっている。また、事業を知っていただくことで、個別ニーズの発見にもつながっている。
- 地域で活動への参加が必要と思われる方への働きかけ。
- 提供会員の新規獲得のため、会員からの紹介を強化し、新たなところで会員募集の案内ができるよう機会を増やしている。
- 登録された方の状態の把握。民生委員、児童委員や町内会へ事業を説明し、支援者・利用者についての呼びかけ。
- 担い手（協力員）の高齢化に伴い、新しい担い手を増やしたいが、なり手がほとんどない。社協広報誌や市の広報、チラシなどに募集記事を出してもなかなか来ないこと。
- 担い手が高齢化してきており、後任の育成を行っていきたいが、新規のボランティアが集まらない。そのため、協力者の人員が年々減少してきている。反面利用希望者は増加しており、対応が困難なケースも出てきている。
- 担い手が不足または高齢化傾向にあるため、広報や社協だよりに募集案内を掲載している。
- 担い手全般の育成のための講座開催。広報誌での担い手募集。
- 担い手の確保については、講座内でのちらしの配布、募集のための事業説明を行っている。また、現在活動されている担い手から紹介をいただくように、個別に声掛けを行っている。困難事例については、地域包括センターや行政に相談をさせていただき、関係者との連携を努めている。
- 担い手の不足のため、人材の確保をするため広報活動。
- 担い手不足、後継者不足が課題となっているため、研修会等を開催することで担い手の育成を目指している。
- 担い手不足解決に向け、地域のサロン等に制度周知、募集を行う予定。
- 担い手不足解消に取り組む予定。地域のボランティア活動に参加し会員を集める。会員の研修を開催。定期的に事業周知を行う。
- 担い手不足に関しては二ヶ月に一度、協力会員登録説明会を行っている。協力会員が協力会員同士で情報交換や意見交換ができるように、1年に一回交流会を行っている。
- 担い手不足について、活動してくださる方がいないか個別に声掛けをおこなったり、また、街頭での啓発活動や広報紙、ホームページなどにも掲載して、広く呼びかけている。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・担い手不足により、家事支援ができない。

・担い手不足により、ニーズに思うように対応できないケースもあり、その結果依頼件数の減少となっている。活動を理解し参加してくれる担い手の確保のため集いの場での説明会や、ちょっとしたこと、困りごとに対応しやすいように1回30分300円という形に変えた。

・担い手不足の課題があるが、改善策を見いだせないままである。

・担い手不足を解消するために、養成講座を実施しています。また、介護講座の実施も計画しており、広く一般市民向けに募集を行い、受講者へ在宅福祉サービスのPRをしていきたいと考えております。また、既存の協力会員向けの情報交換会や交流会も実施しています。

・ファミサポ通信、ちらし、ポスターを公共施設に設置し、市の広報誌にも募集をかけている。また、市のイベントにも参加し、ティッシュやちらしを配布しながら協力して頂けそうな方に声掛けをしている。

・本会主催の地域福祉フォーラム等で地域に出向いて、協力会員登録につなげる。

・ミニデイサービス利用者が、機能低下しても通い慣れたサービスの利用を引き続き希望されるため、介護保険サービスの利用を拒否されることが多い。介護施設ではないため転倒や施設内から出てしまうリスクが高いため対応に苦慮している。現在はボランティアで見守りを強化したり、地域包括に相談し介護保険への移行をすすめたりしている。

・予想以上の利用者の減で、介護保険事業の収益が大きく落ち込んでいる。社会福祉充実残高も当初考えていた消化年限が半分以下になりそうな勢いで、将来不安である。具体的な改善策はまだないが、支出比率の高い人件費等の削減を検討していかなければならない。

・利用希望者の増加に伴い、活動者を常に募集している。

・利用者、担い手共に少人数でバランスがとれているが、ニーズの多様化もあり、今後について担い手の確保をどうするか考えている。現在介護保険関係の生活支援（訪問型サービスB）も社協として行っており、一本化を検討中。担い手の確保は見込めるが、謝礼に対する税金の取り扱いを明確にする必要を感じている。

・利用者、担い手の双方に、サービスの見直しに向け、アンケート調査を行った。また市内の地域包括支援センターへも、ニーズの聞きとりを行った。集計、分析を行い、今後サービスの見直しに向け、具体的に検討する。

・会員募集や事業についてはPRできる場所があれば、積極的に出向かせてもらっている。担い手不足については、ボランティアセンターや地域の民生委員と連携をとり、担い手獲得の努力をしている。

・活動についての周知が徹底されていないため、利用者が多くない。全世帯にチラシを配布して、啓発に努めている。また、広報誌やボランティア情報に掲載して積極的な活用を促す。

・距離の面で受けるのが難しい依頼も受けてくれる人がいたらできるだけ対応する。対応の難しい依頼がきた場合、他のサービス機関を紹介している。

・協力会員（担い手）の活動中の不安や疑問等は、毎月の活動報告書（ご意見やご利用者情報等）、茶話会、アンケートで聞く機会を設けており、今年度は子育てサポートの対応に悩む協力会員からの要望もあり、SSTを学ぶ講座に参加した。また、通院等サービスの対応についても会員同士がお互いに気持ちよく活動できるよう、運転研修を行っていきたい。

・協力会員に対して利用会員の数が少なく、まだまだPRが不足しているとの声から、広報紙・ホームページへの掲載と共に、利用会員と接する機会の多い地域包括支援センターやケアマネ等の介護従事者への説明や民児協定例会、ボランティア団体等へ事業のPRに努めている。

・協力会員登録オリエンテーションへの参加機会を増やすため、平日以外に夜間（18:00～）に実施する機会を設け、広く担い手の応募を実施している。

・協力者の高齢化等で、助け合い活動の維持が年々難しい状態になっている。新たな協力者の確保も難しくなっている。従来の、地域活動の経験者、ボランティア活動に興味がある方への募集だけでなく、助け合い活動を知ってもらい、興味を持ってもらうような研修を企画していく予定。

・現在サポートセンターとしては社会福祉協議会の本所が統括し、別に1か所生活支援センターとして身近な相談窓口として週1回開放している。さらにこの窓口を増やしていけるよう、事業所とのタイアップを含め検討していきたい。また、新しい協力会員（特に団体）の掘り起こしがまだまだできていないため、自治会、企業等へのアプローチ、特に出前講座の推進を行っている。

・現在実働している協力会員（担い手）の高齢化が進んでいる。専門的な知識は、持っていないが社会貢献をしたいと有償家事サービスの支援をして下さっています。新しく登録する方は、利用者のニーズに合わなかったりしているので人材確保をしたい。地域の中で活動できれば地域の安心、支え合う意識が強くなります。市内の地域づくりの会（学校区域内単位）や円卓会議等でチラシなど持参して紹介させてもらう。

・現在登録している協力会員の交流会を開催し、意見交換を行っている（活動上の困りごと・心配ごとなど）。

・広報誌でのボランティア募集の広報。ボランティア養成講座などの研修で担い手の確保を図る。

・高齢世帯のちょっとした困りごとを手伝うサービスを行っています。依頼内容によっては専門業者が対応するようなものもあり、本事業の対応範囲を理解していただくよう初回面談時に説明しています。

・資金不足からくる職員の減少に対して組織体制の見直しを図り、より効率的に活動できるように組織編制を実施。また、市との話し合いの機会を作りより良い連携の強化を推進。

・事業財源が厳しいため行政へ補助事業として交渉している。

・社会福祉法人連携による「地域における公益的な取組」を推進すること。

・社協会費の増強のため、区・自治会での福祉懇談会の実施。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・新たな担い手確保のため一般市民向けの研修会等を実施しているが、参加人数が少なく、広報不足と感じている。ポスター掲示箇所を増やすだけでなく、それ以外の周知方法も考えながら積極的に広報活動を行い、より多くの方にご協力いただけるよう努力する。

・担い手が減ってきているが、利用者も減ってきており、サービスの提供自体には問題ない。今後も継続して続けていくには、ある程度の利用者と担い手のバランスがとれることが大事だと思う。利用者の要望等も今後は直接聞けるような体制をとりたい。

・担い手の確保に向けて、協力会員より勧誘をお願いしているが、担い手世代は、多忙であり、確保が困難な状況である。

・担い手の高齢化と不足に対し、広報紙やホームページなど様々な方法で募集を試みている。

・担い手研修会を毎年開催し、担い手の育成をしている。

・担い手交流会等で担い手からの活動に対する悩みを軽減するほか、利用者宅にコーディネーターが訪問し、依頼内容について定期的に確認している。

・担い手不足・・・随時登録もしているが、いきなり登録するのに不安がある方向けに現役の協力会員（担い手）の話を聞ける事業説明会を年2回実施している。

・担い手不足が懸念されている為、ボランティア講座などを開催しボランティアに興味・関心を持っていただき、ボランティアを始めるきっかけがなかった方の参加できる場を作っている。また、広報誌などを活用し、ボランティア募集をしている。

・担い手不足について、現在の協力会員が高齢になってきている現状もあり新規協力会員の増加が必要不可欠になっている。従来は町で行っている地区ごとの体操で参加者にPRしたり広報誌で宣伝などを行っていたが、昨年度はさらに町主催の高齢者イベントに出店するなど新たな広報先を模索している。

・担い手不足については、広報・ポスター・ホームページ等で募集の呼びかけをしている。

・担い手不足に対応すべく、様々な講座を開催している。昭和62年から活動を実施しているため、活動システムの見直しを行っている。

・担い手不足の解消課題に対しては、担い手募集講座を計3回（話の聞き方、掃除講習、料理教室）や説明会を開催。

・町会、コミュニティエリアで新しいたすけあいサービス団体が新たに立ち上がっており、そこで対応できる内容は紹介している。

・登録者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成のため地区社協と連携し研修会を合同で実施するなど取り組んでいる。啓発用のリーフレットを作成し、町内会の回覧板や情報提供の機会を利用して発信している。

・当事業ではあくまでも「地域の支え合い」を念頭に活動を推進しているため、当事業では対応が難しい内容や、サービス利用が好ましいと思われる方や専門的・業務的な内容を希望される方には、当法人で作成した民間等の生活支援サービスを掲載したガイドを使用して紹介・案内をしている。

・当団体の事業については、介護保険の制度が始まる前からの事業だったため、現在は公的サービスでまかなえる活動内容についての整理を行い、現在のニーズに沿った内容に変更していく予定である。

・本会では、地区社協を実施主体とした日常生活支援事業（支え合い・助け合い活動）の拡充を目指し、現在実施している住民参加型在宅福祉サービス事業の見直しを検討しています。

・有償ボランティア事業での担い手不足に対して、年1回、協力会員を増やすために養成講座を開催し、広く募集をしているが、年々減少傾向にある。

・利用の件数は、平成24年度をピークに減少に転じている。減少の原因を把握するため平成28年度にアンケート調査を実施した。その結果、生活を充実させるような支援（窓ふき、荷物の整理、衣替え、植木の手入れなど）や緊急対応についての要望が多かったため、平成29年8月に「すっきりさせ隊」と称し、要望の多かった窓ふき、ベランダ、荷物整理の3つを新たに支援内容に追加した。公的な制度では対応できない話し相手、趣味の相手など生活に潤いをもたらすような支援について引き続き力を入れていく。担い手については、地域に出向いて担い手募集のための講座を行うなど広く事業の周知を図っていく。

・利用会員のニーズと協力会員の思いが一致していない。活動して下さった協力会員の仕事内容に不満を漏らしたり、『やってくれるなら誰でもいい』というような発言が目立つ。また『草抜き』のニーズが多く、協力会員が高齢化し女性が多い中で炎天下の外作業は任せられない。また『誰でもいい』というような発言から協力会員のモチベーションの低下にもなり、何のためにやっているのか・・・という心理面に影響している。改善のために実施している取り組みとしては、利用会員への聞き取り段階で説明を丁寧にしている。協力会員はボランティアであることを伝え、プロ並みの仕上がりを要求するなら業者等を紹介するようにしている。

・利用会員への聞き取り調査。協力会員へ連絡会による意見聞き取り、アンケート。

・利用希望者の課題について、①自費サービスを利用することが可能であっても、安いからという理由だけで利用を希望する、②何でもやってくれるお手伝いを求める、③対応することに困難さがある精神疾患の方へのかかわり等々がある。これに対して、住民による「誰でもできる、日常的な活動である」ことを考えるとこれらの需要に直接的に応えるべきか疑問が多い。関係機関と連携しながら適切なサービスの案内を進めるとともに、「住民参加型」の助けあいであることに理解や支持をすすめる啓発活動が必要である。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

C:その他
・サロン型のため、リーダーの育成やメニューのマンネリを防ぐため、リーダー養成研修やレクリエーション研修を実施している。
・資格取得への支援。
・ヘルパーがいつでも身体介助に対して均一的に介助が提供できるように努めている。どの支援に対しても、平均的にヘルパーが担当できるように研修や同行で日々行っている。
・子育て世代以外の家庭にも周知できるように、チラシを市内の町内で回覧している。
・事業周知の機会を増やしている。会員交流会等の内容充実に努め、利用会員、提供会員相互の理解促進を図っている。定期的に専門職の話を聞く機会を設けている。
・地域で活動されている在宅福祉員の会合での事業説明。
・広報活動。関係機関との連携、情報共有。安全な活動（事故防止）。
・子どもを預けたいが、預ける人の顔が見えず不安だという声が聞かれる（事前打ち合わせで顔を合わせるが、その前に預かり会員の一覧のようなものが見られると良いという意見がある）ため、ファミサポ通信や登録時に預かり会員の顔写真入りの紹介冊子等の作成に今年度取り組む予定である。
・地域のニーズに応えていきたいという思いを優先すると、どうしても運営が厳しくなる。しかし、担い手、職員の処遇は改善していかないと、続かない。私たちの団体ではできるだけ職員への処遇を改善すべく努力している。又モチベーションを高めるためにも資格所得を勧め、研修にできるだけ参加できるよう考えている。
・・担い手の不足については、住民協議会という地域密着の団体が出している広報誌への掲載と、チラシの設置をお願いしている。・協力会員の登録継続のため、職員は研修交流会の実施や会報などで協力会員と連絡を取り合ったり、活動の調整や相談などを誠実に受けたりするようにしている。
・会員（預かる会員）確保のため、広報活動（ポスター・会員間の口コミ）。
・サポーター会員の不足に対して、公民館や民生委員さんへ声掛け、チラシ配布をしている。
・人材不足による求人募集（ハローワーク等）。
・担い手不足（後継者不足）、高齢化に対して、役割分担の明文化。新人募集、人材確保、組織内のコミュニケーション。
・担い手不足解消のため、現利用者による口コミ広報や声かけ。
・課題：提供会員（担い手）の確保（会員の高齢化、若い世代の担い手の確保）。対応：依頼会員（利用者）に対し、可能な方は両方会員へ登録変更するよう呼び掛けている。具体的には、当会が発行する情報誌への両方会員として活動している方のインタビューの掲載や、子どもが大きくなり依頼会員の資格を失効する方へ提供会員として登録していただくよう声がけをするなどの取り組みを行っている。また、小学校の就学時検診の際に当ファミリー・サポート・センターの活動紹介を行い、活動に興味のある方は提供会員としてご登録いただくよう呼び掛けている。
・多くあり、書ききれない。迷いつつ、考えつつ、無駄なお節介かな、、、。いや、地区内の生活弱者が、きっと、節介を待っているのかも知れない。自分たちもその気で、お年寄りもにっこり、社協はやれやれ。
・私達は高齢、障害、施設に訪問し、色々な芸まではいかないがフラダンス、ギター、オカリナ、大正琴、介護体操、歌など相手に合わせて活動しています。高齢になってきましたが、グループで協力して、あと5年間はやりたいと思っています。若い人には生活、仕事があるので、後継者養成は難しくて、今やれることを　やりとげたいと思っています。
・〔A〕資金不足：委託団体である行政と密接に連携を図り、利用状況に応じた予算見直しについての意見具申と支援会員確保のための助成を行っている。〔B〕緊急依頼の対応：支援会員の確保と依頼するうえでの注意点等を喚起している。〔C〕事故防止：送迎支援を行う支援会員の中に高齢となる方もいるため、養成講座やスキルアップ研修等で注意喚起と資質向上に努めている。
・・行政（こども部）と社協（こども支援事業）と話し合いの場をもっている。・（年1回）子ども支援団体（行政、福祉関係団体、認可・認可外保育園、教育委員会、保健所、NPO）関係者連絡会を開催し、現状・課題を報告し、今後の取組みを協議している。
・・地域包括支援センターから、生活おたすけサービス該当者の連絡が入った際に、住民参加型の有償ボランティアでは対応が難しいケースや、サービス不要のケースが持ち込まれることがある。行政や地域包括支援センター、地区社協との話し合いを行い、他サービスにつなげる等行った（市社会福祉協議会）。・援助員の高齢化により援助員数が少なくなってきている。援助員を増やすために広報誌などでたすけ愛隊を周知し、民生委員・協力員の方々からも援助員募集の声掛けを行った（地区社会福祉協議会）・利用会員（利用したい人）、協力会員（提供したい人）ともに減少傾向にある。そのために、広報紙等で地域全体に事業の周知を行っている（地区社会福祉協議会）。
・1.援助会員（サポーター）とのコミュニケーション、信頼関係づくりに努めること。2.問題発生時、トラブル時の早期解決、対応を図ること。3.利用会員・援助会員との事前打ち合わせ時に利用料金、サポート内容をきめ細かに確認すること。4.アドバイザーの資質・力量を高めること（研修への参加）。5.誰でも困った時は利用できることを、子育て支援事業のファミリーサポートセンターを周知させること。

25. 活動の課題に対して、改善のために実施している取り組み（調査票　問25）

・1.後継者不足（担い手不足）：多様な媒体で活動・会員募集のお知らせをしたり、地域向けの学習会やイベントなどに参加し広報活動をしていますが、有識者の増加、ボランティアへの関心がうすいなどあり、新規活動会員が増えません。活動会員の高齢化も不安要素として大きいです。2.移送サービス：利用会員の希望が多数きていますが、事故・補償問題などあり、実施しておりません。一般主婦の方が活動会員ですので運転に自身のない方が多いです。3.男性会員不足：依頼内容によっては女性ではできないものもあり、お断りする場合もあります（実質男性会員で活動参加は1名のみ）。

・①組織内（生協及び協同運営組織など）への宣伝強化。②組織外への宣伝強化。③組織の継続性を担保する生協内での後継担当者の確保（要請）。④より幅広い活動、より気楽な活動としての「おたがいさま」組織の検討と立ち上げ準備。

・依頼にこたえるようボランティアの募集を恒常的に行っているが、都合で退会する人もいるため、一定以上に増えていかない。今年度新聞折込等今までやったことのない広告を出してみた。結果をふまえ効果について考えていきたい。

・グループホームが欲しい。当事者の親が高齢化しているため、自立して就労する為にはグループホームが欠かせません。区は空き家が少ないうえ、差別と偏見のためグループホームの物件が少ないです。市に空き家対策をお願いしていますが、市も真剣に検討していただきたいと思います。

・地域によってサポートの依頼が少ないところもあり、入会してくれたが依頼がないこともあるので、市内の子育て支援センターなどで紙芝居や手遊びを披露していただき、会員と交流できる場を設けている。

・ファミリー・サポート・センター事業で、小学校から放課後児童クラブへの送迎を毎日していたが、利用者の増加により、送迎できる提供会員が不足してきたため、子育て支援課と協議し、ジャンボタクシーでの対応となった。

・ヘルパー（担い手）に負担が重すぎることのない様に調整。

・有償での依頼や活動が介護保険では対応できないサービスが増えており、できること、できないことのすみ分けが難しくなってきている。地域包括支援センターやケアマネジャーからの依頼が増えているが、介護計画にも載らないことが多いため（何かあった場合の対応があいまいなため）、ケースを受ける際の確認は慎重に検討してから進めている。

・子育て支援をしてほしい依頼会員が年々増加し続ける中、担い手の提供会員の確保はセンターの活動を円滑に行うための喫緊の課題である。市・区の広報利用や社協、ボランティア団体などの関係団体を活用した広報に加え、会員の友人知人の紹介活動を同時に進めていく。また、提供会員活動説明会を年2回設け、実際の活動の紹介や現在活動中の提供会員との交流の場を提供することにより、登録を悩んでいる方の不安解消に取り組んでいる。

・当事業所収入の大半は地域密着通所介護小規模事業所であり、目標定員を満たしていても事業収入に反映されず、経費削減、働き方の見直しをするとサービスの質にも影響を及ぼすことになる。その質を落とさないためにはボランタリーな部分を大きくせざるを得ない。

・平成31年度3月末時点で利用会員100名、協力会員55名、4月から利用会員の所在確認を含め、今後の為に登録だけしておきたいと長年利用のない方等の生活状況・利用の意思確認をしました。6月末時点で利用会員62名、協力会員48名。これから利用会員が増えていく事が想定される長寿社会を迎え、協力会員(担い手)不足が当面の課題となります。若い方の入会がなく、協力会員も高齢化してきています。募集チラシの配布（スーパーマーケット、公共施設等）公共掲示板への掲示、各地域の集会に出向き会員募集の周知等に力を入れていますが、結果に繋がっていない現状です。その他・協力会員への交通費の支給、援助活動時の消耗品代・援助活動に必要な機材や道具の購入・利用料金や活動費の見直し。今後の課題として検討していかなければいけません。

・本当に困っている方のところに入りたいのですが、今までかかわってきた方が元気になっても利用したい方が多い。お手伝いさんのようになっている。終了のタイミングがむずかしい。

26. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況・今後の予定（調査票　問26）

（1）訪問型サービス

○実施しているサービスでは、「現行の訪問介護相当」が30.8%と最も多い。多様なサービスのうち、最も多いのは「訪問型サービスA」（18.0%）であり、住民主体による「訪問型サービスB」は8.3%にとどまっている。なお、「実施しない」「無回答」を除いた198か所（38.2%）が、何らかの総合事業を実施していることがわかる。

○実施予定の割合については、「実施しない（移行しない）」が7.2%、「訪問型サービスB」の実施予定は、わずか1.9%にすぎない。

■図表64　訪問型サービスの実施状況・実施予定＜前回との比較＞

選択肢		平成30年調査 n＝517				平成28年調査 n＝442			
		＜MA＞				＜MA＞			
		実施済		実施予定		実施済		実施予定	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
現行の訪問介護相当	訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	159	30.8	3	0.6	128	29.0	8	1.8
多様なサービス	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	93	18.0	4	0.8	49	11.1	35	7.9
	訪問型サービスB（住民主体による支援）	43	8.3	10	1.9	29	6.6	17	3.8
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	2	0.4	1	0.2	3	0.7	3	0.7
	訪問型サービスD（移動支援）	11	2.1	2	0.4	11	2.5	6	1.4
	実施しない（移行しない）	38	7.4	37	7.2	43	9.7	43	9.7
	無回答	281	54.4	464	89.7	179	40.5	330	74.7

■図表65　訪問型サービスの実施状況・実施予定＜前回との比較＞

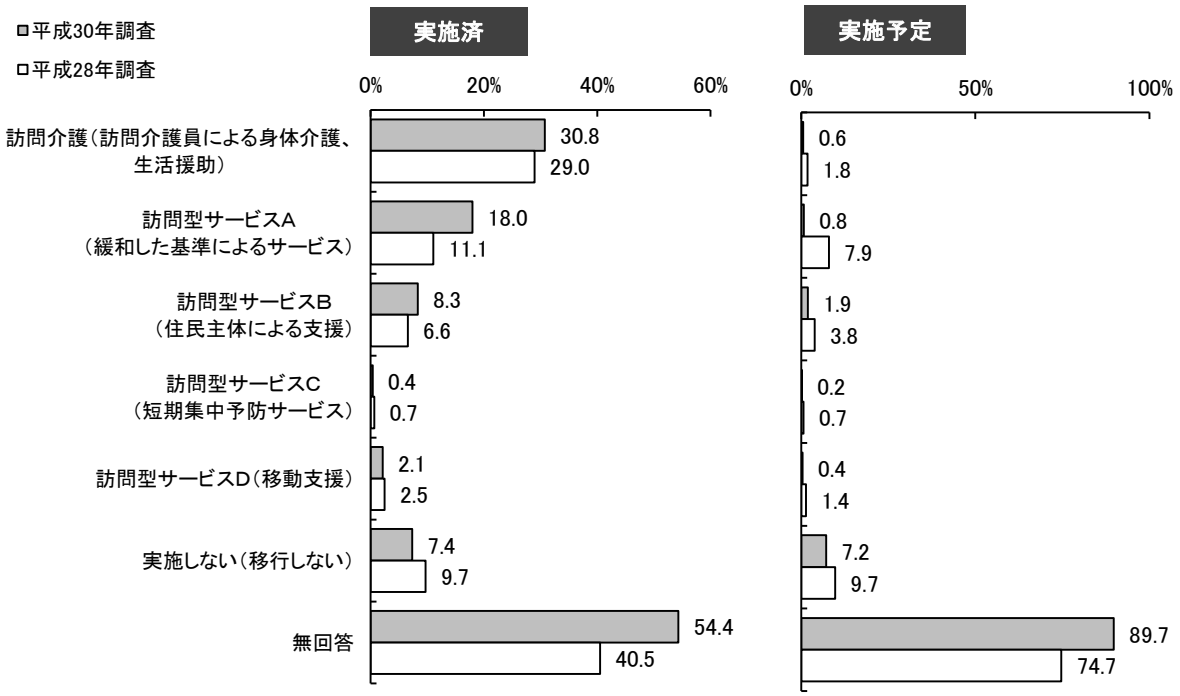

26. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況・今後の予定（調査票　問26）

（2）通所型サービス

○実施しているサービスでは、「現行の通所介護相当」が18.0%で、「通所型サービスB」は5.4%にとどまっている。なお、「実施しない」「無回答」を除いた116か所（22.4%）が何らかの総合事業を実施していることがわかる

○実施予定の割合は、回答があったなかでは「実施しない（移行しない）」が10.8%、「通所型サービスB」の実施予定は、1.0%にすぎない。

■図表66　通所型サービスの実施状況・実施予定＜前回との比較＞

選択肢		平成30年調査 n＝517 〈MA〉				平成28年調査 n＝442 〈MA〉			
		実施済		実施予定		実施済		実施予定	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
現行の通所介護相当	通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	93	18.0	0	0.0	73	16.5	5	1.1
多様なサービス	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	39	7.5	6	1.2	26	5.9	17	3.8
	通所型サービスB（住民主体による支援）	28	5.4	5	1.0	18	4.1	9	2.0
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	4	0.8	0	0.0	6	1.4	1	0.2
	実施しない（移行しない）	56	10.8	56	10.8	54	12.2	54	12.2
	無回答	345	66.7	450	87.0	265	60.0	356	80.5

■図表67　通所型サービスの実施状況・実施予定＜前回との比較＞

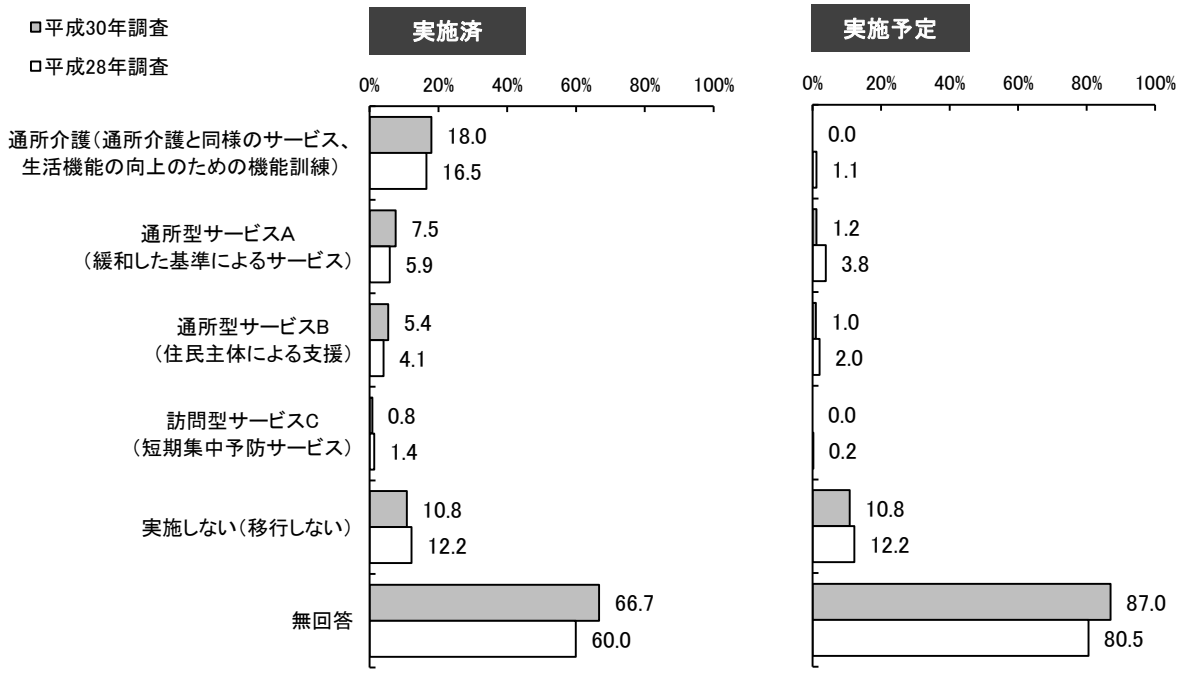

27. 生活支援体制整備事業体における「生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ(地域支え合い推進員)」

（調査票　問27）

○生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」については、「第1層として受託している」が19.5%、「受託していない・受託する予定はない」が17.6%、「第2層として受託している」が13.9%の順で割合が多い。

■図表68　生活支援コーディネーターの受託状況＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
第1層として受託している	101	19.5	59	13.3
第2層として受託している	72	13.9	35	7.9
第1層として受託する予定	4	0.8	15	3.4
第2層として受託する予定	2	0.4	8	1.8
受託していない・受託する予定はない	91	17.6	77	17.4
未定	110	21.3	116	26.2
無回答	180	34.8		

28. 市町村における「協議体」(調査票問28)

○協議体の設置主体では、「行政」が32.5%、「社会福祉協議会」が17.2%、「地域包括支援センター」が6.2%の順になっている。

■図表69 協議体の設置主体＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
行政	168	32.5	109	24.7
社会福祉協議会	89	17.2	51	11.5
地域包括支援センター	32	6.2	29	6.6
NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	8	1.5	13	2.9
その他	16	3.1	5	1.1
未定	101	19.5	141	31.9
無回答	145	28.0		

■図表70 協議体の設置主体＜前回との比較＞

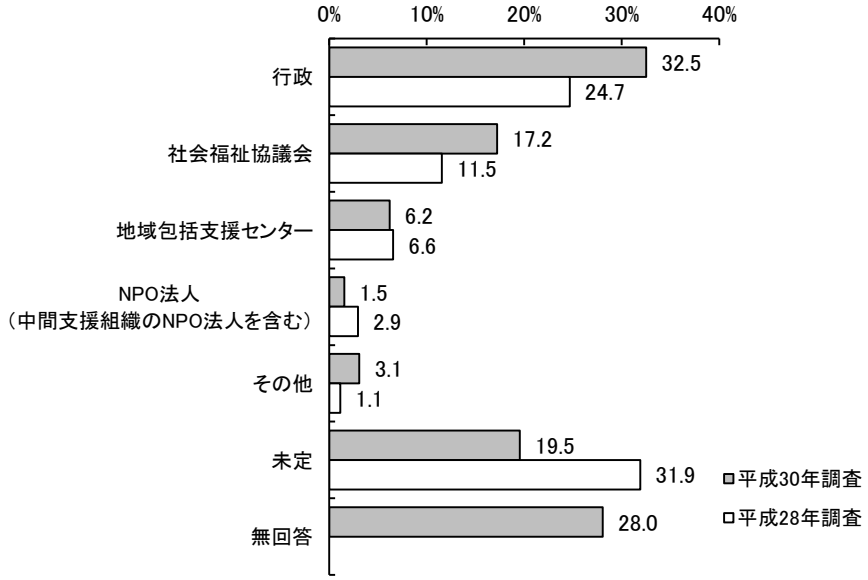

■図表71 協議体への参加状況＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
構成員として参画している	170	32.9	98	22.2
設置主体である	33	6.4	24	5.4
オブザーバー等で参画している	19	3.7	11	2.5
参画していない	31	6.0	18	4.1
その他	17	3.3	13	2.9
未定	110	21.3	151	34.2
無回答	151	29.2		

28. 市町村における「協議体」(調査票問28)

○協議体の構成団体では、「社会福祉協議会」が46.0%、「行政」が40.2%、「地域包括センター」が40.0%、「民生委員・児童委員（協議会）」が36.9%の順になっている。

■図表72 協議体の構成団体＜前回との比較＞

選択肢<MA>	平成30年調査 n＝517		平成28年調査 n＝442	
	回答数	%	回答数	%
社会福祉協議会	238	46.0	131	29.6
行政	208	40.2	109	24.7
地域包括支援センター	207	40.0	114	25.8
民生委員・児童委員（協議会）	191	36.9	99	22.4
地縁組織（自治会等）	164	31.7	85	19.2
介護サービス事業者	134	25.9	68	15.4
シルバー人材センター	125	24.2	67	15.2
NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	124	24.0	69	15.6
社会福祉法人	118	22.8	53	12.0
民間企業	46	8.9	27	6.1
農業協同組合	36	7.0	17	3.8
生活協同組合	33	6.4	19	4.3
その他	103	19.9	54	12.2
未定	105	20.3	159	36.0
無回答	144	27.9		

■図表73 協議体の構成団体＜前回との比較＞

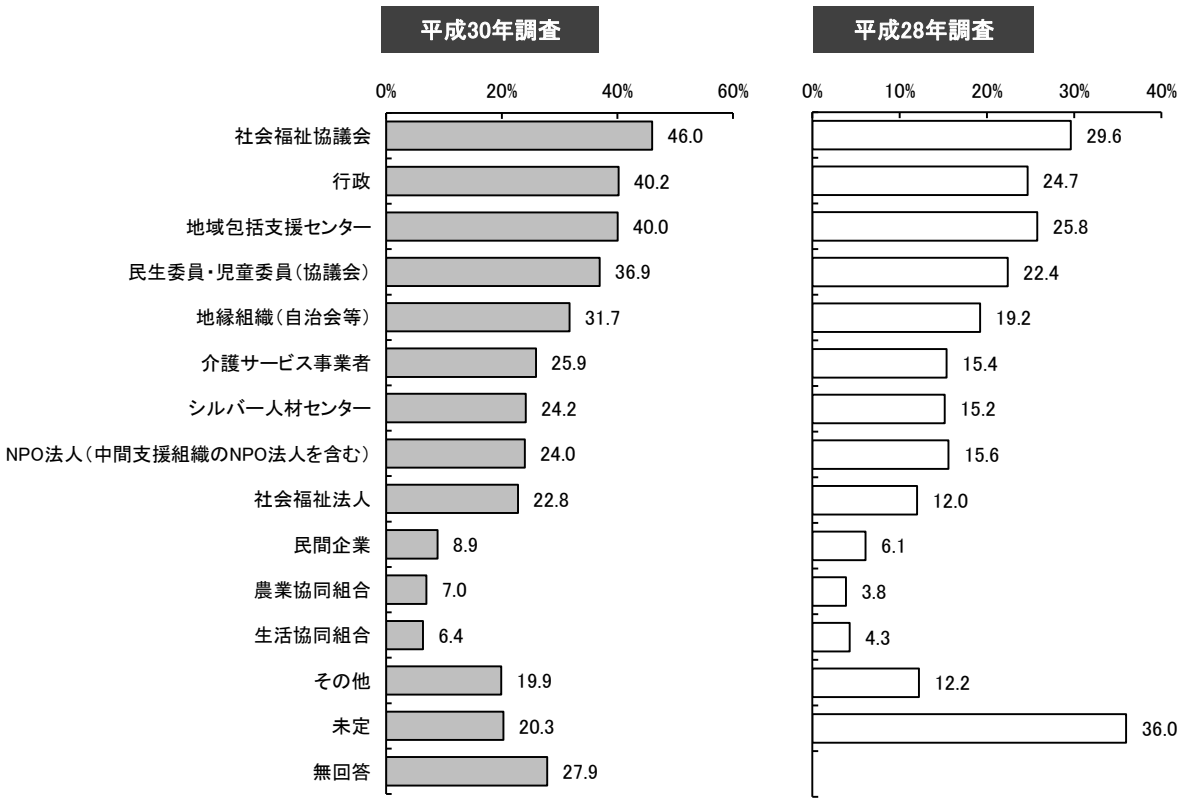

29.「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票　問29）

＜活動への影響や課題＞　（主な回答を掲載）

1.地域生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

【A:住民互助型】

・地域包括支援センターにコーディネーターが配置されているのは、知っているが、具体的な関わりはほとんどない。

・担い手の高齢化と人材不足は継続的な問題です。

【B:社協運営型】

・第1層の生活支援コーディネーターが、ふれあいサロン事業などを兼務することで、より地域支援活動の幅が広がった。また、第2層生活支援コーディネーターを、社協が委嘱している福祉推進員を中心に選任したため、福祉推進員同士の交流を図れるようになった。

・市社協に生活支援コーディネーターを配置しているため、地域の状況等を把握しやすい体制にある。

・他の関係機関との接点が増え、事業をより周知できたことにより、活動の場が増えた。地域の思いに事業内容が合わないこともある。

・生活支援コーディネーターが中心となり、地域課題を出し合い、地域に必要な資源を話し合うことができている。担い手さんと共同で見守り訪問を行うことができている。

・当団体への地域理解を得る、需要や供給の掘り起こしになっている。

・市内10地区において、取り組み状況に地域格差が生じていること。

・第1層、第2層生活支援コーディネーターを設置しているが、全員が兼務であり、他業務を持つ中で、どこまで踏み込んだ活動をしていけるかが、課題である。

・1.地域づくりを行っている行政の他部課との連携体制が図られていない。2.事業についての情報発信が不足。3.事業評価が難しく、コーディネーターのモチベーションが保ちにくい。

・地域のあらゆる団体・地域活動の担い手との接点が高まり、連携する上での良好な関係性が築けてきた。一方、地域とのつながりが深まるほどコーディネーター1人が担当する業務が膨らみ、業務過多に陥る可能性が出てきた。

・SCと住民参加型在宅福祉サービス事業のコーディネーターを兼務して従事。兼務することにより、ニーズの把握やサービスの提供に結び付けることができている。

・第1層と第2層の協力・連携のあり方がまだ確立できていない。社協のコーディネーターとして地域づくりに取り組んでいくことと、生活支援コーディネーターとして動いていくことが重複する。

・普段の業務の中で、生活支援コーディネーターを兼ねていることになっているので、生活支援コーディネーターの活動が明確になっていない。

・2名の生活支援コーディネーターは、多数の業務を兼務しているため、それだけに特化しての活動は不可能。

・行政が直営で行っているが、活動をしている様子が全く分からない。コーディネーターが動いているのかどうかも不明。採用していることだけは把握しているが。

・地縁で組織された支部を第2層の圏域としている。ボランティアなど地縁外での活動者との連携や受け入れが難しい。

・生活支援体制整備事業の事業内容への理解が地域に浸透しておらず、推進に苦慮している。第2層生活支援コーディネーター及び関係機関との更なる連携強化が課題と感じる。

・同じ組織内なので協働する機会が増えた。

・担い手候補への声かけ、地域で支える意識づけをしてもらうといった連携を取る。

・コーディネーターより地域資源の情報を提供していただいたり、住民参加型サービスへの依頼を受けたりする。

・連携により、周知やサポーター増加につながっている。

【C:その他】

・本人が自分の困りごとを発信できない時に、支援の1つとしてつなげる役割。

29.「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票　問29）

2.協議体について

【A:住民互助型】

・関係者ネットワーク会議において市内の関係機関との連携や情報交換ができ、今後の課題を共有したり、勉強できる場になっている。

・行政や他団体とのつながりを、より意識するようになった。自分たちの役割を改めて考えるようになった。

・協議体の活性化が必要ではないか（深く議論する場の確保等）。

・協議体は、27、28、29年の3年間で終了してしまいました。いろんな団体の顔は見えましたが、お互いに協力し合うという態度は全く見られず、お互いにどんなことをしているのかが分かった程度です。

・私たちのNPOも協議体の一員に参加、参画させて欲しい。声が届いていない。何をしているのかよくわからない。

・地域づくり連絡会ができ2年目になるが、出席者は地域のキーマンなので情報の共有や課題解決などにつながると思う。トップダウンではなく、もっと活発な協議体になることを願う。

【B:社協運営型】

・様々な団体から選出した委員により協議体を構成し、改めて地域資源や地域課題の確認を行っている。今までは地区担当者を通じた団体間の情報発信が主であった為、不十分な点があったが、協議体会議において各団体の生の声を聞くことで、お互いが抱える課題や取り組みについて真剣に理解しようという姿勢が見える。

・協議体の中で、有償在宅福祉サービスの普及啓発の方法や、担い手の要請について考え、意見やアドアイスなどをいただけている。

・地域づくりの視野が広がったという意見があり、福祉の領域での地域づくり（支え合い活動）の基盤が強化できると感じている。一方、将来的な到達点が見えないこともあり、協議体メンバーの意欲の低下が危惧される。

・協議体の位置づけや役割の理解度が低いことが課題。勉強会や意見交換会を重ねたが、方向性を決めることへの難しさを感じる。

・第2層（地区レベル）の協議体が設置されたことで、関係団体への情報共有が図れるようになった。今後、第2層が自主的に運営できるような支援が課題となっている。

・情報を共有する際、活用するべき資源の一つとして認識されている。担い手の不足についても共有し、活動を広く普及して行く中で周知などにさらに取り組まなければならない。

・協議体に専門職が多く配置されているが、地域資源の開発などには興味がなく、参加されてもほとんど意見を言われることはない。協議体のメンバーは地域資源などの意見を述べることのできる方でないと意味がない。

・社協として地域づくりを進めていくことと、第2層協議体を構築していくことが重複する。地域包括支援センターがコアで進めていく際に、どのような連携・協力をしていったらよいのか戸惑いがある。

・社会福祉協議会として地域福祉コーディネーターが協議体に参加している。連携体制は整っている。

・協議体の定義があいまいであるため、いまひとつ分かりかねている面があるが、小さな町であるので協働・連携しやすい点は良い。

【C:その他】

・各地区で情報交換会など第2層協議体を実施し、問題解決や関係者間の情報共有を行うことで課題推進に努めている。